

平成十年大蔵省令第二十九号

外国為替の取引等の報告に関する省令

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十九号）及び外国為替管理令の一部を改正する政令（平成九年政令第三百八十三号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条の二、第五十五条の三及び第六十九条の五並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の四、第十八条の五、第十八条の七、第十八条の八、第二十一条及び第二十六条の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令を次のように定める。

目次

- 第一章 支払等の報告等（第一条―第四条）
 第二章 資本取引の報告等（第五条―第十三条）
 第三章 外国為替業務に関する事項の報告等（第十四条―第二十四条）
 第四章 対外の貸借及び国際収支に関する資料（第二十五条―第三十三条）
 第五章 雑則（第三十四条―第三十八条）
 附則

第一章 支払等の報告等

（報告を要しない支払等の範囲）

第一条 外国為替令（以下「令」という。）第十八条の四第一項第一号に規定する財務省令で定められた小規模の支払等（支払又は支払の受領をいう。以下同じ。）は、三千万円に相当する額以下の支払等とする。

2 令第十八条の四第一項第三号に規定する財務省令で定める支払等は、非居住者がした本邦から外国へ向けた支払及び外国から本邦へ向けた支払の受領並びに次の各号に掲げる者がした当該各号に掲げる支払等とする。

一 居住者 次に掲げる支払等

イ 外国にある非居住者との間で行った預金契約（外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第二十条第一号に規定する預金契約をいう。以下同じ。）に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（以下「債権の発生等に係る取引」という。）に基づく支払等（銀行等（法律第十六条の二に規定する銀行等をいう。以下同じ。）又は資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）を経由しないものに限る。）

ロ 銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等の報告に係る外国にある非居住者との間の取引又は行為に係る債務の決済のための支払であつて、当該支払について外国にある他の非居住者との間で一時的に行つた預金契約に基づく債権の発生又は消滅に係る取引（当該預金契約に基づく預入期間が十日以内のものに限る。以下この号において「短期の預金契約に基づく債権の発生又は消滅に係る取引」という。）に直接伴つたもの（当該預金契約に基づく債権の発生に係る取引について当該取引の相手方である非居住者に対する支払が本邦にある銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によつてされたものに限る。）

ハ 銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等の報告に係る外国にある非居住者との間の取引又は行為に係る債権の決済のための支払の受領であつて、当該支払の受領について外国にある他の非居住者との間で行つた短期の預金契約に基づく債権の発生又は消滅に係る取引に直接伴つたもの（当該預金契約に基づく債権の消滅に係る取引について当該取引の相手方である非居住者からの支払の受領が本邦にある銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によつてされたものに限る。）

ニ 外国にある非居住者に対する外国における建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる資金の受払いのため外国にある他の非居住者との間で行つた預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴つた当該建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる材料の購入費、労務費、外注費その他の費用の支払又は当該建設工事代金の支払の受領（当該支払等をした

日の属する月中の当該預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴つた支払等の合計額が一億円に相当する額以下である場合に限る。）

ホ 非居住者との間の対外支払手段の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく支払等であつて、当該支払等の相手方との間で他の支払等をするためにするもの又は当該支払等の相手方に他の支払等を委託し当該他の支払等を行うためにするもの（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引のうち、通貨に係るものに基づく支払等を除く。）

ヘ 支払手段及び電子決済手段等以外による支払等（債権債務を消滅させるものを除く。）
 ト 支払手段及び電子決済手段等以外の財産の価値の交換に伴う債権債務の消滅に係る支払等であつて、当該交換に係る財産の価値のいづれもが証券以外の財産の価値であるもの

チ 電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に係る支払等のうち、当該売買又は他の電子決済手段等との交換が電子決済手段等取引業者等（法第五十五条の三第二項に規定する電子決済手段等取引業者等をいう。以下同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）によつてされるもの

リ その他法第五十五条第一項に基づく報告がされなくても法の目的を達成するため特に支障がないものとして財務大臣が指定した支払等

二 日本銀行 次に掲げる者との間においてした支払等

イ 外国中央銀行等又は国際機関（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十条第一項に規定する外国中央銀行等又は国際機関をいう。第五条第二項第一号イにおいて同じ。）

ロ 外国にある金融機関

三 特別国際金融取引勘定承認金融機関（令第十一条の二第五項第十一号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関をいう。以下「承認金融機関」という。）のうち令第十一条の二第一項に規定する銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫（以下「承認銀行等」という。） 次に掲げる支払等

イ 第十四条第一項第三号、第四号若しくは第七号から第十号までに掲げる報告又は同条第三項若しくは第七項の規定による報告の対象となつた支払等及び当該報告の対象となつた取引又は行為に基づく支払等

ロ イに掲げるもののほか、法第五十五条の七に規定する外国為替業務（以下「外国為替業務」という。）に係る取引又は行為に基づく支払等

三の二 承認金融機関のうち令第十一条の二第一項に規定する金融商品取引業者（以下「承認金融商品取引業者」という。） 第十四条の二第一項第三号から第六号までに掲げる報告又は同条第四項若しくは第五項の規定による報告の対象となつた支払等及び当該報告の対象となつた取引又は行為に基づく支払等

三の三 承認金融機関のうち令第十一条の二第一項に規定する保険会社（以下「承認保険会社」という。） 第十四条の三第一項第三号から第八号までに掲げる報告又は同条第四項の規定による報告の対象となつた支払等及び当該報告の対象となつた取引又は行為に基づく支払等

四 第十五条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条又は第二十二條第一項、第二項、第五項若しくは第六項の規定による報告をする者 当該報告の対象となつた支払等及び当該報告の対象となつた取引又は行為に基づく支払等

五 削除

六 第二十三条の規定による報告をする銀行等 次に掲げる支払等（外国為替業務に係るものに限る。）

イ 非居住者との間で行つた預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく当該非居住者との間でした支払等

ロ 外国為替業務に関連して外国にある金融機関との間でした支払等

（銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等の報告）
 第二条 居住者が法第五十五条第一項に規定する支払等（同条第二項に規定する銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によつてされた支払等を除く。以下この条において同じ。）をしたときは、

当該居住者は、当該支払等が第一条に規定する支払等に該当する場合を除き、当該支払等について、別紙様式第一による報告書一通を作成し、当該支払等をした日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等をした居住者が当該支払等及び当該支払等をした日の属する月中にした当該支払等以外の前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等の全部又は一部について一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする支払等について、前項に規定する様式に代えて、別紙様式第二による報告書一通を作成し、当該支払等をした日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

3 居住者が外国にある非居住者に対する外国における建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる資金の受払いのため外国にある他の非居住者との間で行った預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴って当該建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる材料の購入費、労務費、外注費その他の費用の支払又は当該建設工事代金の支払の受領（当該支払等をした日の属する月中の当該預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴って支払等の合計額が一億円に相当する額以下である場合を除く。）の報告をしようとするときは、当該居住者は、前二項に規定する報告の期限にかかわらず、第一項の規定による報告にあつては同項に規定する報告書一通を、前項の規定による報告にあつては同項に規定する報告書一通を作成し、当該支払等をした日の属する月の終了後三月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出することができる。

（銀行等又は資金移動業者を経由する支払等の報告）

第三条 居住者が法第五十五条第一項に規定する支払等（同条第二項に規定する銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によつてされた支払等に限る。以下この条において同じ。）をしたときは、当該居住者は、当該支払等が第一条に規定する支払等に該当する場合を除き、当該支払等につき、別紙様式第三による報告書一通を作成し、当該支払等をした日から十日以内に、当該支払等に係る為替取引を行った銀行等又は資金移動業者に提出しなければならない。ただし、当該報告の手續を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（次項及び第三項において「電子情報処理組織」という。）を使用して行う場合については、当該支払等をした日から二十日以内に、日本銀行に対して行うものとする。

2 前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等をした居住者が、当該支払等及び当該支払等をした日の属する月中にした当該支払等以外の前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等のうち、特定の銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によつてされた支払等の全部又は一部について一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする支払等について、前項の規定にかかわらず、別紙様式第四による報告書一通を作成し、当該支払等をした日の属する月の翌月十日までに、当該特定の銀行等又は資金移動業者に提出しなければならない。ただし、当該報告の手續を、電子情報処理組織を使用して行う場合については、当該支払等をした日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行に対して行うものとする。

3 居住者が第一項の規定による報告をしなければならないとされる支払等の全部又は一部について前項の規定に基づき一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする期間の開始する日の前日までに、財務大臣に対し、当該支払等について一括して報告する旨を書面により通知しなければならない。ただし、前項の規定による報告の手續を、電子情報処理組織を使用して行う場合については、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定による報告書の提出を受けた銀行等又は資金移動業者は、当該報告書の提出を受けた日から十営業日以内に、当該報告書を日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

第四条 削除

第二章 資本取引の報告等

（報告を要しない資本取引の範囲）

第五条 令第十八条の五第一項第一号に規定する財務省令で定める小規模の資本取引は、次の各号に掲げる資本取引の区分に応じ、当該各号に掲げる資本取引とする。

一 法第五十五条の三第一項第一号から第六号までに掲げる資本取引（同項第六号に掲げる資本取引にあつては、第十条第一項第一号の二に掲げる証券の取得及び当該取得をした証券の非居住者に対する譲渡に限る。）当該資本取引の額が一億円に相当する額以下のもの
二 法第五十五条の三第一項第六号から第九号までに掲げる資本取引（同項第六号に掲げる資本取引にあつては、前号に掲げる資本取引を除く。）当該資本取引の額が十億円に相当する額に満たないもの

2 令第十八条の五第一項第三号に規定する財務省令で定める資本取引は、令第十一条第三項若しくは令第十一条の三第二項の規定に基づき財務大臣の許可を受けた者が当該許可を受けたところに従つて行った資本取引、又は次に掲げる資本取引のいずれかに該当するものとする。

一 法第五十五条の三第一項第一号から第三号まで、第六号（法第二十条第二号（金銭の貸付契約に基づく債権の消滅に係る取引であつて、債権の放棄又は免除に係る取引を除く。）及び第十一号に掲げる資本取引に該当するものに限る。）及び第十号に掲げる資本取引
二 法第五十五条の三第一項第四号に掲げる資本取引のうち、居住者その他の居住者との間の対外支払手段又は債権の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引及び同項第十一号に掲げる資本取引

一の三 法第五十五条の三第一項第五号又は第六号に掲げる資本取引のうち、居住者而非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係るもの

二 法第五十五条の三第一項第五号に掲げる資本取引のうち、法第二十八条第一項の規定による届出をしたものによる対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）第七条第一項の規定による報告の対象となる同項第一号に掲げる行為に該当する資本取引
三から七まで 削除

八 法第五十五条の三第一項第六号に掲げる資本取引のうち、金銭の貸付契約に基づく債権の消滅に係る取引（債権の放棄又は免除に係る取引に限り、居住者による次に掲げる外国人（外国法令に基づいて設立された法人をいう。以下同じ。）に対する対外直接投資に係るものを除く。）

イ 当該居住者により所有される外国人の株式の数又は出資の金額（以下「株式等」という。）の当該外国人の発行済株式の総数又は出資の金額の総額（以下「発行済株式等」という。）に占める割合が百分の十以上である場合の当該外国人

ロ 当該居住者により所有される外国人の株式等と当該居住者により発行済株式等の全部を直接に所有されている者により所有される当該外国人の株式等を合計した株式等の当該外国人の発行済株式等に占める割合が百分の十以上である場合の当該外国人

九 法第五十五条の三第一項第七号及び第九号に掲げる資本取引のうち、譲渡性預金の預金証書（外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）第二条第一項第一号に規定する譲渡性預金の預金証書をいう。）の発行又は募集

十 法第五十五条の三第一項第十二号に掲げる資本取引のうち、次のいずれかに該当する本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

イ 非居住者が当該非居住者又は当該非居住者の親族若しくは使用人その他の従業者の居住の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

ロ 本邦において非営利目的の業務を行う非居住者が当該業務の遂行の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

ハ 非居住者が当該非居住者の事務所の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

ニ 非居住者が他の非居住者から行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

十一 日本銀行が次に掲げる者との間で行つた法第五十五条の三第一項第五号（日本銀行法施行規則（平成十年大蔵省令第三号）第五条第一号及び第二号に規定するものを除く。）又は同項第六号（証券の取得又は金銭の貸付に限定。）に掲げる資本取引

イ 外国中央銀行等又は国際機関
ロ 外国にある金融機関

十二及び十三 削除

十四 承認金融機関又は第二十一条若しくは第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をする者が行った法第五十五の三第一項第五号に掲げる資本取引

十五から十九まで 削除

二十 前各号に掲げるもののほか、法第五十五の三第一項に基づく報告がされなくても法的目的を達成するため特に支障がないものとして財務大臣が指定した資本取引

第六条 削除

(資本取引を一括して報告する者の帳簿書類)

第七条 銀行等及び金融商品取引業者(法第二十二條の二第一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)が、法第五十五の三第五項の規定により、一定の期間内に当事者となり、又は媒介等をした資本取引(同条第六号から第九号まで又は第十二号に掲げるものを除く。)について一括して報告をしたときは、当該銀行等及び金融商品取引業者は、令第十八條の五第七項の規定に基づき、当該報告をした日から一月以内に、法第五十五の三第五項に定める帳簿書類を作成しなければならない。

2 法第五十五の三第五項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 資本取引の報告を要しないこととなった相手方(媒介等をしたときは、当該資本取引の当事者)の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

二 資本取引の内容

三 資本取引の実行の日

四 資本取引の報告をした日

五 法第五十五の三第一項の規定により資本取引の当事者となつた都度財務大臣に報告しなければならない事項のうち、一括して報告した事項以外の事項

第八条 削除

(証券の取得又は譲渡に関する報告)

第九条 居住者が法第五十五の三第一項第五号に掲げる資本取引を行ったときは、当該居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該資本取引について、別紙様式第十三による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日又は当該資本取引に係る支払等をした日(当該資本取引に係る支払等を複数回する場合には、最初の支払等をした日とする。次条において同じ。)のいずれか遅い日(当該支払等をしなない場合には当該資本取引を行った日とする。次条において同じ。)から二十日以内に、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。

2 前項又は第十條第一項若しくは第三項の規定により別紙様式第十三による報告をしなければならないとされる資本取引を行った居住者(銀行等及び金融商品取引業者に限る。以下この項、第十條第四項及び第十一條第三項において同じ。)が、当該資本取引及び当該資本取引を行った日の属する月中において行った当該資本取引以外の資本取引(前項又は第十條第一項若しくは第三項の規定により別紙様式第十三による報告をしなければならないとされる資本取引に限る。)の全部又は一部について、法第五十五の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする資本取引について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。

一 証券の売買の状況に関する報告 別紙様式第十四

二 証券の条件付売買の状況に関する報告 別紙様式第十五の一

(対外直接投資に係る報告等)

第十条 居住者が法第五十五の三第一項第六号に掲げる資本取引を行ったときは、当該居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、次の各号に掲げる対外直接投資の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、当該対外直接投資を行った日又は当該

対外直接投資に係る支払等をした日(当該対外直接投資に係る支払等を複数回する場合には、最初の支払等をした日とする。)のいずれか遅い日(当該支払等をしなない場合には当該対外直接投資を行った日とする。)から二十日以内に、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。

一 対外直接投資に係る証券の取得であつて、次に掲げる外国法人の発行に係る証券の取得 別紙様式第十六

イ 当該居住者により所有される外国法人の株式等の当該外国法人の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合又は当該割合が百分の十以上である場合の当該外国法人

ロ 当該居住者により所有される外国法人の株式等と当該居住者により発行済株式等の全部を直接に所有されている者により所有される当該外国法人の株式等を合計した株式等の当該外国法人の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合又は当該割合が百分の十以上である場合の当該外国法人

二 対外直接投資に係る証券の取得であつて、前号に掲げるもの以外のもの 別紙様式第十七

2 前項第一号に掲げる対外直接投資又は対外直接投資に係る金銭の貸付契約に基づく債権の発生に係る取引を行った居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、これらの取引又は行為について次に掲げる資本取引を行ったときは、当該資本取引について、別紙様式第十九による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日又は当該資本取引に係る支払等をした日のいずれか遅い日から二十日以内に、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。

一 対外直接投資として取得した証券の非居住者に対する譲渡

二 対外直接投資として行った金銭の貸付契約に基づく債権の放棄又は免除に係る取引

3 第一項第一号の二に掲げる対外直接投資を行った居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該対外直接投資として取得した証券の非居住者に対する譲渡をしたときは、当該譲渡について、別紙様式第十三による報告書一通を作成し、当該譲渡をした日又は当該譲渡に係る支払等をした日(当該譲渡に係る支払等を複数回する場合には、最初の支払等をした日とする。)のいずれか遅い日(当該支払等をしなない場合には当該譲渡を行った日とする。)から二十日以内に、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により別紙様式第十六又は第十九による報告をしなければならないとされる資本取引を行った居住者が、当該資本取引及び当該資本取引を行った日又は当該資本取引に係る支払等をした日の属する月中において行った当該資本取引以外の資本取引(第一項又は第二項の規定により別紙様式第十六又は第十九による報告をしなければならないとされる資本取引に限る。)の全部又は一部について、法第五十五の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする資本取引のそれぞれについて、第一項又は第二項に規定する様式による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日又は当該資本取引に係る支払等をした日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。

(証券の発行又は募集に関する報告)

第十一条 居住者が法第五十五の三第一項第七号に掲げる資本取引を行ったときは、当該居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該資本取引について、別紙様式第二十一による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日から二十日以内に、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。

2 非居住者が法第五十五の三第一項第八号又は第九号に掲げる資本取引を行ったときは、当該非居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該資本取引について、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日から二十日以内に、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定による報告をしなければならないとされる資本取引を行った居住者が、当該資本取引及び当該資本取引を行った日の属する月中において行った当該資本取引以外の同項の規定に

よる報告をしなければならぬとされる資本取引の全部又は一部について、法第五十五条の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする資本取引のそれぞれについて、第一項に規定する様式による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

(本邦にある不動産の取得等に関する報告)

第十二条 非居住者が法第五十五条の三第一項第十二号に掲げる資本取引を行ったときは、当該非居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該資本取引について、別紙様式第二十二による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

(資本取引の媒介、取次ぎ又は代理に関する報告)

第十三条 銀行等及び金融商品取引業者が法第五十五条の三第一項第五号に掲げる資本取引の媒介等をしたときは、当該銀行等及び金融商品取引業者は、当該媒介等をした資本取引について、別紙様式第十三による報告書一通を作成し、当該媒介等をした日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する資本取引の媒介等をした銀行等及び金融商品取引業者が、当該媒介等をした資本取引及び当該資本取引の媒介等をした日の属する月中において媒介等をした当該資本取引以外の資本取引の全部又は一部について、法第五十五条の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該銀行等及び金融商品取引業者は、当該一括して報告しようとする資本取引について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、当該資本取引の媒介等をした日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

一 証券の売買の媒介等の状況に関する報告 別紙様式第十四

二 証券の条件付売買の媒介等の状況に関する報告 別紙様式第十五の一

3 銀行等又は金融商品取引業者が第二十一条の規定により報告をした場合には、当該報告に係る証券の取得又は譲渡の媒介等の状況について、第一項の規定による報告をしたものとみなす。

4 銀行等又は金融商品取引業者が、第十四条第一項第八号、第九号若しくは第十号又は第二十二條第一項若しくは第二項の規定による報告をした場合には、当該銀行等又は金融商品取引業者は、当該報告に係る証券の取得又は譲渡の媒介等の状況について、第二項の規定による報告をしたものとみなす。

5 電子決済手段等取引業者等が法第五十五条の三第一項第三号(法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる場合に限る。)に掲げる資本取引の媒介等(三千万円に相当する額を超える資本取引の媒介等に限る。)をしたときは、当該電子決済手段等取引業者等は、当該媒介等をした資本取引について、別紙様式第二十三による報告書一通を作成し、当該資本取引が行われた日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

6 前項に規定する資本取引の媒介等をした電子決済手段等取引業者等が、当該媒介等をした資本取引及び当該資本取引が行われた日の属する月中において行われた当該資本取引以外の資本取引(当該電子決済手段等取引業者等が媒介等をしたものに限る。)の全部又は一部について、法第五十五条の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該電子決済手段等取引業者等は、当該一括して報告しようとする資本取引について、別紙様式第二十四による報告書一通を作成し、当該媒介等をした資本取引が行われた日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

第三章 外国為替業務に関する事項の報告等

(承認銀行等の報告)

第十四条 承認銀行等は、その行った毎月中の外国為替業務に関する事項の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

一 特別国際金融取引勘定(法第二十一条第三項に規定する特別国際金融取引勘定をいう。以下同じ。)における資金の運用及び調達に関する報告 別紙様式第二十五

二 資産及び負債の状況に関する報告 別紙様式第二十六

三 デリバティブ取引(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八條第十四項に規定するデリバティブ取引のうち、同条第九項第二号、同条第十項第二号及び第三号(同項第二号に掲げる取引に類似する取引に限る。)、同条第十一項第二号及び第三号(同項第二号に掲げる取引に類似する取引に限る。))並びに同条第十二項第二号及び第三号(同項第二号に掲げる取引に類似する取引に限る。))に掲げる取引を除く。以下同じ。)に関する報告 別紙様式第二十七

四 貸付債権の売買に関する報告 別紙様式第二十八

五 外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告 別紙様式第二十九

六 削除

七 非居住者との間の貸付けの実行等(貸付けの実行、貸付金の回収及び貸付債権の放棄をいう。以下同じ。)の状況に関する報告 別紙様式第三十一

八 非居住者との間の外貨証券又は円払証券(本邦において、かつ、本邦通貨をもって支払われる証券をいう。以下同じ。)の売買の契約(当該承認銀行等がした媒介等に係る居住者而非居住者との間における証券の売買契約を含む。)の状況に関する報告 別紙様式第三十四

九 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の条件付売買(当該承認銀行等がした媒介等に係る居住者而非居住者との間における証券の条件付売買を含む。)の状況に関する報告 別紙様式第三十五の一

十 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払(当該承認銀行等がした媒介等に係る居住者而非居住者との間における外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払を含む。)の状況に関する報告 別紙様式第三十五の二

2 承認銀行等は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一 第二十一条の規定による報告をする場合又は売買の契約の実績がない場合 前項第八号に掲げる様式

二 条件付売買の実績がない場合 前項第九号に掲げる様式

三 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の実績及び残高がない場合 前項第十号に掲げる様式

3 承認銀行等は、その行った外国為替業務に係る毎四半期中における対外支払手段等(令第三条第一項第十二号に規定する対外支払手段等をいい、同項第三号、同項第七号及び外国為替に関する省令第四条第二項第五号に掲げる取引を除く。第十五条、附則第五條第二号及び附則六條において同じ。)の売買の状況について、別紙様式第三十二による報告書一通を作成し、翌四半期開始後十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

4 承認銀行等は、その行った外国為替業務に係る取引に基づく毎四半期末現在における非居住者及び居住者に対する債権又は債務の残高の状況について、別紙様式第三十三による報告書一通を作成し、翌四半期開始後一月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

5 承認銀行等(本邦に本店を有する者のうち、次に掲げる者に限る。)は、その行った外国為替業務に係る取引に基づく毎四半期末現在における非居住者に対する国籍及び所在国別の債権の残高の状況について、別紙様式第三十四による報告書一通を作成し、翌四半期開始後一月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第二号に該当する者にあつては、当該者の最初に該当することとなった年度の第四四半期末現在における債権の残高の状況から当該報告を提出するものとする。

一 外国に支店を有する者

二 外国に支店を有しない者であつて、その行った外国為替業務に係る取引に基づく非居住者に対する債権の第三四半期末現在における残高の額が千億円に相当する額を超える者

6 承認銀行等は、その行った外国為替業務に係る取引に基づく毎年十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第二十一条の規定による報告をする者を除き、次の各号に掲げる報告の対象となる十二月末現在の残高がない場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

- 一 外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告 別紙様式第十五の三
- 二 外貨証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十六
- 三 円建外債（非居住者が本邦において発行した円払証券をいう。以下同じ。）に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十七
- 四 居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十八
- 五 割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告 別紙様式第三十九
- 六 承認銀行等は、毎月における外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（承認金融商品取引業者の報告）

第十四条の二 承認金融商品取引業者は、その行った毎月中の外国為替業務に関する事項の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。

- 一 特別国際金融取引勘定における資金の運用及び調達に関する報告 別紙様式第二十五
- 二 資産及び負債の状況に関する報告（特別国際金融取引勘定に関するものに限る。） 別紙様式第二十六
- 三 デリバティブ取引に関する報告 別紙様式第二十七
- 四 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の売買の契約（当該承認金融商品取引業者がした媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の売買契約を含む。）の状況に関する報告 別紙様式第十四
- 五 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の条件付売買（当該承認金融商品取引業者がした媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の条件付売買を含む。）の状況に関する報告 別紙様式第十五の一
- 六 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払（当該承認金融商品取引業者がした媒介等に係る居住者と非居住者との間における外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払を含む。）の状況に関する報告 別紙様式第十五の二

- 2 承認金融商品取引業者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、次に掲げる様式による報告書の提出を要しない。
 - 一 第二十一条の規定による報告をする場合又は売買の契約の実績がない場合 前項第四号に掲げる様式
 - 二 条件付売買の実績がない場合 前項第五号に掲げる様式
 - 三 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払及び残高がない場合 前項第六号に掲げる様式

3 承認金融商品取引業者は、その行った外国為替業務に係る取引に基づく毎年十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第二十一条の規定による報告をする者を除き、次の各号に掲げる報告の対象となる十二月末現在の残高がない場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

- 一 外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告 別紙様式第十五の三

- 二 円建外債に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十六
- 三 居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十七
- 四 割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告 別紙様式第三十九
- 5 承認金融商品取引業者は、毎月中における外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

5 承認金融商品取引業者は、毎月における証券取引に係る預り金及び貸付金並びに発行日取引（金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）第一条第二項に規定する発行日取引をいう。以下この項及び第二十二條第五項において同じ。）の状況について、別紙様式第四十三による報告書を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第二十一条の規定による報告をする金融商品取引業者を除き、報告の対象となつた月中に証券取引に係る預り金及び貸付金並びに発行日取引の実績及び残高がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（承認保険会社の報告）

第十四条の三 承認保険会社は、その行った毎月中の外国為替業務に関する事項の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。

- 一 特別国際金融取引勘定における資金の運用及び調達に関する報告 別紙様式第二十五
- 二 資産及び負債の状況に関する報告（特別国際金融取引勘定に関するものに限る。） 別紙様式第二十六
- 三 デリバティブ取引に関する報告 別紙様式第二十七
- 四 貸付債権の売買に関する報告 別紙様式第二十八
- 五 非居住者との間の貸付けの実行等の状況に関する報告 別紙様式第四十一
- 六 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の売買の契約の状況に関する報告 別紙様式第十四
- 七 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の条件付売買の状況に関する報告 別紙様式第十五の一
- 八 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の状況に関する報告 別紙様式第十五の二

- 2 承認保険会社は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、次に掲げる様式による報告書の提出を要しない。
 - 一 第二十一条の規定による報告をする場合又は売買の契約の実績がない場合 前項第六号に掲げる様式
 - 二 条件付売買の実績がない場合 前項第七号に掲げる様式
 - 三 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の実績及び残高がない場合 前項第八号に掲げる様式

3 承認保険会社は、その行った外国為替業務に係る取引に基づく毎年十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第二十一条の規定による報告をする者を除き、次の各号に掲げる報告の対象となる十二月末現在の残高がない場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

- 一 外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告 別紙様式第十五の三
- 二 外貨証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十六
- 三 居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十七

4 割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告 別紙様式第三十九
 4 承認保険会社は、毎月中における外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第
 四十による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなけ
 ればならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円
 に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。
 (対外支払手段等の売買に関する報告)

第十五条 令第十八条の七第二項第二号ハに規定する外国為替業務に係る取引(令第三条第一項第
 十四号に規定する銀行等間外国為替市場において行われたものに限る。次項において同じ。)の
 月中の合計額が百億円に相当する額を超える者(日本銀行及び承認銀行等を除く。)は、当該取
 引の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた月の属する四半期の翌四半期中の対外支払手段
 等の売買の状況について、別紙様式第三十二による報告書一通を作成し、報告の対象となった四
 半期の翌四半期開始後十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。
 2 令第十八条の七第二項第二号ハに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に
 相当する額を超える者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した者は、指定
 期間中の毎四半期中の対外支払手段等の売買の状況について、前項に規定する様式による報告書
 一通を作成し、翌四半期開始後十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなけれ
 ばならない。
 (デリバティブ取引に関する報告等)

第十六条 令第十八条の七第二項第二号ハ、ヘ又はトに規定する外国為替業務に係る取引の月中の
 合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、銀行等(日本銀行及び承認銀行等を除く。次条
 第一項、第十九条第一項並びに第二十二条第一項及び第三項において同じ。)、金融商品取引業者
 (承認金融商品取引業者を除く。第二十二条第一項及び第三項において同じ。)、保険会社(保
 業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社及び同法第二条第七項に規定す
 る外国保険会社等)をいい、承認保険会社を除く。次条第一項、第十九条第一項並びに第二十二
 条第一項及び第三項において同じ。)、投資信託委託会社(投資信託及び投資法人に関する法律(昭
 和二十六年法律第九十八号)第二条第十項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。)
)又は資産運用会社(同条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。)は、当該取引
 の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた月の翌月中のデリバティブ取引の状況について、
 別紙様式第二十七による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本
 銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となった月中にデリバ
 ティブ取引の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。
 2 令第十八条の七第二項第二号ハ、ヘ又はトに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額
 が百億円に相当する額を超える者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した
 銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社は、指定期間中の毎
 月中のデリバティブ取引の状況について、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、翌月
 十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象と
 なった月中にデリバティブ取引の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

3 前二項の規定による報告をする者は、毎月中における当該報告に係る外国為替業務に付随する
 支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌
 月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式に
 による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、
 当該報告書の提出を要しない。
 (貸付債権の売買に関する報告等)

第十七条 令第十八条の七第二項第二号ハに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百
 億円に相当する額を超える者のうち、銀行等又は保険会社は、当該取引の月中の合計額が百億円
 に相当する額を超えた月の翌月中の貸付債権の売買の状況について、別紙様式第二十八による報
 告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に

提出しなければならない。ただし、報告の対象となった月中に貸付債権の売買の実績がない場合
 には、当該報告書の提出を要しない。

2 令第十八条の七第二項第二号ハに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に
 相当する額を超える者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等又は
 保険会社は、指定期間中の毎月中の貸付債権の売買の状況について、前項に規定する様式による
 報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなけれ
 ばならない。ただし、報告の対象となった月中に貸付債権の売買の実績がない場合には、当該報告書の提
 出を要しない。

3 前二項の規定による報告をする者は、毎月中における当該報告に係る外国為替業務に付随する
 支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌
 月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式に
 による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、
 当該報告書の提出を要しない。
 (外国通貨又は旅行小切手の売買の状況に関する報告)

第十八条 令第十八条の七第二項第二号ニに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百
 万円に相当する額を超える者のうち、本邦において両替業務(法第二十二条の三に規定する両替
 業務をいう。次項において同じ。)を行う者は、当該取引の月中の合計額が百万円に相当する額
 を超えた月の翌月中の外国通貨又は旅行小切手の売買の状況について、別紙様式第二十九による
 報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣
 に提出しなければならない。

2 令第十八条の七第二項第二号ニに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百万円に
 相当する額を超える者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した本邦におい
 て両替業務を行う者は、指定期間中の毎月中の外国通貨又は旅行小切手の売買の状況について、
 前項に規定する様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大
 臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となった月中に外国通貨又は旅行小切手の売
 買の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。
 (貸付けの実行等の状況に関する報告等)

第十九条 令第十八条の七第二項第二号ヘに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百
 億円に相当する額を超える者のうち、銀行等又は保険会社は、当該取引の月中の合計額が百億円
 に相当する額を超えた月の翌月中の貸付けの実行等の状況について、次の各号に掲げる区分に応
 じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日まで
 に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる報告書に
 ついては、報告の対象となった月中に貸付けの実行等の実績がない場合には、当該報告書の提出
 を要しない。

一 銀行等 別紙様式第三十一

二 保険会社 別紙様式第四十一

2 令第十八条の七第二項第二号ヘに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に
 相当する額を超える者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等又は
 保険会社は、指定期間中の毎月中の貸付けの実行等の状況について、次の各号に掲げる区分に応
 じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して
 財務大臣に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる報告書については、報告の対象と
 なった月中に貸付けの実行等の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

一 銀行等 別紙様式第三十一

二 保険会社 別紙様式第四十一

3 前二項の規定による報告をする者は、毎月中における当該報告に係る外国為替業務に付随する
 支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌
 月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式に

よる報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

第二十條 削除

(証券の売買の契約の状況に関する報告)

第二十一條 令第十八條の七第二項第二号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、特に必要があると認めて財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社若しくは資産運用会社又はこれらに準ずる者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社若しくは資産運用会社(以下この条において「指定報告機関」という)は、指定期間中の毎営業日中の居住者と非居住者との間における証券の売買の契約(当該指定報告機関と非居住者との間における証券の売買契約及び当該指定報告機関の媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の売買契約をいう。)の状況について、別紙様式第十四による報告書一通を作成し、翌々営業日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。(証券の売買の契約等の状況に関する報告等)

第二十二條 令第十八條の七第二項第二号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社(以下この項において「報告機関」という)は、当該取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた月の翌月中の居住者と非居住者との間における外貨証券又は円払証券の売買の契約等(当該報告機関と非居住者との間における証券の売買契約、条件付売買及び貸借取引に係る担保金の受払並びに当該報告機関の媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の売買契約、条件付売買及び貸借取引に係る担保金の受払をいう。)の状況について、報告の対象となった月中に売買の契約等の実績がない場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする者については第一号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一 証券の売買の契約の状況に関する報告 別紙様式第十四
二 証券の条件付売買の状況に関する報告 別紙様式第十五の一
三 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の状況に関する報告 別紙様式第十五の二

2 令第十八條の七第二項第二号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社(以下この項において「報告機関」という)は、指定期間中の毎月中の居住者と非居住者との間における外貨証券又は円払証券の売買の契約等(当該報告機関と非居住者との間における証券の売買契約、条件付売買及び貸借取引に係る担保金の受払並びに当該報告機関の媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の売買契約、条件付売買及び貸借取引に係る担保金の受払をいう。)の状況について、報告の対象となった月中に売買の契約等の実績がない場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする者については第一号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一 証券の売買の契約の状況に関する報告 別紙様式第十四
二 証券の条件付売買の状況に関する報告 別紙様式第十五の一
三 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の状況に関する報告 別紙様式第十五の二

3 令第十八條の七第二項第二号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社は、当該取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた

月の属する年の十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする者を除き、次の各号に掲げる報告の対象となる十二月末現在の残高がない場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一 外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告 別紙様式第十五の三
二 外貨証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十六
三 居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十七
四 割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告 別紙様式第三十九

4 令第十八條の七第二項第二号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社は、指定期間中の十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする者を除き、次の各号に掲げる報告の対象となる十二月末現在の残高がない場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一 外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告 別紙様式第十五の三
二 外貨証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十六
三 居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十七
四 割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告 別紙様式第三十九

5 前条又は第一項若しくは第二項の規定による報告をする金融商品取引業者は、毎月中の証券取引に係る預り金及び貸付金並びに発行日取引の状況について、別紙様式第四十三による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする金融商品取引業者を除き、報告の対象となった月中に証券取引に係る預り金及び貸付金並びに発行日取引の実績及び残高がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

6 前条又は第一項若しくは第二項の規定による報告をする銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社は、毎月中における当該報告に係る外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

(銀行等の資産及び負債に関する報告)

第二十三條 第十五條から第十七條まで、第十九條及び第二十一條又は第二十二條の規定による報告をする銀行等は、当該報告に係る取引を行った日の属する月の月末現在における資産及び負債の残高の状況について、別紙様式第二十六による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となった月末の残高がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

(非居住者及び居住者に対する債権又は債務の残高に関する報告)

第二十三條の二 令第十八條の七第二項第二号ハ、ヘ及びトに規定する外国為替業務に係る取引又は行為に基づく月末の債権の残高の額が千億円に相当する額を超える銀行等のうち、特に必要があると認めて財務大臣が指定した者は、その行った外国為替業務に係る取引又は行為に基づく毎四半期末現在における非居住者及び居住者に対する債権又は債務の残高の状況について、別紙様式

五 当該一のもの（総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人（前二号に掲げる外国法人を除く。））

二 一のものにより特定出資（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定出資をいう。）の総口数の百分の十以上を所有されている本邦にある特定目的会社（同条第三項に規定する特定目的会社をいう。）は、当該一もの出資比率及び当該特定目的会社の内部留保等の状況並びに次の各号に掲げる外国法人（当該一ものを除く。）との間の金銭貸借残高及び債券投資残高（報告の対象となる残高が十億円に満たない場合における当該残高を除く。）の状況について、別紙様式第五十二による報告書一通を当該特定目的会社の事業年度ごとに作成し、翌事業年度開始後三月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該特定目的会社の特定資本金の額（同法第十六条第二項第四号に規定する特定資本金の額をいう。）と優先資本金の額（同法第四十二条第一項第一号に規定する優先資本金の額をいう。）を合計した金額が十億円に満たない場合は、この限りでない。

一 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人
二 前号に掲げる外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人
三 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人（第一号に掲げる外国法人を除く。）
四 当該一のもの（総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人（前各号に掲げる外国法人を除く。））

五 当該一のもの（総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人（前二号に掲げる外国法人を除く。））

（証券の償還等に関する報告）
第三十一条 証券の発行又は募集をすることについて第十一条第一項又は第二項の規定による報告（同条第二項の規定による報告については、法第五十五条の三第一項第八号に掲げる資本取引に該当するものに限る。）をした居住者又は非居住者（外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十九号）の施行の日（平成十年四月一日）前に法第二十条第六号に掲げる資本取引を行った居住者又は非居住者を含む。）は、毎年十二月末現在における当該証券の償還等（元本の全部若しくは一部の償還、買入消却又は当該証券の株式への転換をいう。）の状況について、別紙様式第五十三による報告書一通を作成し、翌年一月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該報告に係る証券の十二月末現在における発行残高の額が十億円に相当する額に満たない場合は、この限りでない。

（海外預金の残高に関する報告等）
第三十二条 居住者（日本銀行、承認銀行等及び第二十三条の規定による報告をする銀行等を除く。）は、非居住者との間の預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく当該債権の月末現在における残高が一億円に相当する額を超えたときは、当該債権の残高の状況について、別紙様式第五十四による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の末日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

二 前項の規定による報告のうち、居住者が非居住者に対する外国における建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる資金の受払いのため他の非居住者との間で行った預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく当該債権の残高に関する報告については、前項に規定する報告の期限にかかわらず、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、当該債権の額の月末における残高が一億円に相当する額を超えた月の終了後三月以内に、提出することができる。

（対外の貸借及び国際収支に関する統計）

第三十三条 財務大臣は、第二十六条から前条までの規定による報告のほか、令第十八条の九第三項の規定に基づき、対外の貸借及び国際収支に関する統計を作成するため必要な資料の提出を求

める場合には、関係行政機関及び同項各号に掲げる者に対し、告示又は通知する方法により、当該提出を求める資料を指定してするものとする。

第五章 雑則

（財務局長等が求めるその他の報告）

第三十四条 財務局長又は福岡財務支局長は、令第二十五条第五項の規定に基づき、同条第二項及び第四項の規定の実施に必要な限度において、外国為替業務を行う者から報告を徴することができる。

（報告書作成上の換算等）

第三十五条 令第二十一条に規定する本邦通貨と外国通貨との間又は異種の外国通貨相互間の換算（この省令の規定により報告書を作成する場合における換算に限る。）に係る財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより換算する方法とする。

一 第二条第二項、第三条第二項、第十三条第五項及び第六項、第十四条第一項第三号及び第五項、第十四条の二第一項第三号、第十四条の三第一項第三号、第十六条第一項及び第二項、第二十三条の三、第三十条並びに第三十二条第一項の規定による報告 当該報告に係る取引、行為若しくは支払等が行われた日又はその日の属する月の末日における実勢外国為替相場を用いて換算する方法
二 第九条第二項、第十三条第二項、第十四条（同条第一項第一号及び第三号、第五項並びに第六項第一号の二から第四号までを除く。）、第十四条の二（同条第一項第一号及び第三号並びに第三項第一号の二から第四号までを除く。）、第十四条の三（同条第一項第一号及び第三号並びに第三項第一号の二から第四号までを除く。）、第十五条、第十六条第三項、第十七条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条の二まで（第二十二条第三項第一号の二から第四号まで及び第四項第一号の二から第四号までを除く。）及び第二十六条から第二十八条までの規定による報告 財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場を用いて換算する方法

三 第十四条第一項第一号、第十四条の二第一項第一号及び第十四条の三第一項第一号の規定による報告 承認金融機関が特別国際金融取引勘定において取引又は行為を処理する場合に使用する相場を用いて換算する方法

第三十六条 令第二十一条に規定する本邦通貨と外国通貨との間の換算（この省令の規定により報告書の提出の要否を判断する場合における換算に限る。）に係る財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより換算する方法とする。

一 第一条第一項に規定する支払等のうち外国通貨によりされるものであって、当該支払等について本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの 当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法

二 第一条第二項第一号二かつ三書きに規定する支払等 当該支払等をした日における実勢外国為替相場を用いて換算する方法

三 第二条第三項第五項に規定する資本取引の媒介等 当該媒介等をした資本取引が行われた日における実勢外国為替相場を用いて換算する方法

四 第三十二条第一項に規定する債権の額の月末における残高の額 当該債権の額の月末における残高について、前条第一号に規定する方法により換算する方法

第三十六条の二 法第五十五条第一項に規定する支払等のうち電子決済手段等によりされるものであって、当該規定を適用する場合における本邦通貨と電子決済手段等との間又は異種の電子決済手段等相互間の換算は、当該規定においてその額について当該換算をすべき支払等が行われた日

における当該支払等の対象となる電子決済手段等の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。

2 電子決済手段等取引業者等が第十三条第五項又は第六項の規定による報告をする場合における異種の電子決済手段等相互間の換算は、これらの規定においてその額について当該換算をすべき資本取引が行われた日における当該資本取引の対象となる電子決済手段等の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。

第三十七条 この省令に規定する報告書を作成する場合において、次の各号に掲げる事項について番号により記載する必要があるときは、当該番号は、当該各号に掲げる番号を使用してするものとする。

- 一 国際収支項目 別表第一に掲げる国際収支項目番号
- 二 国又は地域 別表第二に掲げる国又は地域番号
- 三 業種 別表第三に掲げる業種番号

(事務の委任)

第三十八条 令第二十六条第七号、第八号及び第十号に掲げる事務のうち、日本銀行に取り扱わせ

の事務として財務省令で定めるものは、次に掲げる事務とする。
一 第二条、第三条、第九条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条の三まで又は第二十六から第三十二条までの規定に基づく報告書の受理に関する事務

二 削除
三 対外の貸借及び国際収支に関する統計の作成に関する事務
四 前三号に掲げる事務のほか、この省令の施行のため必要な事務のうち、財務大臣が定めるもの

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十九号）の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。ただし、第六条第一項及び第二項の規定は、公布の日から施行する。

(外国為替取引等の報告に関する省令の廃止)

第二条 外国為替取引等の報告に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十七号）は、廃止する。（経過措置）

第三条 この省令による廃止前の外国為替取引等の報告に関する省令（以下「旧省令」という。）の規定に基づき報告をしなければならないとされている事項のうち、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十九号、第三項において「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた取引、行為又は支払等に係る報告については、なお従前の例による。

2 外国為替管理令の一部を改正する政令による改正前の外国為替管理令第二十一条第一項の規定に基づき条件として付された事項のうち、施行日前に行われた取引、行為又は支払等に係る報告については、なお従前の例による。

3 第五条第一項第一号、同条第二項第七号及び第八号並びに第十条第三項の規定の適用については、改正法による改正前の外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第一項第四号の規定によりされた届出に係る対外直接投資で、施行日前に行われているもの及び改正法の附則第四条第一項の規定の適用を受けるものは、法第二十三條第一項の規定により届け出られたものとみなす。

第四条 法第五十五条の三第三項の規定に基づき届出をしようとする居住者が自己の資本取引の相手方となる者の報告を要しないこととした期間を平成十年四月中に開始しようとするときは、当該居住者は、この省令の公布の日から、第六条第一項の規定の例により届け出ることができ

る。この場合において、同項中「一月前」とあるのは「十日前」と読み替えるものとする。
2 前項の規定による届出が行われる場合における当該届出に関する大蔵大臣の事務の委任については、第三十八条第二号の規定の例による。

(移行期間中の報告の特例)

第五条 承認金融機関は、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間（以下「移行期間」という。）に行った外国為替業務に係る取引又は行為については報告をするときは、第十四条第一項第三号、同項第三号、同項第七号から同項第九号まで、同条第二項及び同条第六項の規定にかかわらず、当該各号及び各項に規定する様式に代えて、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式により報告することができる。

- 一 資産及び負債の状況に関する報告 別紙様式第五十五
- 二 対外支払手段等の売買に関する報告 別紙様式第五十六
- 三 デリバティブ取引に関する報告 別紙様式第六十一
- 四 貸付金の実行状況に関する報告 別紙様式第六十二
- 五 外貨証券の売買状況に関する報告 別紙様式第六十三
- 六 円証証券の売買状況に関する報告 別紙様式第六十四
- 七 利子、配当金又は手数料の支払等に関する報告 別紙様式第六十五

第六条 第十五条の規定による対外支払手段等の売買に関する報告をする者のうち、銀行等又は証券会社は、移行期間中に行った対外支払手段等の売買の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、銀行等については別紙様式第五十六により、証券会社については別紙様式第六十五により報告することができる。

第七条 第十六条の規定によるデリバティブ取引に関する報告をする者は、移行期間中に行ったデリバティブ取引の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、銀行等については別紙様式第五十七から第六十までにより、証券会社については別紙様式第五十九及び第六十六により、保険会社、証券投資信託委託業者及び金融先物取引業者については別紙様式第六十六により報告することができる。

第八条 第十九条第一項又は第二項の規定による貸付金の実行の状況に関する報告をする銀行等は、移行期間中に行った貸付けの実行等の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、別紙様式第六十一により報告することができる。

第九条 第二十一条の規定による証券の売買の状況に関する報告をする者は、移行期間中に行った居住者而非居住者との間における証券の売買の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、銀行等については別紙様式第六十七及び第六十八により、証券会社については別紙様式第六十八及び第六十九により、保険会社及び証券投資信託委託業者については別紙様式第六十七により報告することができる。

第十条 第二十二条第一項又は第二項の規定による外貨証券の売買の状況に関する報告をする者は、移行期間中に行った居住者而非居住者との間における外貨証券の売買の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等については別紙様式第六十二により、証券会社については別紙様式第六十七により報告することができる。

2 第二十二條第一項又は第二項の規定による円証証券の売買の状況に関する報告をする者は、移行期間中に行った居住者而非居住者との間における円証証券の売買の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等については別紙様式第六十三により、証券会社については別紙様式第七十二により、保険会社及び証券投資信託委託業者については別紙様式第七十三により報告することができる。

第十一条 第二十三條の規定による銀行等の資産及び負債の状況に関する報告をする銀行等は、移行期間中の毎月末現在における資産及び負債の残高の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、別紙様式第五十五により報告することができる。

第十二条 第十六条第三項、第十七条第三項又は第二十二條第六項の規定による外国為替業務に係る利子、配当金又は手数料の支払等に関する報告をする者は、移行期間中に行った外国為替業務に係る利子、配当金又は手数料の支払等の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等については別紙様式第六十四により、証券会社にか

つては別紙様式第七十四により、保険会社にあつては別紙様式第七十五により報告することができる。

第十三条 附則第五条から前条までに規定する報告書については、旧省令に規定する報告書を取り替へ使用することができる。

2 この省令の別紙様式第三による報告書については、当分の間、旧省令第十条第一項に規定する別紙様式第九(一)及び第九(二)による報告書を取り替へ使用することができる。

第十四条 この省令に基づく報告書の作成を機械処理により行う場合にあつては、同省令に規定する様式については、各様式に必要なコード番号を付し、若しくは各様式の規格を調整し、又は報告をしなければならぬこととされている事項以外の部分を割愛する等所要の修正を加えたものを使用することができる。

(罰則に関する経過措置)
第十五条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六条 第三条第一項の規定による支払等の報告をする場合において、次の表の上欄に掲げる日にした当該支払等については、同項中「当該支払等をした日から十日以内」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成三十一年四月二十四日	平成三十一年五月八日まで
平成三十一年四月二十五日	平成三十一年五月九日まで
平成三十一年四月二十六日から同月二十九日まで	平成三十一年五月十日までに

2 第三条第二項の規定による支払等の報告をする場合において、平成三十一年四月中にした当該支払等については、同項中「当該支払等をした日の属する月の翌月十日までに」とあるのは、「平成三十一年五月十四日までに」とする。

(新型コロナウイルス感染症に起因して生じた事態に対応するための特例)

第十七条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関)に起因するやむを得ない事情により、この省令に報告されたものに限る。)であるものに限る。)に起因するやむを得ない事情により、この省令に基づく報告義務の全部又は一部を履行することができないときは、そのできない報告義務について履行することを要しない。この場合において、当該報告義務を履行しなかつた者は、履行しなかつた報告義務の全部又は一部を履行することができることとなつた後、遅滞なく、当該報告義務を履行するものとする。

附則 (平成一〇年六月一八日大蔵省令第九七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、金融監督庁設置法の施行の日(平成十年六月二十二日)から施行する。

附則 (平成一〇年一月三〇日大蔵省令第一五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十年十二月一日)から施行する。

(外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による改正前の別紙様式第十四、第二十三、第二十四及び第七十は、当分の間、これを取り替へ使用することができる。

附則 (平成一〇年二月一〇日大蔵省令第一六四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第三十二及び第三十三に基づき報告をしなければならないとされている事項のうち、この省令の施行の前に行われた取引、行為又は支払等に係る報告については、なお従前の例による。

2 改正前の別紙様式第五、第十、第十三から第十五まで、第三十二、第三十三、第四十二、第四十四、第五十四、第五十六、第五十七、第五十九、第六十二、第六十三及び第六十五から第七十二までについては、当分の間、これを取り替へ使用することができる。

附則 (平成一二年二月二六日大蔵省令第三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第三十五条第二号の改正規定中「同条第一項第三号」を「同条第一項第一号、第三号」に改める部分、同条に一号を加える改正規定及び別紙様式第五十九の改正規定 公布の日

二 第十四条第四項の改正規定、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に一項を加える改正規定、第二十条の改正規定、第三十五条第一号の改正規定、同条第二号の改正規定中、「第四項第二号並びに第五項を除く。」を、「第四項並びに第六項を除く。」に改める部分、別紙様式第三十四及び第三十五の改正規定並びに別紙様式第三十四の次に様式を加える改正規定 平成十二年一月一日

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の別紙様式第十二、第三十四、第三十五及び第五十九による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第十二、第三十四、第三十五及び第五十九による報告書を取り替へ使用することができる。

附則 (平成一二年六月二六日大蔵省令第五九号)

(施行期日)

この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則 (平成一二年八月二二日大蔵省令第六九号) 抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り替へ使用することができる。

附則 (平成一二年八月三〇日大蔵省令第七一七号)

(施行期日等)

第一条 この省令は、平成十二年九月一日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、それぞれ次に掲げる報告から適用する。

一 別紙様式第三十三の改正規定中記入要領3に係る部分及び別紙様式第三十四の改正規定中記入要領3に係る部分 平成十三年三月末現在分の報告

二 別紙様式第三十五の改正規定中記入要領4に係る部分 平成十三年六月末現在分の報告

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の別紙様式第十二、第十四(付表(年、月分)を含む)、第十五、第二十九、第三十三から第三十五まで及び第四十四による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第十二、第十四(付表(年、月分)を含む)、第十五、第二十九、第三十三から第三十五まで及び第四十四による報告書を取り替へ使用することができる。

附則 (平成一二年一月三〇日大蔵省令第八四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中外国為替に関する省令第四条第二項及び第二条中外国為替の取引等の報告に関する省令第十五条第一項の改正規定 平成十二年十二月一日

二 第一条中外国為替に関する省令第二条第二項及び第二条中外国為替の取引等の報告に関する省令第二十二条第五項の改正規定 平成十三年一月六日

附則 (平成一四年三月二八日財務省令第二二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

(外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条中外国為替の取引等の報告に関する省令による改正後の別紙様式第十三、第十四(付表(年、月分)を含む。)、第十五(裏面)「共通項目」欄のコード表等を含む。、第三十六及び第三十八による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第十三、第十四(付表(年、月分)を含む。)、第十五(裏面)「共通項目」欄のコード表等を含む。、第三十六及び第三十八による報告書を取り繕い使用することができる。

附則 (平成一四年七月二日財務省令第四三三号)
(施行期日等)
第一条 この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
一 別紙様式第三十四の改正規定 公布の日
二 第二十三條の二及び第二十三條の三を加える改正規定及び別紙様式第三十二の改正規定 公布の日
三 第一条第一項の改正規定 平成十五年四月一日
四 第一号から第三号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十七年一月一日
2 前項各号に掲げる改正規定による改正後の規定は、それぞれ次の各号に定める報告から適用する。

一 前項第一号に係る改正後の規定 平成十四年六月末現在分の報告(施行日以降に提出されるものに限る。)
二 前項第二号に係る改正後の規定 平成十四年九月末現在分の報告
三 前項第三号に係る改正後の規定 平成十五年四月一日以降の支払又は支払の受領に係る報告
四 前項第四号に係る改正規定 平成十七年一月一日以降の取引若しくは行為又は支払若しくは支払の受領に係る報告
(経過措置)
第二条 この省令による改正後の別紙様式第三十四による報告書については、平成十六年十二月三十一日までの間、改正前の別紙様式第三十四による報告書を取り繕い使用することができる。
2 この省令による改正前の別紙様式第二及び別紙様式第四の様式中「五百万円」とあるのは、平成十五年四月一日から平成十六年十二月三十一日までの間に行われた支払又は支払の受領に係る報告に関し、「三千万円」と読み替えるものとする。

附則 (平成一四年八月一六日財務省令第四八号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十四号)の施行の日から施行する。
附則 (平成一五年三月二七日財務省令第一四号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中別紙様式第四十二の改正規定 平成十七年一月一日
二 第三条の改正規定(同条中第一条の改正規定、別紙様式第三の改正規定及び別紙様式第二十九の改正規定を除く。) 平成十七年一月一日
三 第一号及び第二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年四月一日
(外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令の別紙様式第三十三から別紙様式第三十五までは、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則 (平成一五年六月三〇日財務省令第六七号)
(施行期日)
第一条 この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
一 別紙様式第三十三及び別紙様式第三十四の改正規定 平成十七年一月一日
二 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年七月一日
2 前項各号に掲げる改正規定による改正後の規定は、それぞれ次の各号に定める報告から適用する。
一 前項第一号に係る改正後の規定 平成十六年十二月末現在分の報告
二 前項第二号に係る改正後の規定 平成十五年七月一日以降の取引又は行為に係る報告
(経過措置)
第二条 この省令による改正後の別紙様式第二十五による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第二十五による報告書を取り繕い使用することができる。
2 この省令による改正後の別紙様式第二十六による報告書については、平成十六年十二月末現在分の報告までの間、改正前の別紙様式第二十六による報告書を取り繕い使用することができる。
附則 (平成一六年三月一〇日財務省令第一三三号)
この省令は、平成十六年三月二十六日から施行する。ただし、第一条中第十条の改正規定は同年三月二十九日から、第一条中第四条の改正規定並びに第二条の規定は同年四月一日から施行する。
附則 (平成一六年二月一日財務省令第七二号) 抄
この省令は、平成十七年一月四日から施行する。
附則 (平成一七年二月八日財務省令第三三三号)
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定は同年三月一日から、第一条第二項第一号ハ及び第五号の改正規定、第五条第二項第十九号の改正規定、第十四条第一項第三号の改正規定、第三十五号第一号及び第二号の改正規定、第三十六条第三号の改正規定並びに第三十八条第一号の改正規定は公布の日から施行し、改正後の別紙様式第二十九による報告書の提出は、同年四月分の報告から適用する。
附則 (平成一七年六月二〇日財務省令第五四号)
この省令は、平成十七年七月一日から施行する。
附則 (平成一七年九月二八日財務省令第六七号)
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。
附則 (平成一八年四月二八日財務省令第四〇号)
この省令は、平成十八年五月一日から施行する。
附則 (平成一九年九月一四日財務省令第四九号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附則 (平成二〇年六月一八日財務省令第四二二号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成二〇年九月三〇日財務省令第六一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。
附則 (平成二一年四月二二日財務省令第三三三号)
この省令は、平成二十一年五月十二日から施行し、同日以降の支払又は支払の受領に係る報告から適用する。
附則 (平成二二年三月一日財務省令第六六号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中外国為替に関する省令第二条第二項第三号の改正規定並びに第二条中外国為替の取引等の報告に関する省令第十四条第一項及び第二項、第二十五条、第三十三条、第三十五条第二号並びに第三十八条第一号の改正規定並びに同令別紙様式第三十及び第四十四の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までによる申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一から第四までによる

(外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条中外国為替の取引等の報告に関する省令による改正後の別紙様式第十三、第十四(付表(年、月分)を含む。)、第十五(裏面)「共通項目」欄のコード表等を含む。、第三十六及び第三十八による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第十三、第十四(付表(年、月分)を含む。)、第十五(裏面)「共通項目」欄のコード表等を含む。、第三十六及び第三十八による報告書を取り繕い使用することができる。

附則 (平成一四年七月二日財務省令第四三三号)
(施行期日等)
第一条 この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
一 別紙様式第三十四の改正規定 公布の日
二 第二十三條の二及び第二十三條の三を加える改正規定及び別紙様式第三十二の改正規定 公布の日
三 第一条第一項の改正規定 平成十五年四月一日
四 第一号から第三号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十七年一月一日
2 前項各号に掲げる改正規定による改正後の規定は、それぞれ次の各号に定める報告から適用する。

一 前項第一号に係る改正後の規定 平成十四年六月末現在分の報告(施行日以降に提出されるものに限る。)
二 前項第二号に係る改正後の規定 平成十四年九月末現在分の報告
三 前項第三号に係る改正後の規定 平成十五年四月一日以降の支払又は支払の受領に係る報告
四 前項第四号に係る改正規定 平成十七年一月一日以降の取引若しくは行為又は支払若しくは支払の受領に係る報告
(経過措置)
第二条 この省令による改正後の別紙様式第三十四による報告書については、平成十六年十二月三十一日までの間、改正前の別紙様式第三十四による報告書を取り繕い使用することができる。
2 この省令による改正前の別紙様式第二及び別紙様式第四の様式中「五百万円」とあるのは、平成十五年四月一日から平成十六年十二月三十一日までの間に行われた支払又は支払の受領に係る報告に関し、「三千万円」と読み替えるものとする。
附則 (平成一四年八月一六日財務省令第四八号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十四号)の施行の日から施行する。
附則 (平成一五年三月二七日財務省令第一四号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中別紙様式第四十二の改正規定 平成十七年一月一日
二 第三条の改正規定(同条中第一条の改正規定、別紙様式第三の改正規定及び別紙様式第二十九の改正規定を除く。) 平成十七年一月一日
三 第一号及び第二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年四月一日
(外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令の別紙様式第三十三から別紙様式第三十五までは、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
附則 (平成一五年六月三〇日財務省令第六七号)
(施行期日)
第一条 この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
一 別紙様式第三十三及び別紙様式第三十四の改正規定 平成十七年一月一日
二 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年七月一日
2 前項各号に掲げる改正規定による改正後の規定は、それぞれ次の各号に定める報告から適用する。
一 前項第一号に係る改正後の規定 平成十六年十二月末現在分の報告
二 前項第二号に係る改正後の規定 平成十五年七月一日以降の取引又は行為に係る報告
(経過措置)
第二条 この省令による改正後の別紙様式第二十五による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第二十五による報告書を取り繕い使用することができる。
2 この省令による改正後の別紙様式第二十六による報告書については、平成十六年十二月末現在分の報告までの間、改正前の別紙様式第二十六による報告書を取り繕い使用することができる。
附則 (平成一六年三月一〇日財務省令第一三三号)
この省令は、平成十六年三月二十六日から施行する。ただし、第一条中第十条の改正規定は同年三月二十九日から、第一条中第四条の改正規定並びに第二条の規定は同年四月一日から施行する。
附則 (平成一六年二月一日財務省令第七二号) 抄
この省令は、平成十七年一月四日から施行する。
附則 (平成一七年二月八日財務省令第三三三号)
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定は同年三月一日から、第一条第二項第一号ハ及び第五号の改正規定、第五条第二項第十九号の改正規定、第十四条第一項第三号の改正規定、第三十五号第一号及び第二号の改正規定、第三十六条第三号の改正規定並びに第三十八条第一号の改正規定は公布の日から施行し、改正後の別紙様式第二十九による報告書の提出は、同年四月分の報告から適用する。
附則 (平成一七年六月二〇日財務省令第五四号)
この省令は、平成十七年七月一日から施行する。
附則 (平成一七年九月二八日財務省令第六七号)
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。
附則 (平成一八年四月二八日財務省令第四〇号)
この省令は、平成十八年五月一日から施行する。
附則 (平成一九年九月一四日財務省令第四九号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附則 (平成二〇年六月一八日財務省令第四二二号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成二〇年九月三〇日財務省令第六一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。
附則 (平成二一年四月二二日財務省令第三三三号)
この省令は、平成二十一年五月十二日から施行し、同日以降の支払又は支払の受領に係る報告から適用する。
附則 (平成二二年三月一日財務省令第六六号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中外国為替に関する省令第二条第二項第三号の改正規定並びに第二条中外国為替の取引等の報告に関する省令第十四条第一項及び第二項、第二十五条、第三十三条、第三十五条第二号並びに第三十八条第一号の改正規定並びに同令別紙様式第三十及び第四十四の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までによる申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一から第四までによる

報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までによる申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一から第四までによる報告書を取り繕い使用することができる。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十二年六月一六日財務省令第四一八号)

この省令は、平成二十二年七月六日から施行し、同日以降の支払又は支払の受領に係る報告から適用する。

附 則 (平成二十三年四月二一日財務省令第一八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年五月一日から施行する。

第二条 この省令による改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令(以下「新省令」という。)の規定は、それぞれ次の各号に定める報告から適用する。

一 第二十九条の改正規定による改正後の規定 平成二十三年四月末以降に終了する対外直接投資に係る外国法人の事業年度に係る報告

二 第三十条の改正規定及び別紙様式第五十二の改正規定による改正後の規定 平成二十三年四月末以降に終了する事業年度に係る報告

三 第三十二条、第三十六条第四号及び別紙様式第五十四の改正規定による改正後の規定 平成二十三年四月末現在分の報告

四 前三号に掲げる規定以外のこの省令による改正後の規定 平成二十三年五月一日以降の取引又は行為に係る報告

(経過措置)

第二条 承認金融機関又は外国為替の取引等の報告に関する省令第二十一条又は第二十二條第一項若しくは第二項の規定による報告をする者(以下「承認金融機関等」という。)は、財務大臣が定める日までの間、新省令第十条第一項の規定により別紙様式第十三による報告をしななければならないとされる資本取引について、同項の規定にかかわらず、当該様式に代えて、別紙様式第十六により報告することができる。

2 承認金融機関等は、財務大臣が定める日までの間、新省令第十条第三項の規定により報告をしななければならないとされる資本取引について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、別紙様式第十九により報告することができる。

3 この省令の施行日前に、この省令による改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令第十条第一項の規定により対外直接投資について報告をした者又は外国為替に関する省令(昭和五十五年大蔵省令第四十四号)第二十二條第一項又は第二十四條第一項の規定により対外直接投資について届出をした者は、当該対外直接投資として取得した証券の非居住者に対する譲渡について、新省令第十条第三項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、別紙様式第十九により報告することができる。

4 この省令による改正後の別紙様式第二、第十四、第十六、第十七、第十八、第十九、第五十二及び第五十四による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第二、第十四、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第五十二及び第五十四による報告書を取り繕い使用することができる。

附 則 (平成二十三年二月二八日財務省令第九六号)

(施行期日)

第一条 この省令は平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第五条の改正規定(同条第二項第一号の二の次に一号を加える部分を除く。)、第九条第一項の改正規定、第十条の改正規定、第十三条の改正規定(同条第三項第三号を削る部分を除く。)、第十四條第一項第三号の改正規定、第二十八條の改正規定(同条にただし書を加える部分に限る。)、第三十五條の改正規定並びに別紙様式第十六から第十八まで、別紙様式第二十三及び第二十四の改正規定並

びに附則第一条第二項の規定(同項第一号に係る部分に限る。)並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成二十四年一月十七日から施行する。

2 この省令による改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令の規定は、それぞれ次の各号に定める報告から適用する。

一 第一条の改正規定、第五条の改正規定(同条第二項第一号の二の次に一号を加える部分を除く。)、第九条第一項の改正規定、第十条の改正規定、第十三條の改正規定(同条第三項第三号を削る部分を除く。)、第十四條第一項第三号の改正規定並びに別紙様式第十六から第十八まで、別紙様式第二十三及び第二十四の改正規定による改正後の規定 平成二十四年一月十七日以降の取引又は行為に係る報告

二 第二十八條の改正規定(同条にただし書を加える部分に限る。)による改正後の規定 平成二十四年一月分の報告

三 第二十九條、第三十条及び別紙様式第五十から第五十二までの改正規定による改正後の規定 平成二十六年一月以降に終了する事業年度末に係る報告(第二十九條並びに別紙様式第五十及び第五十一の改正規定による改正後の規定に関し、当該規定に係る報告をする者が法人以外の場合にあつては平成二十六年末に係る報告)

四 前号に掲げる規定以外のこの省令による改正後の規定 平成二十六年一月一日以降の取引又は行為に係る報告

(経過措置)

第二条 外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成二十三年財務省令第十八号) 附則第二条第一項及び第二項に規定する財務大臣が定める日は、平成二十六年一月一日とする。

第三条 当分の間、別紙様式第十四中「第13條第4項又は第5項」とあるのは「第13條第3項又は第4項」と、別紙様式第十五の一及び第十五の二中「第13條第5項」とあるのは「第13條第4項」と読み替えるものとする。

第四条 この省令による改正後の別紙様式による報告については、当分の間、改正前の別紙様式による報告書を取り繕い使用することができる。

附 則 (平成二十五年二月二一日財務省令第六二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別紙様式第十六の改正規定は平成二十六年一月二日から、第一条中別紙様式第十九の改正規定は同月一日から施行し、改正後の別紙様式第十九による報告書の提出は、同日以降の取引又は行為に係る報告から適用する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の別紙様式による報告については、当分の間、改正前の別紙様式による報告書を取り繕い使用することができる。

附 則 (平成二十六年七月四日財務省令第四八号)

この省令は、平成二十六年七月四日から施行し、同日以降の支払又は支払の受領に係る報告から適用する。

附 則 (平成二十六年二月一日財務省令第九一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第十三による報告書については、当分の間、改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第十三による報告書を取り繕い使用することができる。

附 則 (平成二十七年五月二九日財務省令第五六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二條 この省令による改正後の別紙様式第三十三及び第三十四による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第三十三及び第三十四による報告書を取り繕い使用することができる。

附則 (平成二十九年八月二五日財務省令第五三三号)

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

附則 (平成三〇年五月一八日財務省令第四〇号)

第一条 (施行期日)
この省令は、平成三十年六月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二による申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書を取り繕い使用することができる。

附則 (平成三〇年六月八日財務省令第四五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の別紙様式による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式による報告書を取り繕い使用することができる。

附則 (平成三一年四月一七日財務省令第三五五号)

この省令は、平成三十一年四月二十四日から施行する。

附則 (令和元年六月二四日財務省令第九号)

(施行期日)

1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則 (令和元年二月二三日財務省令第三八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の様式による報告書については、当分の間、改正前の様式による報告書を取り繕い使用することができる。

附則 (令和二年三月二二日財務省令第六号)

この省令は、公布の日から施行し、令和二年二月二十五日から適用する。

附則 (令和二年四月三日財務省令第三九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年五月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二による申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書を取り繕い使用することができる。

附則 (令和二年四月三〇日財務省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年一〇月三〇日財務省令第六八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則 (令和三年三月二九日財務省令第九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令(以下「新省令」という。)第一条第二項第一号イ及びトの規定は、新省令の施行の日(以下「施行日」という。)以降にする支払等について適用し、施行日前にした支払等については、なお従前の例による。

第三条 新省令別紙様式第一及び第二による報告書については、当分の間、改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書を取り繕い使用することができる。

附則 (令和四年五月九日財務省令第四二二号)

(施行期日)

1 この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年五月十日)から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令(以下この項及び次項において「新報告省令」という。)第一条第二項第一号イ並びに第十三条第五項及び第六項の規定は、令和四年六月一日以後に行われる外国為替及び外国貿易法第五十五条第一項に規定する支払等及び新報告省令第十三条第五項に規定する資本取引について適用する。

3 この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに新報告省令別紙様式第三及び第四の様式による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第三及び第四の様式による報告書を取り繕い使用することができる。

附則 (令和五年五月二六日財務省令第三九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、令和五年六月一日から施行する。

(経過措置)

3 この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一、第二、第二十三及び第二十四の様式による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一、第二、第二十三及び第二十四の様式による報告書を取り繕い使用することができる。

4 この省令の施行の際現に行われている改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令第六条第一項、第五項及び第七項の規定による届出は、施行日の前日限り、その効力を失う。

別表第一 国際収支項目番号(第三十七条関係)

国際収支項目	国際収支項目
番号	

〇一一	(財貨) 貴金属の売買代金(輸出入に該当するもの)	二二五	海上輸送及び航空輸送以外の貨物運賃
〇一二	金の地金のうち当該金の地金の全重量に占める金の含有量が百分の九十以上のもの (以下の表において「金の地金」という。)の売買代金(輸出入に該当せず、かつ、 金融商品に該当するもの)	二二六	海上輸送及び航空輸送以外の旅客運賃
〇一三	金の地金の売買代金(輸出入に該当せず、かつ、金融商品又は割賦販売に該当しないもの)	二二七	船用油等港湾調達財貨の売買代金
〇一四	金の地金以外の貴金属の売買代金(輸出入に該当せず、かつ、割賦販売に該当しないもの)	二二八	用船料(乗員を含む輸送設備の貸借料)
〇三三	貴金属以外の金属の売買代金(輸出入に該当せず、かつ、金融商品に該当するもの)	二二九	用船料(輸送設備のみの貸借料)
〇四一	割賦販売の対象商品の売買代金(輸出入又は仲介貿易に該当しないもの)	二三〇	用機料(輸送設備のみの貸借料)
〇四二	割賦販売の対象商品の割賦代金(元本部分)	二三一	用機料(輸送設備のみの貸借料)
〇五一	ファイナンシャルリースの対象となる商品の売買代金(輸出入に該当しないもの)	二三二	その他海上輸送経費
〇五二	ファイナンシャルリースのリース料(元本部分)	二三三	その他航空輸送経費
〇六一	現地転売貨物の売買代金	二三四	(その他(輸送サービスに係るもののうち、以上の項目に該当しないもの))
〇六二	仲介貿易貨物以外のその他貨物の売買代金等(輸出入に該当せず、かつ、割賦販売に該当しないもの)	三一一	海上輸送及び航空輸送以外の輸送関連費用
〇七一	仲介貿易貨物の売買代金	三一二	(保険)
〇七四	貨物の輸出に關連する価格調整金	三一三	貨物運送保険料
〇七五	貨物の輸入に關連する価格調整金	三一二	貨物運送保険金
〇七六	仲介貿易及び現地転売に關連する価格調整金	三一三	損害保険料
〇七七	貨物の売買に關連するその他費用等(価格調整金に該当しないもの)	三一四	生命保険料及び年金保険料
〇八一	加工賃(再輸出入を伴うもの)	三一五	生命保険金及び年金
〇八二	加工賃(再輸出入を伴わないもの)	三一六	再保険料
〇九一	動産修理費及び保守点検費	三一七	再保険金
一一二	(旅行) クレジットカードの決済代金	三一八	再保険、年金事務に關連する手数料
一一三	旅行に係る経費(旅行会社間のもの)又は長期留学に係る経費	三一九	(その他サービス)
一一四	旅行に係る経費(旅行会社間以外のもの)、医療費又は短期留学に係る経費 (輸送)	四一一	通信に關連する費用
一二一	(運航事業収支報告書又は国際航空輸送事業収支報告書を提出する者が行ったもの)	四一二	建設工事に關連する費用
一二二	海上貨物運賃	四一三	金融取引に關連する手数料等(証券の発行又は募集に關連するものを除く。)
一二三	航空貨物運賃	四一四	証券の発行又は募集に關連する手数料
一二四	海上旅客運賃	四一五	ソフトウェア、システム開発又はコンピュータの維持管理等に關連する費用
一二五	航空旅客運賃	四一六	情報に關連する費用
一二六	船用油等港湾調達財貨の売買代金	四一七	知的財産権(著作権に關連するものを除く。)の使用料、技術指導料
一二七	用船料	四一八	著作権等使用料
一二八	用機料	四一九	鉱業権等使用料
一二九	海上輸送経費	四二〇	リース料(ファイナンシャルリース料を除く。)
一三〇	航空輸送経費	四二一	広告宣伝又は市場調査に關連する費用
一三一	(運航事業収支報告書又は国際航空輸送事業収支報告書を提出する者以外の者が行ったもの)	四二二	法務、会計に關連する指導料、代行費用又は監査料等
一三二	海上貨物運賃	四二三	研究開発費
一三三	航空貨物運賃	四二四	その他専門業務に關連する費用
一三四	海上旅客運賃	四二五	事務所の管理運営費(建設工事に係るものを除く。)
	航空旅客運賃	四二六	文化又は教育サービスに關連する費用
	航空旅客運賃	四二七	音楽、映像又は興行等に關連する費用
	航空旅客運賃	四二八	政府機関又は国際機関等に關連する経費
	航空旅客運賃	四二九	貸借記又は相殺の決済尻
	航空旅客運賃	五〇一	(所得、資本)
	航空旅客運賃	五〇二	給料、賃金
	航空旅客運賃	五〇三	支店収益
	航空旅客運賃	五〇四	配当金(清算配当金を除く。)(外国親会社等又は外国子会社等との間)
	航空旅客運賃	五〇五	配当金(清算配当金を除く。)(外国親会社等及び外国子会社等との間以外)

五三一	貸付利息又は借入利息（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間（金融会社間以外））	八一一	〔親子会社等又は関連企業への対外投資〕 対外支店投資
五三二	貸付利息又は借入利息（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間（金融会社間以外））	八一二	本邦親会社等による外国子会社等株式等の取得又は処分代金（清算配当金を含む。）
五三三	貸付利息又は借入利息（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間以外）	八一三	本邦親会社等による外国親会社等株式等の取得又は処分代金
五四一	債券利子（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間（金融会社間以外））	八一四	本邦親会社等による外国子会社等発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）
五四二	債券利子（外国親会社等又は外国子会社等との間（金融会社間））	八一五	本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間以外）
五四三	債券（中長期）利子（対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間（金融会社間））	八一六	本邦子会社等による外国親会社等発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）
五四四	債券（短期）利子（対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間（金融会社間））	八一七	本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間以外）
五四五	債券（中長期）利子（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間以外）	八二〇	本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業への貸付金（金融会社間以外）
五四六	債券（短期）利子（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間以外）	八二三	本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業への貸付金（金融会社間以外）
五五二	投資信託に係る株式及び受益証券の収益分配金	八二四	本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業発行債券（中長期）の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）
五五三	預金利息	八二五	本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業発行債券（短期）の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）
五六四	貿易信用に係る利子	八二六	本邦親会社等による外国子会社等、本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業、本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業への中長期貸付金（金融会社間）
五六五	不動産賃貸借料	八二七	本邦親会社等による外国子会社等、本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業、本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業への短期貸付金（金融会社間）
五六六	割賦販売に係る利子		〔証券投資（対外投資に係るもの）〕
五六七	ファイナンシャルリース料（利子部分）		非居住者が本邦において発行した、発行時の満期が一年を超える証券の発行代わり金又は償還金
五六八	欠損補填金（外国親会社等又は外国子会社等との間）		非居住者が本邦において発行した、発行時の満期が一年以内の証券の発行代わり金又は償還金
五七〇	証券貸借料		〔その他の対外証券投資〕
五七三	組合その他の団体に対する出資に係る収益分配金		非居住者発行株式等の取得又は処分代金（清算配当金を含む。）
五七九	その他の投資収益		非居住者発行債券（中長期）の取得、処分代金又は償還金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間以外）
六一一	政府間の贈与		非居住者発行債券（短期）の取得、処分代金又は償還金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間以外）
六一二	国際機関に対する分担金又は拠出金		非居住者発行新株予約権等の取得又は処分代金
六一五	個人間の贈与等、労働者の留守宅送金		証券の買現先の買入又は売戻し
六一六	移住に伴う資産の移転		その他非居住者発行中長期証券の取得、処分代金又は償還金
六一七	相続、遺贈に伴う資産の移転		その他他投資（対外投資に係るもの）
六一八	相続税又は贈与税		〔その他の投資（対外投資に係るもの）〕
六一九	固定資産の取得のための贈与		非居住者に対する中長期貸付金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間の貸付け以外）
六二一	消費税等（内国税に限る。）		非居住者に対する短期貸付金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間の貸付け以外）
六二二	日本政府と非居住者との間のその他税（内国税に限る。）		非居住者に対する短期貸付金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間の貸付け以外）
六二三	付加価値税、天然資源に係る税等（外国税に限る。）		非居住者に対する短期貸付金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間の貸付け以外）
六二四	その他外国税		非居住者に対する短期貸付金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間の貸付け以外）
六二五	日本政府と非居住者との間のその他移転		非居住者に対する短期貸付金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間の貸付け以外）
六二六	寄付金、損害賠償金又は負担金等		非居住者に対する短期貸付金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間の貸付け以外）
七一一	在外公館又は在外公館のための土地の取得又は処分代金		非居住者に対する短期貸付金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間の貸付け以外）
七二〇	産業財産権の取得又は譲渡代金		非居住者に対する短期貸付金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間の貸付け以外）
七二二	著作権の取得又は譲渡代金（コンピュータソフトウェア以外の著作物に係るもの）		非居住者に対する短期貸付金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間の貸付け以外）
七二三	著作権の取得又は譲渡代金（コンピュータソフトウェア以外の著作物に係るもの）		非居住者に対する短期貸付金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間の貸付け以外）
七三三	その他権利の取得又は譲渡代金		非居住者に対する短期貸付金（外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間の貸付け以外）
	（対外投資）		

八七三	非居住者に対する貸付債権の売買代金（ローンパーティションを含む。）	九四四	居住者発行債券（中長期）の取得、処分代金又は償還金（外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間以外）
八七四	外国にある不動産の取得又は処分代金（在外公館分を除く。）	九四五	居住者発行債券（短期）の取得、処分代金又は償還金（外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間以外）
八七五	非居住者に対する預け金	九四七	居住者発行新株予約権等の取得又は処分代金
八七六	保証の履行	九四九	証券の売現先の売却又は買戻し
八七七	債務履行の引受契約に係る預託金	九五〇	その他居住者発行中長期証券の取得、処分代金又は償還金
八七八	組合その他の団体に対する出資（親子会社等又は関連企業への対外投資及び証券投資（対外投資に係るもの）に該当するもの以外）	九五一	その他居住者発行短期証券の取得、処分代金又は償還金
八八〇	保証金及び担保金（居住者側の資産に計上されるもの）	九五二	その他投資（対内投資に係るもの）
八八一	国際機関への出資	九七〇	非居住者（邦銀海外店）からの中長期借入金又は短期借入金
八八二	その他の資本取引（原契約期間等が一年を超えるもの）	九七一	非居住者からの中長期借入金（邦銀海外店、外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間の借入れ以外）
八八三	その他の資本取引（原契約期間等が一年以内のもの）	九七二	非居住者からの短期借入金（邦銀海外店、外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間の借入れ以外）
九一一	〔対内投資〕 （親子会社等又は関連企業への対内投資） 対内支店投資	九七三	居住者に対する貸付債権の売買代金（ローンパーティションを含む。）
九一二	外国親会社等による本邦子会社等株式等の取得又は処分代金（清算配当金を含む。）	九七四	本邦にある不動産の取得又は処分代金（在日外国公館分を除く。）
九一三	外国子会社等による本邦親会社等株式等の取得又は処分代金	九七五	保証の履行
九一四	外国親会社等による本邦子会社等発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）	九七六	組合その他の団体に対する出資（親子会社等又は関連企業への対内投資及び証券投資（対内投資に係るもの）に該当するもの以外）
九一五	外国親会社等による本邦子会社等又は対内投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間以外）	九七九	保証金及び担保金（居住者側の負債に計上されるもの）
九一六	外国子会社等による本邦親会社等発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）	九八〇	その他の資本取引（原契約期間等が一年を超えるもの）
九一七	外国子会社等による本邦親会社等又は対外投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間以外）	九八一	その他の資本取引（原契約期間等が一年以内のもの） （金融派生商品）
九二〇	本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業からの借入金（金融会社間以外）	九九一	先物取引及び先渡取引に係る差損益
九二二	本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業からの借入金（金融会社間以外）	九九二	オプション取引に係るプレミアム
九二四	対内投資に係る外国関連企業又は対外投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券（中長期）の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）	九九三	オプション取引に係る差損益
九二五	対内投資に係る外国関連企業又は対外投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券（短期）の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）	九九四	通貨スワップ取引に係る元本交換
九二六	本邦子会社等による外国親会社等、本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業、本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業からの中長期借入金（金融会社間）	九九五	スワップ取引に係る金利、配当金又はキャピタルゲイン等
九二七	本邦子会社等による外国親会社等、本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業、本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業からの短期借入金（金融会社間）	九九六	オプション取引に係る転売又は買戻し （その他）
九三一	〔証券投資（対内投資に係るもの）〕 居住者が外国において発行した、発行時の満期が一年を超える証券の発行代わり金又は償還金	一〇〇一	為替売買
九三二	居住者が外国において発行した、発行時の満期が一年以内の証券の発行代わり金又は償還金	一〇〇二	他の居住者と非居住者との決済のための預り金
九三三	居住者が外国において発行した、発行時の満期が一年以内の証券の発行代わり金又は償還金	一〇〇三	居住者間の取引又は行為に係る海外への支払又は支払の受領
九四三	〔その他の対内証券投資〕 居住者発行株式等の取得又は処分代金（清算配当金を含む。）	一〇〇四	その他（上記各項目に該当しない取引又は行為に係る支払又は支払の受領）

注 この表における用語については、次に定めるところによる。

一 「親子会社等又は関連企業への対外投資」とは、居住者による次に掲げるもの（当該投資により次に掲げるものに該当することとなるものを含む。以下この号において同じ。）への投資をいふ。「親子会社等又は関連企業への対内投資」とは、次に掲げるものからの居住者への投資をいふ。

イ 当該居住者の外国にある本店又は外国支店

ロ 当該居住者の総議決権等（会社の総株主若しくは総社員の議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。）、特定目的会社の特定出資の総口数、組合その他の団体の総構成員若しくは総出資者の議決権（業務執行を決定できるものに限る。）、又は外国法人の総株主、総社員若しくは総出資者の議決権をいう。以下この注において同じ。）の百分の十以上の議決権等（会社の議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。）、特定目的会社の特定出資の口数、組合その他の団体の議決権又は外国法人の議決権をいう。以下この注において同じ。）、を所有する非居住者（この表において「外国親会社等」という。）

ハ 当該居住者により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（組合その他の団体を含む。以下この注において同じ。）（ロに掲げるものを除き、この表において「外国子会社等」という。）

ニ 当該居住者により総議決権等の過半数を所有されている者により総議決権等の過半数を所有されている外国法人（ロ及びハに掲げるものを除く。）

ホ 前号に掲げる外国法人により総議決権等の百分の二十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ 当該居住者により総議決権等の過半数を所有されている者により総議決権等の百分の二十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからホまでに掲げるものを除く。）

ト 外国親会社等又は当該居住者の総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有する居住者（この表において「特定親会社」という。）により、総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びニからへまでに掲げるものを除く。）

チ トに掲げる外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びホに掲げるものを除く。）

リ 外国親会社等又は特定親会社により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ハからトまでに掲げる外国法人を除く。）

ヌ 外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の総議決権等の過半数を所有する外国法人（ロからリまでに掲げるものを除く。）

ル 外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数の議決権等を所有する外国法人により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからへまで、リ及びヌに掲げるものを除く。）

二 「対外投資に係る外国関連企業」とは、一のニからへまでに掲げる外国法人をいう。

三 「対内投資に係る外国関連企業」とは、一のトからルまでに掲げる外国法人をいう。

四 「本邦子会社等」とは、親子会社等又は関連企業への対外投資又は親子会社等又は関連企業への対内投資において外国親会社等への投資をする又は外国親会社等から投資を受ける居住者をいう。

五 「本邦親会社等」とは、親子会社等又は関連企業への対外投資又は親子会社等又は関連企業への対内投資において外国子会社等への投資をする又は外国子会社等から投資を受ける居住者をいう。

六 「本邦関連企業」とは、親子会社等又は関連企業への対外投資又は親子会社等又は関連企業への対内投資において対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業への投資をする又はこれらからの投資を受ける居住者をいう。

別表第二 国又は地域番号（第三十七条関係）

国又は地域名	番号
日本 (アジア)	一〇〇
大韓民国	一〇三
北朝鮮	一〇四
中華人民共和国	一〇五
台湾	一〇六
モンゴル	一〇七
香港	一〇八
ベトナム	一一一
タイ	一一二
シンガポール	一一三
マレーシア	一一三

ブルネイ	一一六
フィリピン	一一七
インドネシア	一一八
カンボジア	一二〇
ラオス	一二一
ミャンマー	一二二
インド	一二三
パキスタン	一二四
スリランカ	一二五
モルデイク	一二六
バングラデシュ	一二七
東ティモール	一二八
マカオ	一二九
アフガニスタン	一三〇
ネパール	一三一
ブータン	一三二
英領インド洋地域 (中東)	五五七
イラン	一三三
イラク	一三四
バーレーン	一三五
サウジアラビア	一三七
クウェート	一三八
カタール	一四〇
オマーン	一四一
イスラエル	一四三
ヨルダン	一四四
シリア	一四五
レバノン	一四六
アラブ首長国連邦	一四七
ヨルダン川西岸地区及びガザ地区	一四八
イエメン	一四九
リビア	一五〇
エジプト	一五〇
(東欧)	
アゼルバイジャン	一五〇
アルメニア	一五一
ウズベキスタン	一五二
カザフスタン	一五三
キルギス	一五四
タジキスタン	一五五
トルクメニスタン	一五六
ジョージア	一五七
ポーランド	一二三
ロシア	一二四
ハンガリー	一二七

アルバニア	二二九
ルーマニア	二三一
ブルガリア	二三二
エストニア	二三五
ラトビア	二三六
リトアニア	二三七
ウクライナ	二三八
ベラルーシ	二三九
モルドバ	二四〇
チエコ	二四五
スロバキア	二四六
(西欧)	
ガーナ	〇四一
ジャージー	〇四三
マン島	〇六〇
アイスランド	二〇一
ノルウェー	二〇二
スウェーデン	二〇三
デンマーク	二〇四
英国	二〇五
アイルランド	二〇六
オランダ	二〇七
ベルギー	二〇八
ルクセンブルク	二〇九
フランス	二一〇
モナコ	二一一
アンドラ	二一二
ドイツ	二一三
スイス	二一五
アゼレス	二一六
ポルトガル	二一七
スペイン	二一八
ジブラルタル	二一九
イタリア	二二〇
マルタ	二二一
フィンランド	二二二
オーストリア	二二五
モンテネグロ	二二六
セルビア	二二八
ギリシャ	二三〇
キプロス	二三三
トルコ	二三四
クロアチア	二四一
スロベニア	二四二
ボスニア・ヘルツェゴビナ	二四三
北マケドニア	二四四

二二九
二三一
二三二
二三五
二三六
二三七
二三八
二三九
二四〇
二四五
二四六
〇四一
〇四三
〇六〇
二〇一
二〇二
二〇三
二〇四
二〇五
二〇六
二〇七
二〇八
二〇九
二一〇
二一一
二一二
二一三
二一五
二一六
二一七
二一八
二一九
二二〇
二二一
二二二
二二五
二二六
二二八
二二九
二三〇
二三三
二三四
二四一
二四二
二四三
二四四

コソボ	二四七
リヒテンシュタイン	二九七
サンマリノ	二九八
バチカン	二九九
セウタ及びメリリヤ	五〇二
カナリー諸島	五二三
(北米)	
グリーンランド	三〇一
カナダ	三〇二
サンピエール及びミクロン島	三〇三
アメリカ合衆国	三〇四
(中南米)	
メキシコ	三〇五
グアテマラ	三〇六
ホンジュラス	三〇七
ベリーズ	三〇八
エルサルバドル	三〇九
ニカラグア	三一〇
コスタリカ	三一〇
パナマ	三一〇
バミューダ諸島	三一二
バハマ	三一四
ジャマイカ	三一五
タークス及びカイコス諸島	三一六
バルバドス	三一七
トリニダード・トバゴ	三一七
キューバ	三一九
ハイチ	三二〇
ドミニカ共和国	三二〇
プエルトリコ	三二二
プエルトリコ	三二三
バージン諸島	三二四
仏領西インド諸島	三二五
ケイマン諸島	三二七
グレナダ	三二七
セントルシア	三二八
アンティグア・バーブーダ	三二九
英領バージン諸島	三三〇
ドミニカ	三三一
モントセラト	三三二
セントクリストファー・ネイビス	三三三
セントビンセント	三三四
セントビンセント	三三五
アンギラ	三三六
アルバ	三三七
キュラソー	三三八
セント・マーチン	三三九
コロンビア	四〇一

二四七
二九七
二九八
二九九
五〇二
五二三
三〇一
三〇二
三〇三
三〇四
三〇五
三〇六
三〇七
三〇八
三〇九
三一〇
三一〇
三一二
三一四
三一五
三一六
三一七
三一七
三一九
三二〇
三二〇
三二二
三二三
三二四
三二五
三二七
三二七
三二八
三二九
三三〇
三三一
三三二
三三三
三三四
三三五
三三六
三三七
三三八
三三九
四〇一

ベネズエラ	四〇二
ガイアナ	四〇三
スリナム	四〇四
仏領ギアナ	四〇五
エクアドル	四〇六
ペルー	四〇七
ボリビア	四〇八
チリ	四〇九
ブラジル	四一〇
パラグアイ	四一一
ウルグアイ	四一二
アルゼンチン	四一三
フオー克蘭ド諸島	四一四
英領南極地域 (アフリカ)	四一五
モロッコ	五〇一
アルジェリア	五〇三
チュニジア	五〇四
スーダン	五〇七
西サハラ	五〇八
モーリタニア	五〇九
セネガル	五一〇
ガンビア	五一〇
ギニアビサウ	五一二
ギニア	五一三
シエラレオネ	五一四
リベリア	五一五
コートジボワール	五一六
ガーナ	五一七
トーゴ	五一八
ベナン	五一九
マリ	五二〇
ブルキナファソ	五二一
カーボベルデ	五二二
ナイジェリア	五二四
ニジェール	五二五
ルワンダ	五二六
カメルーン	五二七
チャド	五二八
中央アフリカ	五二九
赤道ギニア	五三〇
ガボン	五三一
コンゴ共和国	五三二
コンゴ民主共和国	五三三
ブルンジ	五三四
アンゴラ	五三五

五三三	五三二	五三一	五三〇	五二九	五二八	五二七	五二六	五二五	五二四	五二三	五二二	五二一	五二〇	五一九	五一八	五一七	五一六	五一五	五一四	五一三	五一二	五一〇	五〇九	五〇八	五〇七	五〇四	五〇三	五〇一	四一五	四一四	四一三	四一二	四一一	四一〇	四〇九	四〇八	四〇七	四〇六	四〇五	四〇四	四〇三	四〇二
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

サントメ・プリンシペ	五三六
セントヘレナ	五三七
エチオピア	五三八
ジブチ	五三九
ソマリア	五四〇
ケニア	五四一
ウガンダ	五四二
タンザニア	五四三
セーシェル	五四四
モザンビーク	五四五
マダガスカル	五四六
モーリシャス	五四七
レユニオン	五四八
ジンバブエ	五四九
ナミビア	五五〇
南アフリカ共和国	五五一
レソト	五五二
マラウイ	五五三
ザンビア	五五四
ボツワナ	五五五
エスワティニ	五五六
コモロ	五五八
エリトリア	五五九
南スーダン	五六〇
(大洋州)	
オーストラリア	六〇一
パプアニューギニア	六〇二
その他のオーストラリア領	六〇五
ニュージールランド	六〇六
クック諸島	六〇七
トケラウ諸島	六〇八
ニウエ島	六〇九
サモア	六一〇
バヌアツ	六一一
フィジー	六一二
ソロモン	六一三
トンガ	六一四
キリバス	六一五
ピットケルン	六一六
ナウル	六一七
ニューカレドニア	六一八
グアム	六二〇
米領サモア	六二二
米領オセアニア	六二四
ツバル	六二五
マーシャル	六二五

六二五	六二四	六二二	六二一	六二〇	六一八	六一七	六一六	六一五	六一四	六一三	六一二	六一一	六一〇	六〇九	六〇八	六〇七	六〇六	六〇五	六〇二	六〇一	五六〇	五五九	五五八	五五六	五五五	五五四	五五三	五五二	五五一	五五〇	五四九	五四八	五四七	五四六	五四五	五四四	五四三	五四二	五四一	五四〇	五三九	五三八	五三七	五三六
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別紙様式第一

ミクロネシア 北マリアナ諸島 パラオ ワリス・フテユナ諸島 仏領ポリネシア (その他) 欧州連合 (証券発行体が欧州連合である場合に限り、欧州投資銀行である場合を除く。) その他 (国際機関) 国際機関	六二六 六二七 六二八 六九七 六九八 八二二 九九九 〇〇九
業種番号 (第三十七条関係)	業種
一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一一〇 一一一 一一二 一一三 一一四 一一五 一一六 一一七 一一八 一一九 一二〇 一二一 一二二 一二三 一二四 一二五 一二六 一二七 一二八 一二九 一三〇 一三一 一三二 一三三 一三四 一三五 一三六 一三七 一三八 一三九 一四〇	(製造業) 食品 繊維 木材・パルプ 化学・医薬 石油 ゴム・皮革 ガラス・土石 鉄・非鉄・金属 一般機械器具 電気機械器具 輸送機械器具 精密機械器具 その他製造業 (非製造業) 農・林業 漁・水産業 鉱業 建設業 運輸業 通信業 卸売・小売業 金融・保険業 不動産業 サービス業 その他非製造業

別紙様式第一

債権法第 4 条第 1 項第 1 号の
主務官庁：財務省

受払又は支払の受領に関する報告書
(銀行等又は資金移動業者を理由しない支払又は支払の受領)
報告年月日： _____

財務大臣殿 (日本銀行様由)	支払又は支払の受領の発行日
1 報告者 氏名又は 及び代表者の氏名	報告者の区分 (14) (該当分は○)
住所又は 電話番号	1. 銀行 2. その他金融機関 3. 中央銀行 4. 証券会社 5. その他 業種番号 (上記5のうち国際収支項目番号が記入欄3に 該当する場合に記入)
報告者の氏名 (電話番号)	(15~17)
2 取引の相手方 (非開社者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体) 氏名又は名称	(18~20) 業種番号 (国際収支項目番号が記入欄3に該当す る場合に記入)
所在地又は地域	
3 電子決済手段等の本邦通貨への換算方法 (該当分は○) ニの場合には () 内に使用した換算レートを記入すること。	

イ. 業務相場		ロ. 月中平均レート		ハ. 月末レート		ニ. その他 ()	
支払又は支払の受領の目的	受払の区分	金額 (決済通貨により記入すること。)	金額 (決済通貨により記入すること。)	日本銀行使用簿 (通貨)			
(21～23) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(24) 支 私	(25～28)	(27～28)	(27～28)			
(36～38) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(39) 支 私	(39～41)	(39～41)	(39～41)			
(41～43) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(42) 支 私	(42～44)	(42～44)	(42～44)			
(46～48) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(47) 支 私	(47～49)	(47～49)	(47～49)			
(51～53) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(52) 支 私	(52～54)	(52～54)	(52～54)			
(56～58) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(59) 支 私	(59～61)	(59～61)	(59～61)			
(61～63) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(62) 支 私	(62～64)	(62～64)	(62～64)			
(66～68) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(67) 支 私	(67～69)	(67～69)	(67～69)			
(71～73) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(72) 支 私	(72～74)	(72～74)	(72～74)			
(76～78) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(77) 支 私	(77～79)	(77～79)	(77～79)			
(81～83) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(82) 支 私	(82～84)	(82～84)	(82～84)			
(86～88) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(87) 支 私	(87～89)	(87～89)	(87～89)			
(91～93) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(92) 支 私	(92～94)	(92～94)	(92～94)			
(96～98) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(97) 支 私	(97～99)	(97～99)	(97～99)			
(101～103) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(102) 支 私	(102～104)	(102～104)	(102～104)			
(106～108) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(107) 支 私	(107～109)	(107～109)	(107～109)			
(111～113) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(112) 支 私	(112～114)	(112～114)	(112～114)			
(116～118) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(117) 支 私	(117～119)	(117～119)	(117～119)			
(121～123) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(122) 支 私	(122～124)	(122～124)	(122～124)			
(126～128) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(127) 支 私	(127～129)	(127～129)	(127～129)			
(131～133) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(132) 支 私	(132～134)	(132～134)	(132～134)			
(136～138) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(137) 支 私	(137～139)	(137～139)	(137～139)			
(141～143) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(142) 支 私	(142～144)	(142～144)	(142～144)			
(146～148) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(147) 支 私	(147～149)	(147～149)	(147～149)			
(151～153) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(152) 支 私	(152～154)	(152～154)	(152～154)			
(156～158) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(157) 支 私	(157～159)	(157～159)	(157～159)			
(161～163) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(162) 支 私	(162～164)	(162～164)	(162～164)			

(日本企業規格 A 4)

(記入要領) 1 四欄より記入すること。

- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 「業種番号」については、本者命別表第 3 に定める業種番号を記入すること。ただし、報告者の業種番号については、支払又は支払の受領 (以下「支払等」という。) の目的が、国際収支項目番号 912.501.541.598.813.817.823.911.912.915.920 に該当する場合に、取引の相手方の業種番号については、支払等の目的が、国際収支項目番号 912.501.531.541.598.811.812.815.820.913.917.920 に該当する場合に記入すること。
- 取引の相手方は「取引先」欄に記入すること。ただし、原取引の相手方を記入するときは国際的な場合は、支払等の相手方を記入して差し支えない。
- 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本者命別表第 1 に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。なお、銀行付添式等の所収に併用として国際収支項目番号 912 にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称と業種番号についても記入すること。
- 支払又は支払の受領の金額については、原則として決済通貨により記入するが、支払又は支払の受領が電子決済手段等 (注第 6 条第 9 号に規定する電子決済手段等をいう。) により行われた場合には、当該電子決済手段等を本決済通貨に換算した上で記入すること。
- 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し、次票として報告すること。
- 債権債務の相殺 (相殺前として決済する部分を含む。) については本報告書により国際収支項目ごとに分類して報告し、相殺後の支払等については国際収支項目番号を「901 (貸借記又は相殺の決済記)」として支払等の報告を行うことができる。

- (注) 1 貨物の輸出入代金については、本報告の外帳外である。
- 2 月末における海外資金の残高が、1 欄目相当額を超えるものについては、別途「海外資金の残高に関する報告書」の提出を要するのて留意すること。

国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払								
支払の受領									

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
- 2 「報告者の業種番号」欄には、支払又は支払の受領 (以下「支払等」という。) の目的が、国際収支項目番号 512, 521, 531, 541, 568, 813, 817, 823, 911, 912, 915, 920 に該当する場合、本令別添録 3 に定める業種番号を記入すること。
- 3 「発行者の氏名」欄には、報告の提出について採集された者の氏名を記入すること。
- 4 支払等を行った通貨により報告する場合は、当該決済通貨の種類ごとに別簿として作成すること。また、電子決済手段等(法第6条第1項第9号に規定する電子決済手段等)をいう。以下同し。) による支払等を報告する場合にも別簿として作成すること。
- 5 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本令別添録 1 に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。
- 6 支払等が電子決済手段等により行われた場合には、当該電子決済手段等を本簿通算に換算した上で記入すること。
- 7 月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別に集計すること。
- 8 「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引(支払等の原因となった取引をいう。)の相手方(非居住者銀行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体)の所在国又は地域別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。
- 9 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本簿式を用いて当該不足する欄のみを記入し次簿として報告すること。
- 10 債権債務の相殺及び証券の交換その他取物による決済による支払等についても報告を要する。この場合、債権及

び債務の総額(相殺前として決済する部分を含む。)について本報告書により国際収支項目ごとに分類して報告し、相殺後の支払等については国際収支項目番号を「491 (貸借記又は相殺の決済形)」として支払等の報告を行うことができる。

11 支払等の目的が、国際収支項目番号512, 531, 531, 541, 568, 811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合は、②により報告すること。

- (注) 1 貨物の輸出入代金については、本報告の付添外である。
- 2 月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するので留意すること。

(日本企業報告 A 4)

(2/1)

② 支払又は支払の受領 (国際収支項目番号が記入要領1に該当する場合に限る。) (単位：百万円・千通貨単位)

支払又は支払の受領の目的	国際収支項目番号	業種番号	受払の区分	合計	(非関税付発行証券への取扱いに関する注) 引当の借手又は債権の相手方(注)は地域														
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：		業種番号：	支 私																
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：		業種番号：	支 私																
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：		業種番号：	支 私																
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：		業種番号：	支 私																
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：		業種番号：	支 私																
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：		業種番号：	支 私																

国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支 私																	
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支 私																	
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支 私																	
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支 私																	
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支 私																	
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支 私																	

- (記入要領) 1 支払又は支払の受領 (以下「支払等」という。)の目的が、国際収支項目番号812, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 900, 923に該当する場合に報告すること。
- 2 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本報告別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。なお、発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称と業種番号についても記入すること。
- 3 「取引の相手方の業種」欄には、支払等の目的が、国際収支項目番号812, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合、本報告別表第3に定める業種番号を記入すること。
- 4 支払等が電子決済手段等により行われた場合には、当該電子決済手段等を本表欄頭に記載した上で記入すること。

(日本企業規格 A4)

(2/2)

- 5 月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別かつ業種番号別に集計すること。
- 6 「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引（支払等の原因となった取引をいう。）の相手方（非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体の）の所在国又は地域により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。ただし、原取引の記入額が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本欄表を用いて当該不足する額のみを記入し次業として報告すること。
- 7 債権債務の目録及び証券の交換その他の取引による決済による支払等についても報告を要する。この場合、債権及び債務の種類（借戻りとして決済する部分を含む。）について本欄表により国際収支項目ごと区分して報告し、相対戻の支払等については国際収支項目番号を「49」（貸借記又は相対戻の発行体）として支払等の報告を行うことができる。

別紙様式第三

別紙様式第三

換表法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

支払又は支払の受領に関する報告書
(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領)

(該当分)〇		報告年月日:	
1. 支払	2. 支払の受領		
財務大臣殿 (日本銀行経由)		支払又は支払の受領の実行日	
1 報告者 氏名又は 名称 及び代表者の氏名 住所又は 所在地			
担当者の氏名(電話番号)			
2 取引の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体) 氏名又は 名称 所在国又は地域		業種番号(15~17) (「4」国際収支項目番号 が記入要領3に該当する場合に記入)	
3 金額(決済通貨により記入すること。)(18~29)			
(記入要領) 1 西暦により記入すること。 2 「2 取引の相手方」欄には、原取引(支払又は支払の受領(以下「支払等」という。))の原因となつた取引の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体)を記入すること。ただし、原取引の相手方を記入することが困難な場合には、支払等の相手方を記入して差し支えない。 3 業種番号については、本書令別表第3に定める業種番号を記入すること。ただし、報告者の業種番号については、支払等の目的が「国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 813, 817, 823, 911, 912, 915, 920」に該当する場合に、取引の相手方の業種番号については、支払等の目的が「国際収支項目番号512, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923」に該当する場合に記入すること。 なお、発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、報告者の業種番号に代えて当該株式等の発行体の業種番号を記入すること。 4 非居住者との間の債権債務の決済に伴い、他の非居住者への一時的な預金(預入期間が十日以内のものに限る。)を行う場合であつて、本書令第1条第2項第1号ロ又はハに該当する場合には、当該債権債務の決済の相手方である非居住者を取引の相手方として記入し、当該債権債務の決済の内容に従つて国際収支項目番号を記入すること。		4 国際収支項目番号 (本書令別表第3に定める番号を記入すること。該当する項目が2以上にわたる場合は、番号を連続し当該番号に対応する金額をかつこ書きすること。)(30~32)	
		5 報告者の区分 (33) (該当分)〇 1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他 業種番号 (上記5のうち「4」国際収支項目番号)が記入要領3に該当する場合に記入) () (34~36)	
		日本銀行使用欄 国 (37~39) 通貨 (40~42)	
		銀行等又は資金移動業者使用欄	
		整理番号等(43~47)	
		取扱店舗名	
(注) 1 貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。 2 月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するので留意すること。 (日本企業規格 B5)			

別紙様式第四

機械法規：外国為替の取引等の
報告に関する命令
主務官庁：財務省

支払又は支払の受領に関する報告書
(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領(取りまとめ分))

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
報告者： _____
氏名又は名称
及び代表者の氏名 _____
報告者の区分(該当分)○ _____
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般投資 4. 中央銀行 5. その他
報告者の業種番号(上記のうち国際収支項目番号が記入要領①に該当する場合に記入) _____
住所又は所在地 _____
責任者の氏名 _____
担当者の氏名(電話番号) _____

- 1 支払又は支払の受領の実行日： 年 月1日から末日まで
- 2 報告通貨(該当分)○ イ、円(注に換算方法を記入) ロ、円以外() (()内に通貨名を記入すること。)
- 3 外国通貨の本邦通貨への換算方法(該当分)○ ハの場合には()内に使用した換算レートを記入すること。イ、月中平均レート ロ、月末レート ハ、その他<社内レート等>()
- 4 3千万円相当額以下の支払又は支払の受領(該当分)○ イ、含む ロ、含まない
(注 3千万円相当額以下の支払又は支払の受領を除外して報告することが困難な場合には、当該支払又は支払の受領を含めて報告して差し支えない。)
- (1) 支払又は支払の受領(国際収支項目番号が記入要領①に該当する場合を除く。)

(単位：百万円・千通貨単位)

支払又は支払の受領の目的	支払の区分	合 計	取 引 の 相 手 方 の 所 在 国 又 は 地 域 (非居住者発行証券への投資に係る支払等については証券の発行体の所在国又は地域)											
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払													
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払													
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払													
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払													

銀行等又は資金移動業者使用欄	
整理番号等	
取扱店舗名	

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
- 2 「報告者の業種番号」欄には、支払又は支払の受領(以下「支払等」という。)の目的が、国際収支項目番号512、521、531、541、568、813、817、823、911、912、915、920に該当する場合、本命令別表第3に定める業種番号を記入すること。
- 3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

- 4 支払等を行った通貨により報告する場合には、当該決済通貨の種類ごとに別表として作成すること。
- 5 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本命令別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。
- 6 月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別に集計すること。
- 7 「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引(支払等の原因となった取引をいう。)の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等については証券の発行体の所在国又は地域)により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。
- 8 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次表として報告すること。
- 9 非居住者との間の債権債務の決済に係り、他の非居住者への一時的な預金(預入期間が十日以内のものに限る。)を行う場合であって、本命令別表第2項第1号ロ又はハに該当するときは、当該債権債務の決済の相手方である非居住者を取引の相手方として所在国又は地域により区分して記入し、当該債権債務の決済の内容に従って国際収支項目番号を記入すること。
- 10 支払等の目的が、国際収支項目番号512、521、531、541、568、811、812、813、815、817、820、823、911、912、913、915、917、920、923に該当する場合は、ロにより報告すること。
- (注) 1 貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。
- 2 月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するのて報告すること。
- 3 本報告の手続を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合については、本命令第3条第2項に規定する特定の銀行等又は資金移動業者ごとに区分して行う必要はなく、当該特定の銀行等又は資金移動業者を取りまとめて当該手続を行って差し支えない。

(日本企業規格A)

(4/1)

報告者の氏名又は名称

(2) 支払又は支払の受領(国際収支項目番号が記入要領1に該当する場合に限る。)(単位:百万円・千通貨単位)

支払又は支払の受領の目的	取引の相手方の業種	支払の区分	合計	取引の相手方の所在国又は地域 (非居住者発行証券への投資に係る支払等については証券の発行体の所在国又は地域)											
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号: 支払の受領	支 払													
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号: 支払の受領	支 払													
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号: 支払の受領	支 払													
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号: 支払の受領	支 払													
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号: 支払の受領	支 払													
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号: 支払の受領	支 払													
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号: 支払の受領	支 払													
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号: 支払の受領	支 払													
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号: 支払の受領	支 払													

- (記入要領) 1 支払又は支払の受領(以下「支払等」という。)の目的が、国際収支項目番号512、521、531、541、568、811、812、813、815、817、820、823、911、912、913、915、917、920、923に該当する場合に報告すること。
 2 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本者令別表第11に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。
 なお、発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称と業種番号についても記入すること。
 3 「取引の相手方の業種」欄には、支払等の目的が、国際収支項目番号512、521、531、541、568、811、812、813、820、913、917、923に該当する場合、本者令別表第3に定める業種番号を記入すること。
 4 月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別かつ業種番号別に集計すること。
 5 「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引(支払等の原因となった取引をいう。)の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等については証券の発行体の所在国又は地域別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。

- 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を通知し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次頁として報告すること。
 7 非居住者との間の債権債務の決済に伴い、他の非居住者への一時的な預金(借入期間が十日以内のものに限る。)を行う場合であって、本者令第1条第2項第1号ロ又はハに該当するときは、当該債権債務の決済の相手方である非居住者を取引の相手方として所在国又は地域により区分して記入し、当該債権債務の決済の内容に従って国際収支項目番号を記入すること。

(日本企業規格A4)

(4/2)

別紙様式第五 削除
 別紙様式第六 削除
 別紙様式第七 削除
 別紙様式第八 削除
 別紙様式第九 削除
 別紙様式第十及び第十一 削除
 別紙様式第十二 削除
 別紙様式第十三 削除

別紙様式第十三 (平25財令88・金融、平28財令81・令元財令9・令2財令68・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁：財務省

証券の取得又は譲渡に関する報告書

財務大臣殿 報告年月日：_____

(日本銀行経由)

報告者：_____

氏名又は名称及び

代表者の氏名 _____

報告者の区分 (該当分に○)

1. 銀行 2. その他金融機関

3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他

住所又は所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

1 取引の区分	<input type="checkbox"/>	(下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。) 1) 自己取引 2) 委託取引
	取引の当事者 (委託取引の場合に記入する。) 譲受者の氏名又は名称： 譲受者の住所又は所在地： 譲渡者の氏名又は名称： 譲渡者の住所又は所在地：	
2 取引の種類	<input type="checkbox"/>	(下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。)
1) 証券の取得 (一般売買) 2) 証券の譲渡 (一般売買) 3) 証券の買現先の買入 (条件付売買) 4) 証券の買現先の売戻し (条件付売買) 5) 証券の売現先の売却 (条件付売買) 6) 証券の売現先の買戻し (条件付売買) 7) その他 ()		
3 証券の種類	<input type="checkbox"/>	(下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。)
1) 株式 (6) 会社型投資信託に係る株式に該当するものを除く。 2) 株式配当 3) 新株予約権等 4) 中期債券 (原契約期間が1年を超えるもの) 5) 短期証券 (原契約期間が1年以内のもの) 6) 会社型投資信託に係る株式 7) 契約型投資信託に係る受益証券 8) その他 (原契約期間が1年を超えるもの) 9) その他 (原契約期間が1年以内のもの)		

4 証券発行体の区分	<input type="checkbox"/>	(下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。) 1) 外貨証券：非居住者発行 2) 外貨証券：居住者発行 3) 円払証券：非居住者発行 4) 円払証券：居住者発行
	<input type="text"/>	3)及び4)は銘柄コード番号を記入する。

(日本産業規格 A 4)

(裏面)	
5 非居住者の所在国等	所在国又は地域名 () 本書令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。
非居住者発行証券を用いた条件付売買における相手方の所在国等	所在国又は地域名 () 本書令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。
6 取引の実行年月日	(実行日) 年 月 日
	(契約日：「2 取引の種類」が1)、2)、3)の場合に限る。) 年 月 日
7 取引金額等	()

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者の氏名」欄には、親任の理由について掲げられた者の氏名を記入すること。
- 3 銀行等又は金融機関が取引の媒介、取次ぎ又は代理としたときは、「1 取引の区分」欄には資本取引の当事者となった者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記入すること。
- 4 「2 取引の種類」欄中「1」債券の取得（一般売買）及び「3」証券の譲渡（一般売買）は、証券の取得又は譲渡（証券に係る先物取引、オプション取引、先物取引、スワップ取引又はその総称）（ただし法第6条第1項第14号に規定する金融指図等先物契約に該当するものを除く。）並びに前株予約権等の予約権の行使等に係る取得譲渡等をいい、かつこれに具体的に取引内容を記入すること。また、新株予約権等の権利行使に当たっては、権利行使した新株予約権付社債の新株予約権当座分、新株予約権証券又は新投資口予約証券の金額も「7 取引金額等」欄に記入するほか、社債を代用払込みした場合は、当該社債の金額をかつきすること。
- 5 「4 証券発行体の区分」欄中、「外貨証券」とは法第6条第1項第13号に規定する外貨証券をいい、「円払証券」とは外貨証券以外の証券をいう。また、円払証券の総称コード番号は、証券コード協議会（金融商品取引所が選出した委員及び専門委員をもって組織されたもの）により制定された、当該円払証券のコード番号を記入すること（非上場証券の場合は総称コード番号欄は999とする）。なお、コード番号が不明な場合は、日本銀行（又は財務省）へ照会すること。
- 6 「5 非居住者の所在国等」欄には、非居住者発行証券（「4 証券発行体の区分」の1）又は3)の場合は発行体の所在国等を記入し、居住者発行証券（「4 証券発行体の区分」の2）又は4)の場合は取引の相手方（委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者）の所在国等を記入すること。また、条件付売買（「2 取引の種類」の3）から6)）について非居住者発行証券を用いた

場合は、取引の相手方（委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者）の所在国等も記入すること。

- 7 「6 取引の実行年月日」欄は、当該取引の決済日を記入すること。また、「一般売買」と「2 取引の種類」7) その他に定める取引については、当該取引の契約日も記入すること。
- 8 「7 取引金額等」欄には、実際の取引通貨をもって記入すること。

別紙様式第十四 (平00財令46・金融・令元財令9・令2財令84(一部改正))

特約証券：外国証券の取引等の取引に関する基金
 及び取引：証券業

証券投資契約状況簿報告書

証券会社		証券種別		証券区分				証券コード		証券保有数	証券取得価額
証券種別	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	

証券保有者の住所(住所別)： 1. 証券保有者の住所 2. 証券保有者の住所

報告年月日：
 報告者：
 報告者住所：
 報告者職業：
 報告者電話番号：
 1. 証券種別
 2. 証券区分
 3. 証券保有数
 4. 証券取得価額

証券種別	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

- 【記入事項】
- 1 証券により購入するもの
 - 2 「証券保有の名称」欄に記す。報告の年度において取得された証券は記入するもの
 - 3 「証券保有の取得価額」欄に記す。取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの。取得の年度に取得された証券の取得価額は、取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの
 - 4 本報告書は、証券保有(証券保有)に関する事項を記載する。証券保有(証券保有)に関する事項は、証券保有(証券保有)に関する事項を記載するもの。証券保有(証券保有)に関する事項は、証券保有(証券保有)に関する事項を記載するもの
- 【証券保有の名称】欄に記す。報告の年度において取得された証券は記入するもの。取得の年度に取得された証券の取得価額は、取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの。取得の年度に取得された証券の取得価額は、取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの
- 【証券保有の取得価額】欄に記す。取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの。取得の年度に取得された証券の取得価額は、取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの。取得の年度に取得された証券の取得価額は、取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの
- 【証券保有の取得価額】欄に記す。取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの。取得の年度に取得された証券の取得価額は、取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの。取得の年度に取得された証券の取得価額は、取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの

証券種別	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分	証券区分
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

- 【証券保有の取得価額】欄に記す。取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの。取得の年度に取得された証券の取得価額は、取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの。取得の年度に取得された証券の取得価額は、取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの
- 【証券保有の取得価額】欄に記す。取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの。取得の年度に取得された証券の取得価額は、取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの。取得の年度に取得された証券の取得価額は、取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの
- 【証券保有の取得価額】欄に記す。取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの。取得の年度に取得された証券の取得価額は、取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの。取得の年度に取得された証券の取得価額は、取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの
- 【証券保有の取得価額】欄に記す。取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの。取得の年度に取得された証券の取得価額は、取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの。取得の年度に取得された証券の取得価額は、取得の年度に取得された証券の取得価額を記入するもの

別紙様式第十五の一 (平28財令98・金融、令元財令9・令2財令98・一部改正)

募集結果: 当該募集の募集等の報告に関する者
証券種別: 債 務 債

発行元名義
(日本銀行発行)

証券の条件付売買状況報告書(現先取引)

報告年月日:

Table with columns for 発行種別, 証券発行体の区分, 証券種別, 証券コード, 証券区分

報告者: 氏名又は名称
住所又は所在地
実務担当者 (印刷番号)

本報告書の発行上の範囲(該当するに○): 1. 当該証券の募集に際し 2. 当該証券の発行

Main table for securities transactions with columns for 証券コード, 証券区分, 月間スタート, 月間エンド, 月末時点

(記入要領)

- 1 内容により記入すること。
2 「発行元名義」欄には、報告書の発行について関係した者の名称を記入すること。
3 「本報告書の発行上の範囲」欄には、本報告書の発行について該当する範囲に○を付すこと。
4 本報告書の発行元は、証券発行元(証券発行元)に記すこと。
5 「証券種別」欄には、「証券種別」欄に記載する証券の種類を記入すること。
6 本報告書の発行元は、「発行元名義」欄に記載する証券の種類を記入すること。
7 本報告書の発行元は、「発行元名義」欄に記載する証券の種類を記入すること。
8 本報告書の発行元は、「発行元名義」欄に記載する証券の種類を記入すること。
9 記入欄が不足する場合は、本報告書に用いた欄を拡張して記入すること。

(日本銀行発行)

【報告書(別紙)】

【共通項目】

Table with columns for 証券発行体の区分, 決算年月, 報告者コード, 証券コード, 証券区分

【明細項目】

Table with columns for 証券発行体の所在国又は地域, 証券種別, 証券コード, 証券区分, 月間スタート, 月間エンド, 月末時点

【注記】

Table with columns for 通貨名称, コード, 通貨名称, コード, 通貨名称, コード, 通貨名称, コード

- [注1] 発行種別: 当該証券の発行元名義(「01」)を記入すること。
[注2] 証券発行体の所在国又は地域: 当該証券の発行元名義(「01」)を記入すること。
[注3] 証券種別: 当該証券の発行元名義(「01」)を記入すること。
[注4] 証券コード: 当該証券の発行元名義(「01」)を記入すること。
[注5] 証券区分: 当該証券の発行元名義(「01」)を記入すること。
[注6] 月間スタート: 当該証券の発行元名義(「01」)を記入すること。
[注7] 月間エンド: 当該証券の発行元名義(「01」)を記入すること。
[注8] 月末時点: 当該証券の発行元名義(「01」)を記入すること。
[注9] 本報告書の発行元名義: 当該証券の発行元名義(「01」)を記入すること。

別紙様式第十五の二 (平28財令06・金改、令元財令9・令2財令08・一部改正)

証券大商連
(日本証券経団)

証券の貸借担保金の取引状況報告書

取引項目			
取引種類	取引年月	報告書コード	報告書番号

報告書提出：当該証券の取引等の報告に関する者
支取先住所：〒 番 号

報告書提出： _____
 報告書提出者： _____
 氏名又は名称： _____
 住所又は所在地： _____
 報告書の区分（証券種別）： _____
 1. 発行 2. その他金債種別 3. その他
 住所又は所在地： _____
 責任者の氏名： _____
 担当氏名（通称）： _____

(証券：証券大商連、日本証券経団)

証券大商連 報告書提出者	証券大商連		証券大商連	報告書コード
	証券大商連 報告書提出者	証券大商連 報告書提出者		

(記入範囲)

1. 両行より記入すること。
2. 「貸借担保金の取引」欄には、報告の範囲について貸借担保金の取引の状況を記入すること。
3. 本報告書は、非委任委託の証券貸借担保取引に係る貸借担保金の取引状況を記入すること。
4. 「取引項目」及び「取引年月」欄には、証券大商連の報告書コード番号、報告書コード番号の記載を必須とする。
5. 本報告書は、「証券大商連」の報告書コード番号で統一された内容で提出すること。
6. 本報告書は、証券大商連の報告書コード番号で統一された内容で提出すること。
7. 本報告書は、証券大商連の報告書コード番号で統一された内容で提出すること。

(日本証券大商連 A.3)

【報告書提出者】

証券大商連	報告書提出者	報告書提出者	報告書提出者

【取引項目】

証券大商連	報告書提出者	報告書提出者	報告書提出者

証券大商連	報告書提出者	報告書提出者	報告書提出者	報告書提出者	報告書提出者	報告書提出者	報告書提出者

- (注1) 報告書提出者
- (注2) 報告書提出者
- (注3) 報告書提出者
- (注4) 報告書提出者
- (注5) 報告書提出者
- (注6) 報告書提出者
- (注7) 報告書提出者

(注) 本報告書の提出に際しては、この報告書に添付することとする。

別紙様式第十五の三 (平28財令98・追加、令2財令9・令2財令98・一部改正)

債権譲渡・株式譲渡の取引等の報告に関する法令
主務官庁：財務省

証券大募集
(公募型)

証券の貸借取引の残高に関する報告書

Table with 5 columns: 取引種別, 証券発行体, 証券種別, 証券コード, 取引残高

報告書の日: _____
報告書: _____
発行者の氏名: _____
及び代表者の氏名: _____
報告書の経年(経年区分): _____
1. 前年, 2. 前年以前, 3. その他
報告書の所在地: _____
発行者の氏名: _____
担当役員(電話番号): _____

(貸借対象: 証券大募集, 公募型)

Main table with columns: 証券大募集の報告書(公募型), 証券発行体の所在地(住所), 証券種別, 証券コード, 証券発行体, 証券発行体, 証券発行体, 証券発行体

- (記入要領) 1. 西暦による記入すること。 2. 「貸借取引」欄は、報告書の提出に際して貸借取引の残高を記入すること。 3. 「貸借取引」及び「貸借取引」欄は、報告書の提出に際して貸借取引の残高を記入すること。 4. 「貸借取引」欄は、報告書の提出に際して貸借取引の残高を記入すること。 5. 「貸借取引」欄は、報告書の提出に際して貸借取引の残高を記入すること。 6. 「貸借取引」欄は、報告書の提出に際して貸借取引の残高を記入すること。 7. 「貸借取引」欄は、報告書の提出に際して貸借取引の残高を記入すること。 8. 「貸借取引」欄は、報告書の提出に際して貸借取引の残高を記入すること。

(日本企業用紙A2)

【報告書(前)】

Table with columns: 取引種別, 証券発行体, 証券種別, 証券コード, 証券発行体, 証券発行体, 証券発行体

【貸借取引】

Table with columns: 証券発行体, 証券発行体, 証券発行体, 証券発行体, 証券発行体, 証券発行体

【取引】

Table with columns: 国名, 証券発行体, コード, 証券発行体, コード, 証券発行体, コード, 証券発行体, コード, 証券発行体, コード, 証券発行体

- (注1) 取引種別 報告書の提出に際しては「貸借取引」欄に記入すること。 (注2) 証券発行体の区分 外資系企業については「外資系企業」欄に記入すること。 (注3) 証券発行体 日本銀行(国債)は「国債」欄に記入すること。 (注4) 証券発行体 日本銀行(国債)は「国債」欄に記入すること。 (注5) 証券発行体 日本銀行(国債)は「国債」欄に記入すること。 (注6) 証券発行体 日本銀行(国債)は「国債」欄に記入すること。 (注7) 証券発行体 日本銀行(国債)は「国債」欄に記入すること。 (注8) 証券発行体 日本銀行(国債)は「国債」欄に記入すること。 (注9) 証券発行体 日本銀行(国債)は「国債」欄に記入すること。 (注10) 証券発行体 日本銀行(国債)は「国債」欄に記入すること。 (注11) 証券発行体 日本銀行(国債)は「国債」欄に記入すること。

(注) A報告書の提出に際しては、この欄を必ず記入することはない。

別紙様式第十六 (平28財令第4号、平29財令第5号、平29財令第8号、平29財令第9号、平29財令第10号、一部改正)
 根拠法規：外国為替の取引等の
 報告に関する省令
 主務官庁：財 務 省
 対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書

財 務 大 臣 殿
 (日本銀行経由)

報告年月日： _____
 報 告 者：
 氏名又は名称及び
 代表者の氏名 _____
 住所又は所在地 _____
 職業又は業種 _____
 責任者の氏名 _____
 担当者の氏名(電話番号) _____

1 取引相手の方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住所又は所在地	
2 投資先の概要	(1) 名称及び所在地(該当分に○)	イ 上記1に同じ ロ その他(具体的に記入すること。)
	(2) 資本金(取得後)	
	(3) 事業内容	
3 取得する証券の時期等	(1) 取得の対価の種類(該当分に○)	イ 株式・出資の持分・設立・増資・発行済
		ロ 社債(普通・転換)
		ハ その他(具体的に記入すること。)
	(2) 取得年月日	
(3) 支払年月日		
4 その他の事項		

(記入要領)

- 1 西暦より記入すること。

- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 「1 取引の相手方」欄中「(2) 住所又は所在地」欄には、所在国名(国に該当しない場合は地域名)のみの記入とすることで差支えない。
- 4 「2 投資先の概要」欄中「(1) 名称及び所在地」欄の所在地には、所在国名(国に該当しない場合は地域名)のみの記入とすることで差支えない。なお、「(2) 資本金」欄には、原通貨をもって記入し、「(3) 事業内容」欄には、定款に従って主要事業内容を簡潔に記入すること。
- 5 「3 取得の時期等」欄中「取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入すること。
- 6 「3 取得の時期等」欄中「(2) 取得年月日」欄は、支払を行った日を提出期限の起算日とする場合は、記入を要しない。
- 7 「4 その他の事項」欄には、資金使途が再投資資金の場合は、再投資先の①名称、②所在国又は地域、③出資比率(投資先から再投資先への出資比率が10%以上かどうか。)及び④事業内容を記入すること。
- 8 一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第十九 (平23財令18・金融、平25財令62・令元財令9・令2財令66、一部改正)
根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

対直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書
財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
報告者： _____
氏名又は名称及び代表者の氏名 _____
住所又は所在地 _____
職業又は業種 _____

投融資先法人名 _____
(所在国又は地域名) 責任者の氏名 _____
() 担当者の氏名(電話番号) _____

1	報告事由の発生年月日		
2	(1) 証券の譲渡	譲渡金額	譲渡数量
		譲渡の相手方(所在国又は地域)	
の 内 容	(2) 貸付金又は債権の除	放棄又は免除の金額	
	その他の事項		

(記入要領)
1 西暦により記入すること。
2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
3 一併して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。
(日本産業規格A4)

別紙様式第二十 削除 (平23財令18)

別紙様式第二十一 (平23財令45・金融、令元財令9・令2財令66、一部改正)
根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

財務大臣 殿
(日本銀行経由)
証券の発行又は募集に関する報告書
報告年月日： _____
報告者： _____
氏名又は名称及び代表者の氏名 _____
住所又は所在地 _____
報告者の区分(該当分に○) _____
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 非金融機関 5. その他
住所又は所在地 _____
代理人 氏名又は名称及び代表者の氏名 _____
住所又は所在地 _____
責任者の氏名 _____
担当者の氏名(電話番号) _____
(単位：百万円・千通貨単位)

1	発行又は募集した証券	(1) 種 類 (2) 額 面 総 額
2	発行又は募集の時期等	(1) 発行又は募集を行った日(括弧内を記入) (2) 発行又は募集の場所 (3) 発行 価 値 (4) 利 率(年 率 %) (5) 償 還 期 日 (6) 手 数 料
3	発行又は募集の条件	(1) 居 住 者 (2) 非 居 住 者 (3) 合 計
4	売主(括弧内を記入)	(1) 居 住 者 (2) 非 居 住 者 (3) 合 計
5	販売額(括弧内を記入)	(1) 居 住 者 (2) 非 居 住 者 (3) 合 計
6	その他の事項 (併付付名取簿している場合は、併付けを記入すること) ・二重通貨建て債票の場合は、発行時と異なる判別可能な通貨建て通貨名を記入すること。 ・前掲債票による信用状における証券の発行又は募集の場合は、 「5 販売額(括弧内を記入)」欄中「(1) 居住者」への販売額に際して「1. 銀行」、「2. 一般政府」、「3. 非金融機関」、「4. 非居住者」欄に併記すること。 5 「居住者」欄及び「(1) 非居住者」欄に併記すること。 5 一併して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。 (日本産業規格A4)	

(記入要領)
1 西暦により記入すること。
2 「報告者の区分」欄中「1. その他」に該当する場合は、かつこ内に職業又は業種を具体的に記入すること。
3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
4 非居住者による外国における証券の発行又は募集の場合は、「5 販売額(括弧内を記入)」欄中「(1) 非居住者」欄及び「(1) 非居住者」欄に併記すること。
5 一併して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。
(日本産業規格A4)

別紙様式第二十二 (平12第99号・令14第9号・令2第99号、一部改正)
 根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
 主務官庁：財務省
 本部にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書

財務大臣殿
 (日本銀行経由)

報告年月日：_____
 報告者：_____
 氏名又は名称及び代表者の氏名_____
 国籍_____
 住所又は所在地_____
 職業又は業種_____
 代理人氏名又は名称及び代表者の氏名_____
 住所又は所在地_____
 職業又は業種_____
 責任者の氏名：_____
 担当者の氏名(電話番号)：_____

1 取得の態様 (該当分に○)	イ 購入	抵当権設定	ハ 賃借	始期 ()	終期 ()
	ニ その他(具体的に記入すること。)				
2 不動産の内容 (該当分に○)	イ	土地(面積	㎡)		
	ロ	建物(延面積	㎡)		
	ハ	その他			
3 不動産の所在地					
4 取得年月日					
5 取得の対価					

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 「5 取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入することとし、「1 取得の態様」欄において「ロ 抵当権設定」に該当する場合には抵当権設定により担保される金額を、「ハ 賃借」に該当する場合には一定期間における賃借料及び当該期間をそれぞれ次の例にならってかき書すること。
 (例：(担保される債権の額 100万米ドル)、(賃借料 100万円/月))

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第二十三

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
 主務官庁：財務省

電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に係る媒介等に関する報告書

財務大臣殿
 (日本銀行経由)

報告年月日：_____
 報告者：_____
 氏名又は名称及び代表者の氏名_____
 住所又は所在地_____
 責任者の氏名_____
 担当者の氏名(電話番号)_____

1 取引の当事者	居住者の氏名又は名称： 非居住者の氏名又は名称：
2 取引の種類	<input type="checkbox"/> (下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。)
3 電子決済手段等の種類	【電子決済手段等の売買】 (下記の中から売買する電子決済手段等の種類を選びその番号を枠内に記入し、6)について()内に電子決済手段等の種類の具体的な名称を記入すること。)
	【電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換】 (下記の中から交換する電子決済手段等の種類をそれぞれ選び、居住者が譲り受ける電子決済手段等の番号をイの枠内に、居住者が譲渡する電子決済手段等の番号をロの枠内に記入し、6)については()内に電子決済手段等の種類の具体的な名称を記入すること。)
1) ビットコイン(BTC) 2) イーサリアム(ETH) 3) リップル(XRP) 4) ビットコインキャッシュ(BCC又はBCH) 5) ライトコイン(LTC) 6) その他()	
4 非居住者の所在国等	所在国又は地域名() 本省令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。
5 取引の実行年月日	年 月 日 (単位：百万円)
6 取引金額	【電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法】 (下記の中から選びその番号を枠内に記入し、4)の場合には()内に具体的な換算の方法(レート)を記入すること。)
1) 実勢相場 2) 月中平均レポート 3) 月末レート 4) その他()	

(日本産業規格 A4)

(記入要領)

- 1 西暦より記入すること。
- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 「4 非居住者の所在国等」欄は、上欄に取引の当事者のうち非居住者の所在国又は地域名を記入し、下欄に当該所在国又は地域に係る本省令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。
- 4 「5 取引の実行年月日」欄には、当該取引の決済日を記入すること。
- 5 「6 取引金額」欄は、以下の取引の種類に応じた金額を記入すること。
 - (1) 電子決済手段等の売買
電子決済手段等の売買の対価の額を記入することし、外国通貨で決済した場合には、本省令第35条第1号の規定により円換算の上、記入すること。
 - (2) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換
居住者が譲り受ける電子決済手段等を本邦通貨に換算した額を記入すること。電子決済手段等の本邦通貨への換算は、本省令第36条の2第2項に定める方法により行うこととし、具体的な換算の方法については、1)～4)の該当する番号を記入すること。「4)その他」の場合には、具体的な換算の方法(レート)を記入すること。
- 6 本報告書の提出に際しては、この記入要領を転写することは要しない。

別紙様式第二十四

別紙様式第二十四

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に係る媒介等に関する報告書(一括報告分)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
報告者： _____
氏名又は名称 _____
及び代表者の氏名 _____
住所又は所在地 _____
責任者の氏名 _____
担当者氏名(電話番号) _____

共通項目		
取引の種類	取引年月	

電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法(該当分に○ 4. の場合には()内に使用した換算の方法(レート)を記入すること。)

1. 実勢相場 2. 月中平均レート 3. 月末レート 4. その他()

(単位：百万円)

電子決済手段等の種類				非居住者の 所在地国等	取引金額
イ		ロ			
コード	名称	コード	名称		

(記入要領)

- 1 西暦より記入すること。
- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 本報告書は、報告しようとする電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換が行われた日の属する月毎に記入すること。
- 4 3千万円相当額以下の電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換を除外して報告することが困難な場合には、これらを含めて報告して差し支えない。
- 5 「共通項目」及び「明細項目」におけるコード番号は、裏面のコード表の記載に従い記入すること。
- 6 本報告書は、「取引の種類」ごとに別表として作成すること。
- 7 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次表として報告すること。
- 8 電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換の取引当事者の氏名又は名称については、別途適宜の方法により管理・保存しておくこと。

(日本産業規格A4)

【報告書裏面】
【共通項目】

取引の種類【注1】		取引年月【注2】	
コード	定義	コード	定義
1	居住者による電子決済手段等の買入	YYYYMM	西暦年月 (6桁)
2	居住者による電子決済手段等の売却		
3	電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換		

【明細項目】

電子決済手段等の種類【注3】		非居住者の所在国等【注4】		取引金額【注5】
コード	定義	コード	定義	
1	ビットコイン(BTC)	(3桁)	本省令別表第2に定める国又は地域番号	本邦通貨換算 (百万円単位)
2	イーサリアム(ETH)			
3	リップル(XRP)			
4	ビットコインキャッシュ(BCC又はBCH)			
5	ライトコイン(LTC)			
6	その他			

- 【注1】取引の種類
居住者による電子決済手段等の買入を「1」、居住者による電子決済手段等の売却を「2」、電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換を「3」として記入すること。
- 【注2】取引年月
年表示は西暦(4桁)で記入し、月表示は「01」から「12」までとして記入すること。
- 【注3】電子決済手段等の種類
(1) 電子決済手段等の売買
売買する電子決済手段等の種類をイ欄にのみ記入すること。
(2) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換
居住者が譲り受ける電子決済手段等の種類をイ欄に、居住者が譲渡する電子決済手段等の種類をロ欄に記入すること。
(注) コード「1」～「5」を記入する場合、「名称」欄の記入は要しない。
- 【注4】非居住者の所在国等
取引の当事者のうち非居住者の所在国又は地域を本省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。
外国にある事業所に勤務する目的で現に外国に滞在しているなど本邦国籍を有する非居住者との取引は、当該非居住者の所在国又は地域を記入すること。
- 【注5】取引金額
以下の取引の種類に応じた金額を記入すること(単位未満は四捨五入)。
(1) 電子決済手段等の売買
電子決済手段等の売買の対価の額を記入することとし、外国通貨で決済した場合には、本省令第35条第1号の規定により円換算の上、記入すること。
(2) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換
居住者が譲り受ける電子決済手段等の本邦通貨への換算額は、本省令第36条の2第2項に定める方法により行うこととし、具体的な換算の方法については、「電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法」の1.～4.の該当する番号に○を付けること。
「4. その他」の場合には、具体的な換算の方法(レート)を記入すること。

(注) 本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することは要しない。

別紙様式第二十五 (平15財令第7・金融、平元財令第9・平2財令第35(一部改正))

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令

主務官庁：財務省

特別国際金融取引勘定における資金の運用関連状況報告書

(年 月分)

報告年月日： _____

報告者： _____

名称及び代表者の _____

氏名 _____

所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名 _____

(電話番号) _____

財務大臣殿

(日本銀行経由)

(単位：億円)

	資産 A		負債 B		その他の勘定との間の 資金の振替額[A-B] (△印入)
	対非居住者	対非居住者	対非居住者	対非居住者	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

別紙様式第二十七 (平23財令08・金改、令元財令9・令2財令08、一部改正)

デジタル資産取引に関する報告書
(年 月分)

報告書提出者
報告書提出者
報告書提出者

株式会社 〇〇〇
(日本銀行経由)

報告書提出者の届出状況

報告書提出者
報告書提出者
報告書提出者
報告書提出者
報告書提出者
報告書提出者
報告書提出者
報告書提出者

Table with columns for reporting period, transaction type, and asset details. Includes a summary row at the bottom.

※記入事項
1. 詳細は以下のとおりとする。
2. 「報告書の提出」欄には、報告書の提出に当たって報告書提出者の承認を得たこととする。
3. 報告書提出者承認を得た報告書提出者は、報告書提出者承認取得後60日以内の報告書の提出し、「報告書提出」欄の報告書の提出を記入すること。
4. 報告書提出者の承認を得た報告書提出者は、報告書提出者承認取得後60日以内の報告書の提出し、「報告書提出」欄の報告書の提出を記入すること。
5. 「報告書提出者承認」欄には、報告書提出者承認取得後60日以内の報告書の提出し、「報告書提出」欄の報告書の提出を記入すること。
6. 報告書提出者承認を得た報告書提出者は、報告書提出者承認取得後60日以内の報告書の提出し、「報告書提出」欄の報告書の提出を記入すること。
7. 報告書提出者承認を得た報告書提出者は、報告書提出者承認取得後60日以内の報告書の提出し、「報告書提出」欄の報告書の提出を記入すること。
8. 報告書提出者承認を得た報告書提出者は、報告書提出者承認取得後60日以内の報告書の提出し、「報告書提出」欄の報告書の提出を記入すること。
9. 報告書提出者承認を得た報告書提出者は、報告書提出者承認取得後60日以内の報告書の提出し、「報告書提出」欄の報告書の提出を記入すること。

別紙様式第二十八 (平23財令08・金改、令元財令9・令2財令08、一部改正)

報告書提出者
報告書提出者
報告書提出者

貸付債権の売買に関する報告書
(年 月分)

株式会社 〇〇〇
(日本銀行経由)

報告書提出者
報告書提出者
報告書提出者
報告書提出者
報告書提出者
報告書提出者
報告書提出者
報告書提出者

Table for reporting on the sale of loans. Columns include debtor location, creditor department, loan type, and sale price. Includes a summary row at the bottom.

	1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他		
	1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他		

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について経緯された者の氏名を記入すること。
 3 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
 4 債権者の所在国又は地域別、譲渡先の部門別を集計すること。
 5 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次案として報告すること。

(日本産業規格 A 4)

報告者の名称: _____

2 外国債者貸付債権の売買

(1) 外国債者貸付債権の非居住者への譲渡 (単位: 億円)

債権者の部門 (国名を○)	譲渡先の所在国又は地域	譲渡の対価	売買対象債権金額
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			

(2) 外国債者貸付債権の非居住者からの譲渡 (単位: 億円)

債権者の部門 (国名を○)	譲渡先の所在国又は地域	譲渡の対価	売買対象債権金額
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府			

4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般取引 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般取引 4. 中央銀行 5. その他			

- (記入要領) 1 百圓より記入すること。
 2 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
 3 債務者の部門別、債権先又は譲受先の所在国又は地域別に集計すること。
 4 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次案として報告すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第二十九 (字28財令98・金融、中元財令9・中2財令98・一紙改正)
 根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
 主務官庁：財務省
 外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告書
 (年 月分)

財務大臣 殿
 (日本銀行経由)

報告年月日： _____
 報告者： _____
 名称及び代表者の氏名 _____
 所在地 _____
 責任者の氏名 _____
 担当者の氏名 (電話番号) _____
 (単位：千米ドル)

売却			買入れ		
件数	うち200万円相当額を超える取引件数	金額	件数	うち200万円相当額を超える取引件数	金額

- (記入要領) 1 百圓より記入すること。
 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
 3 銀行等を相手方として行った外国通貨又は旅行小切手の売却又は買入れ(居住者外貨預金勘定からの払出し又は同勘定への受入れを含む。以下同じ。)に係る計数については除くこと。
 4 「売却」欄には、外国通貨又は旅行小切手の売却件数、うち200万円相当額を超える取引件数及び売却金額を記入すること。
 5 「買入れ」欄には、外国通貨又は旅行小切手の買入れ件数、うち200万円相当額を超える取引件数及び買入れ金額を記入すること。
 6 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。なお、「うち200万円相当額を超える取引件数」欄の「200万円相当額」を算定するに当たっては、本省令第35条第2号の規定にかかわらず、外国通貨又は旅行小切手の売却又は買入れが行われた日における実効外国為替相場を用いても差し支えない。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第三十一 (平148443・金融、中央財第5・第2財令第1一部改正)
 根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
 主務官庁：財務省
 貸付けの実行等の状況に関する報告書
 (年 月分)

財務大臣 殿
 (日本銀行経由)

該当分に○印 (数字は計表 I D)

061	銀行勘定分
064	信託勘定分
計表 I D (3桁)	
金融機関コード (5桁)	

報告年月日：
 報告者：
 名称及び代表者の氏名
 所在地
 責任者の氏名
 担当者の氏名 (電話番号)

1 本邦店の非居住者に対する貸付

(単位：億円)

		外国通貨貸		本邦通貨貸	
		実行回数	収	実行回数	収
対非居住者貸付 (本邦店名義)	0010				
うち中長期	0030				

2 本邦店の対非居住者貸付債権の放棄の状況

(単位：億円)

債務者の所在国又は地域	中長期貸付		短期貸付	
	外国通貨貸	本邦通貨貸	外国通貨貸	本邦通貨貸

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「代表者の氏名」及び「所在地」欄については、記入を省略して差し支えない。
- 3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 4 本邦店の非居住者に対する貸付けの実行等の状況を対象とし、銀行勘定分、信託勘定分をそれぞれ別業に作成すること。
- 5 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
- 6 「中長期貸付」欄には原契約期間が1年を超えるもの、「短期貸付」欄には1年以内のものを記入すること。
- 7 「放棄」欄には合意・取決めに基づくもの (直接償却分) のみを記入すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第三十二 (平仮名) (英字) (年) (月) (日) (年) (月) (日)

根據法第 4 条 外國為替の取引簿の報告に使用する命令
主務官庁： 財 務 省

對外公手証券の売買に關する報告書

(年 月 ~ 年 月)
報告年月日

報告者： _____
氏名(又は名称) _____
及/或投資者の姓名(並に分①) 1. 銀行 2. その他
住所(又は所在地) _____
責任者の氏名 _____
担当者の氏名 (電話番号) _____

対銀行等取引	米ドルを対面とする取引		円を対面とする取引(米ドルを除く)		左記以外 全通算計
	円	ユーロ	ユーロ	英ポンド	
ア 対銀行等取引					
ク ア 対銀行等取引					
ロ ア 対銀行等取引					
ハ ア 対銀行等取引					
ニ ア 対銀行等取引					
ホ ア 対銀行等取引					
ヘ ア 対銀行等取引					
ヘ イ 対銀行等取引					
ト ア 対銀行等取引					

ス ア 対銀行等取引	セ ア 対銀行等取引	ソ ア 対銀行等取引	タ ア 対銀行等取引	チ ア 対銀行等取引	ツ ア 対銀行等取引	テ ア 対銀行等取引	ト ア 対銀行等取引

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
 - 2 本報告書は、本邦国の四半期中に取引を詳細にした対外公手証券の売買簿の合計額を記入すること。
 - 3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
 - 4 「ア(対銀行等取引)」とは特定受渡日の「売却」又は「買切り」の取引をいい、「ア(対銀行等取引)」とは受渡日が異なる同種通貨の「売り」と「買い」を同時にかつ交易的に行う取引(為替スワップ取引)及び一定の期間内に異なる通貨の特定元本又は金額を交換することと同様に約定する取引(通貨スワップ取引)をいふ。「ア(対銀行等取引)」及び「為替スワップ取引」については当該取引に係る約定元本の合計額を記入し、「通貨スワップ取引」については当該取引の約定日における約定元本の合計額を記入すること。
 - 5 「対銀行等取引」の取引は、法第16条の2で規定する銀行等(本邦内本支店を除く)及び外国にある銀行(本支店は支店を含む)との取引高を記入すること。
 - 6 「ア(対銀行等取引)」欄には、外國為替プロシを、(電子プロシを含む)を基にした取引高を内積すること。
 - 7 「ア(対銀行等取引)」欄には、外國にある本店又は支店との取引高を内積することとし、本邦内本支店間の取引高は記入しないこと。
 - 8 「その他」欄には、顧客との取引及び銀行等又は外國にある銀行以外の銀行等間(外國為替市場における取引等の取引高)を記入すること。
 - 9 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
 - 10 本報告書は、外國通貨又は旅行小切手の売買を除外して記入すること。ただし、外國通貨又は旅行小切手の売買を除外することが困難な場合には、これをあわせて記入して差し支えない。

(日本証券規格 A4)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

銀行等の非居住者等に対する国別債権債務に関する報告書

財務大臣殿

(日本銀行経由)

(年 月 月末現在)

報告年月日：

報告者：名称及び代表者の氏名

所在地

責任者の氏名

担当者の氏名 (電話番号)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建						う ち 非 銀 行						円 建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち 非銀行
ミャンマー														
中国														
香港														
インド														
インドネシア														
北朝鮮														
韓国														
ラオス														
マレーシア														
ネパール														
パキスタン														
フィリピン														
シンガポール														
スリランカ														
台湾														
タイ														
ベトナム														
その他														
アジア州計														

(記入要領) 1. 西暦により記入すること。

2. 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の 氏名を記入すること。

(日本産業規格 A 3)

(1)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称：_____

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建						う ち 非 銀 行						円 建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち 非銀行
アルゼンチン														
ボリビア														
ブラジル														
チリ														
コロンビア														
コスタリカ														
エクアドル														
メキシコ														
ニカラグア														
ペルー														
ウルグアイ														
ベネズエラ														
その他														
ラテンアメリカ計														
クウェート														
カタール														
サウジアラビア														
アラブ首長国連邦														
バーレーン														
イラン														
イラク														
リビア														
オマーン														
エジプト														
イスラエル														
ヨルダン														
レバノン														

(日本産業規格 A 3)

(2)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称： _____
(単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建						う ち 非 銀 行						円 建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち 非銀行
シリア														
イエメン														
その他														
中近東計														
アルジェリア														
エチオピア														
ガボン														
コートジボワール														
ケニア														
モロッコ														
リベリア														
ナイジェリア														
ニジェール														
セネガル														
コンゴ民主共和国														
タンザニア														
南アフリカ														
ザンビア														
エスワティニ														
その他														
アフリカ州計														

(日本産業規格 A 3)

(3)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称： _____
(単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建						う ち 非 銀 行						円 建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち 非銀行
ベルギー														
ルクセンブルク														
フランス														
ドイツ														
イタリア														
オランダ														
スウェーデン														
スイス(B I Sを含む)														
ガーンジー														
ジャージー														
マン島														
英国														
オーストリア														
デンマーク														
アイルランド														
アイスランド														
スペイン														
ポルトガル														
フィンランド														
ノルウェー														
ギリシャ														
トルコ														
セルビア														
クロアチア														
スロベニア														
旧ユーゴスラビア														
その他														
西欧諸国計														

(日本産業規格 A 3)

(4)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称： _____
(単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建						う ち 非 銀 行						円 建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち 非銀行
アルバニア														
ブルガリア														
チェコ														
スロバキア														
旧チェコ・スロバキア														
ハンガリー														
ポーランド														
ルーマニア														
エストニア														
ラトビア														
リトアニア														
アルメニア														
アゼルバイジャン														
ベラルーシ														
ジョージア														
カザフスタン														
キルギス														
モルドバ														
ロシア														
タジキスタン														
トルクメニスタン														
ウクライナ														
ウズベキスタン														
旧ソ連														
その他														
東欧諸国計														

(日本産業規格 A 3)

(5)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称： _____
(単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建						う ち 非 銀 行						円 建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち 非銀行
カナダ														
米国														
バハマ														
バミューダ諸島														
ケイマン諸島														
キューバ														
ジャマイカ														
蘭領アンチル														
パナマ														
トリニダード・トバゴ														
その他														
カリブ海諸国計														
オーストラリア														
ニュージーランド														
パプアニューギニア														
フィジー														
その他														
大洋州計														
国際機関計														
その他														
対非居住者合計														
うち														
外国中央銀行 ・公的通貨当局														
対居住者														

(日本産業規格 A 3)

(6)

(裏面)

(記入要領)

- 1 本報告書は、特別国際金融取引協定承認銀行等の本邦店の非居住者及び居住者に対する債権及び債務を対象とし、下記に従い作成すること。
 - (1) 報告に当たっては外国通貨計、米ドル、英ポンド、スイス・フラン、ユーロ、その他外国通貨及び円建に区分すること。ユーロ参加国通貨建の債権、債務がある場合には、「ユーロ」欄に含めて記入すること。なお、それぞれについて「非銀行」に対する分を内書すること。
 - (2) 債権債務ともに短期及び中長期に区分し、短期は原契約期間が1年以内のものを、中長期は同1年を超えるものを記入すること。
- 2 (1) 外貨建債権債務の各合計額は、本省令別紙様式第二十六「資産負債状況報告書(外貨建本邦店分)」の残高、対非居住者及びうち中長期の各合計額に一致させること。
 - (2) 円建債権債務の各合計額は、本省令別紙様式第二十六「資産負債状況報告書(円建本邦店分)」の残高、対非居住者及びうち中長期の各合計額に一致させること。
 - (3) 非居住者に対する債権債務の各合計額のうち「外国中央銀行及び公的通貨当局」に対する分を内書すること。
- 3 本報告書様式に記載されていない国に対する残高がある場合には当該国の属する地域の「その他」の欄に一括してその合計を記入すること。
- 4 報告単位は百万米ドル単位(小数第一位まで記入、第一位未満四捨五入)とし、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

別紙様式第三十四 (平15財令87・金融、平19財令49・平27財令58・令元財令0・令2財令88・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

国別対外債権残高報告書(1/2)

(年 月末日現在)

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者：名称及び代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード (5桁)	支店・現法 コード (5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高														
			短 期				中 長 期										
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	残 存 期 間 別 区 分					
												1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能		
ミャンマー	122																
中国	105																
香港	108																
インド	123																
インドネシア	118																
北朝鮮	104																
韓国	103																
ラオス	121																
マレーシア	113																
ネパール	131																
パキスタン	124																
フィリピン	117																
シンガポール	112																
スリランカ	125																
台湾	106																
タイ	111																
ベトナム	110																
その他	700																
アジア州計	008																
アルゼンチン	415																
ボリビア	408																
ブラジル	410																
チリ	409																

(日本産業規格B4)

1/2 (1)

国別対外債権残高報告書 (1/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード (5桁)	支店・現法 コード (5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位:百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高																			
			短 期				中 期				長 期											
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	残 存 期 間 別 区 分										
												1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能							
コロンビア	401																					
コスタリカ	311																					
エクアドル	406																					
メキシコ	305																					
ニカラグア	310																					
ペルー	407																					
ウルグアイ	412																					
ベネズエラ	402																					
その他	725																					
ラテンアメリカ計	015																					
クウェート	138																					
カタール	140																					
サウジアラビア	137																					
アラブ首長国連邦	147																					
パレーン	135																					
イラン	133																					
イラク	134																					
リビア	305																					
オマーン	141																					
エジプト	306																					
イスラエル	143																					
ヨルダン	144																					
レバノン	146																					

(日本産業規格 B 4)

1/2 (2)

国別対外債権残高報告書 (1/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード (5桁)	支店・現法 コード (5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位:百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高																			
			短 期				中 期				長 期											
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	残 存 期 間 別 区 分										
												1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能							
シリア	145																					
イエメン	149																					
その他	705																					
中近東計	005																					
アルジェリア	303																					
エチオピア	338																					
ガボン	331																					
コートジボワール	316																					
ケニア	341																					
モロッコ	301																					
リベリア	315																					
ナイジェリア	324																					
ニジェール	325																					
セネガル	310																					
コンゴ民主共和国	333																					
タンザニア	343																					
南アフリカ	351																					
ザンビア	354																					
エスワティニ	356																					
その他	730																					
アフリカ州計	006																					
ベルギー	208																					
ルクセンブルク	209																					

(日本産業規格 B 4)

1/2 (3)

国別対外債権残高報告書 (1/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 (5桁)	支店・現法 (5桁)	時期(6桁)		システム (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位:百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高														
			短 期				中 期				長 期			残 存 期 間 別 区 分			
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能		
フランス	210																
ドイツ	213																
イタリア	220																
オランダ	207																
スウェーデン	203																
スイス(BISを 含む)	215																
ガーンジー	041																
ジャージー	043																
マン島	060																
英国	205																
オーストリア	225																
デンマーク	204																
アイルランド	206																
アイスランド	201																
スペイン	218																
ポルトガル	217																
フィンランド	222																
ノルウェー	202																
ギリシャ	220																
トルコ	224																
セルビア	711																
クロアチア	241																
スロベニア	242																

(日本産業規格 B 4)

1/2 (4)

国別対外債権残高報告書 (1/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 (5桁)	支店・現法 (5桁)	時期(6桁)		システム (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位:百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高														
			短 期				中 期				長 期			残 存 期 間 別 区 分			
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能		
旧ユーゴスラビア	712																
その他	710																
西 欧 諸 国 計	003																
アルバニア	229																
ブルガリア	222																
チェコ	245																
スロバキア	246																
旧チェコ・スロバ キア	716																
ハンガリー	227																
ポーランド	223																
ルーマニア	221																
エストニア	225																
ラトビア	226																
リトアニア	227																
アルメニア	151																
アゼルバイジャ ン	150																
ベラルーシ	229																
ジョージア	157																
カザフスタン	153																
キルギス	154																
モルドバ	240																
ロシア	224																
タジキスタン	155																

(日本産業規格 B 4)

1/2 (5)

国別対外債権残高報告書 (1/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード (5桁)	支店・現法 コード (5桁)	時期 (6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位:百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高														
			短 期				中 期				長 期			残 存 期 間 別 区 分			
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能		
トルクメニスタン	156																
ウクライナ	238																
ウズベキスタン	152																
田 土 連	717																
そ の 他	715																
東 欧 諸 国 計	004																
カ ナ ダ	302																
米 国	304																
バ ハ マ	315																
バ ミ ュ ー グ 諸 島	314																
ケ イ マ ン 諸 島	328																
キ ュ ー バ	321																
ジ ャ マ イ カ	316																
蘭 領 ア ン チ ル	326																
パ ナ マ	312																
トリニダード・ト バゴ	320																
そ の 他	720																
カリブ海諸国計	014																
オーストラリア	601																
ニュージーランド	606																
パプアニューギニア	602																
フィジー	612																
そ の 他	735																

(日本産業規格 B 4)

1/2 (6)

国別対外債権残高報告書 (1/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード (5桁)	支店・現法 コード (5桁)	時期 (6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位:百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高														
			短 期				中 期				長 期			残 存 期 間 別 区 分			
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能		
大 洋 州 計	007																
アジア開発銀行	757																
欧州投資銀行	755																
米 州 開 発 銀 行	754																
中米経済統合銀行	761																
アフリカ開発銀行	758																
国際復興開発銀行	751																
欧州鉄道金融公社	827																
北 欧 投 資 銀 行	756																
欧州評議会議民生基金	826																
欧 州 連 合	821																
そ の 他	740																
国 際 機 関 計	009																
日 本	100																
合 計	000																

(日本産業規格 B 4)

1/2 (7)

別紙様式第三十四

特種法債：外国為替の取引等の特許に關する債券
 主務省庁：財務省

国別外債登録簿(2/2)
 (年 月末日迄)

報告年月日： _____

発行大規模(理由)

発行大規模 ID	金融機関コード(5桁)	発行・理法コード(5桁)	年(西暦)	月	シリアル番号(1桁)
28	D 1				0

報告者 金融及び代理業の氏名
 所在地
 登記簿上の氏名(登録番号)
 担当事業の氏名(登録番号)

(1) 合計 (単位：百万円)

国(地域)別コード	債 権		債 権		債 権		債 権	
	発行の別	発行の別	発行の別	発行の別	発行の別	発行の別	発行の別	
合計								
ミャンマー	122							
中 国	108							
韓 国	108							
イ ン ド	128							

インドネシア	118						
北 米	104						
韓 国	108						
ラオス	121						
マレーシア	113						
ネパール	131						
パキスタン	124						
フィリピン	117						
シンガポール	112						
スリランカ	128						
台 湾	106						
タイ	111						
베트남	110						
その他の国	700						
アジア州計	608						
オセアニア	413						
オーストラリア	408						
アジア州計	410						
オーストラリア	409						

(日本債権振替目録)

国際対外債権高償還率 (2/2)

(年 月末現在)

ユー・エス・アイ区分 (5桁)	金融機関 ユー・エス・アイ区分 (5桁)	明細 (5桁) 年(個数) 月 日	リース ユー・エス・アイ (1桁)
28	D1		0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万円)

国 (地域) 別コード	債権		償還		償還率	
	貸付	その他	計	計	計	計
コロンビア	40					
コスタリカ	31					
エクアドル	48					
メキシコ	38					
ニカラガ	30					
ペルー	47					
パラグアイ	42					
ベネズエラ	42					
その他の	78					

オランダ	016																			
フランス	138																			
イタリア	140																			
オーストラリア	137																			
オーストラリア連邦	147																			
ハーレーン	158																			
イラン	133																			
インド	134																			
インドネシア	566																			
オーストラリア	141																			
エストニア	506																			
イギリス	148																			
ヨルダン	144																			
レバノン	146																			

(日本企業別集計)

国際対外債権監視報告書(2/2)
(年 月末日現在)

サークル・ 入込区分	金融機関 (5桁)	証券・預託 (5桁)	明細(5桁) 年(四桁) 月	シズメ コ(1桁)
28 D1				0

(1) 合計(連結ベース)

(単位:百万米ドル)

国(地域)別コード	債権		債権		債権		債権		債権	
	貸付	その他	計	うち 対公的機関	計	うち 対公的機関	本邦国 長債	対公的機関 債	対公的機関 債	対公的機関 債
フランス	210									
ドイツ	212									
イタリア	220									
オランダ	207									
スペイン(BIS名番)	208									
②)	215									
グリーンランド	041									
グリーンランド	045									
グリーンランド	049									
グリーンランド	205									

オーストリア	225									
デンマーク	204									
ドイツ	206									
フランス	201									
スウェーデン	218									
オランダ	217									
フィンランド	222									
ノルウェー	202									
ギリシャ	230									
トルコ	234									
セ浦路ス・モナコ	711									
クロアチア	241									
スロベニア	242									

(日本企業別集計)

国別海外労働者数等調査報告書(第2/2)
 年 月末日現在

国名・社会ID 入国区分	金融機関 コード (5桁)	銀行・親族 コード (5桁)	時期(5桁) 年(4桁) 月	シフト コード (1桁)
28 D1				0

(1) 合計 (連結ベース)

国(地域)別 コード	賃付金 の 合計	その他 の 合計	現 預 金		債 権		債 務	
			金融機関 からの債権 高(金額換算)	非金融機関 からの債権 高(金額換算)	本国国債 区分	外国国債 区分	債権 高	債務 高
旧ユーゴスラビア その他	712	710						
西 欧 諸 国 社	008							
ア ル バ ニ ア	229							
ア ル バ ニ ア	229							
ス ロ ヴ ェ ニ ア	246							
ス ロ ヴ ェ ニ ア	246							
旧ユーゴスラビア	718							
ハンガリー	227							

(単位：百万米ドル)

ルーマニア	228									
エストニア	228									
オーストリア	228									
リトアニア	227									
トルマニア	151									
ブルガリア	150									
ギリシア	228									
ポルトガル	157									
スペイン	154									
ポルトガル	224									
フランス	155									

(日本企業関係は4)

国別対外債権高償還率 (2/2)

(単位：百万円)

ID	国名	金融機関 の対外債権 高償還率 (%)	明細 (5桁) 年(0000) 月 (1桁)	シリアル 番号 (1桁)
328	D1			0

(1) 合計 (連結ベース)

国 (地域) 別	コード	債権		償還率	償還率	償還率	償還率	償還率	償還率
		合計	うち 対公的機関						
トルクメニスタン	108								
ウズベキスタン	102								
その他の	715								
償還率	004								
合計	328								
合計	315								

国名	債権高償還率 (%)	償還率 (%)	償還率 (%)	償還率 (%)	償還率 (%)	償還率 (%)	償還率 (%)	償還率 (%)	償還率 (%)	償還率 (%)
トルクメニスタン	108									
ウズベキスタン	102									
その他の	715									
償還率	004									
合計	328									
合計	315									

国別対外債権高増率(2/2)

D1	27	27	27	27	27	27	27
	27	27	27	27	27	27	27

(1) 合計 (連結へス)

国(地域)別コード	債権の種類	債権の計	債権の計		債権の計	債権の計	債権の計	債権の計	債権の計
			うち 対公的債権	うち 民間債権					
大 洋 州 社	002								
アフリカ開発銀行	757								
欧州投資銀行	758								
米州開発銀行	759								
中央経済統合銀行	761								
アフリカ開発銀行	758								

国別債権高増率	751								
欧州投資銀行	827								
北米投資銀行	756								
欧州経済開発基金	838								
欧州連合	821								
その他の債	740								
国別債権計	009								
目	100								
合	000								

(日本企業債権は4)

別添様式第三十四

種類法属：外国為替の取引等の特許に属するもの
 主管官庁：財務省

国外外債権取戻金報告書

(年 月末日迄)

報告年度： _____

報告年月日： _____

報告者： 会社及び代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者の氏名 (漢字) _____

担当者の氏名 (漢字) _____

ID	ゾーン・	金融機関	取引・残高	時期 (6桁)	シスエム
	入力区分	(5桁)	(5桁)	年(4桁) 月	(1桁)
20	D1				0

(注) 合計：金額等別 (クロスボーダー貸付及び現物向け貸付) 各欄へ入、漏れへ入、最終リスケへ入

(単位：百万円)

国 (地域)	別	コード	債 権 高			リース・リース外債権
			計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関	
ミ	ヤ	ン	122			
中			108			
露			108			
イ	ソ	ン	128			
イ	ソ	ン	118			
北	朝		104			

種	国	103							
ラ	オ	ス	121						
ラ	レ	シ	113						
ネ	バ	ー	131						
パ	キ	ス	124						
ラ	ダ	リ	117						
シ	ン	ガ	112						
ス	リ	ラ	125						
自			106						
ク			111						
レ	ト		110						
モ			700						
ラ	ジ	ア	008						
ラ	カ	セ	413						
ホ	リ	ド	468						
ラ	ラ	ジ	410						
チ			409						

(日本企業別別表4)

国別対外債権債務残高表

(単位：百万米ドル)

ID	国名	対債ID	金融機関		非金融機関		合計	
			対債ID	対債ID	対債ID	対債ID		
28	D1							

② 合計 全対象国(クロスボーダーと重複取引を除く) 合算ベース、通算ベース、最終リスケベース

国(地域)別コード	債権	債務	債権		債権超過額	対債ID	対債ID	対債ID	対債ID
			金融機関	非金融機関					
コロンビア	401								
コスタリカ	311								
エクアドル	408								
メキシコ	305								
ニカラグア	310								
ペルー	407								
パラグアイ	412								
ペルー	402								
その他の	728								
サブトータル	015								

クウェート	138								
カタール	140								
カンダハラ	127								
カンボジア	147								
パナマ	135								
イラン	132								
イリ	134								
イタリ	505								
イスラエル	141								
イスラエル	506								
ヨルダン	143								
ヨルダン	144								
レバノン	146								

(日本企業債別)

国別別外債保有残高表
(単位：百万円)

ID 区分	国債コード D1	金融機関 保有額 (百万円)		非金融機関 保有額 (百万円)		合計 (百万円)	
		2020年10月末	2020年9月末	2020年10月末	2020年9月末	2020年10月末	2020年9月末
		515	534	510	531	515	534

(注) 合計 金付券与信 (クロスボローダー与信及び預付与信) 含み入、違付入、違納入、異額リスケ入

(単位：百万円)

国(地域) 別	コード	債 権 残 高			外債残高 対GDPの割合	対GDPの割合 対前年同期	対GDPの割合 対前年同月
		合計	対GDPの割合	対前年同期			
シ	リ	145					
イ	エ	148					
そ	の	708					
中	近 東 計	505					
ア	ル	503					
エ	チ	838					
カ	チ	831					
コ	ト	516					
ク	ニ	541					
モ	ロ	501					

国(地域) 別	コード	債 権 残 高	対GDPの割合	対前年同期	対前年同月
リ	イ	515			
リ	イ	534			
ニ	イ	538			
セ	キ	510			
コ	ソ	530			
ク	ニ	546			
サ	ン	551			
エ	チ	554			
エ	チ	536			
ソ	の	720			
ア	ル	506			
カ	チ	288			
コ	ト	289			

(日本標準時協定)

国別対外債権債務残高表
年 月 末日現在

ID 区分	国名	金融機関 コード (3桁)	証券・預金 コード (3桁)	時期 (5桁)		シズメ コード (1桁)
				年(4桁)	月	
28	D1					0

② 合計 金融機関別 (クロスボーダーと信託の残高向けを除く) 日本へ、逆輸入へ、最終リスケへ

国 (地) 別 コード	債 権				対外債権 残高向け	対外債権 残高向け	対外債権 残高向け	対外債権 残高向け	対外債権 残高向け
	債 権		債 権						
	債権	債権	債権	債権					
フランス	210								
ドイツ	213								
イタリア	220								
オランダ	207								
スペイン	208								
スイス (BISを含む)	218								
デンマーク	041								
スウェーデン	048								
フィンランド	060								
ドイツ	205								

(単位：百万米ドル)

オーストリア	208								
ベルギー	204								
ポランド	206								
フランス	201								
スウェーデン	218								
オランダ	217								
ドイツ	222								
ノルウェー	202								
ギリシャ	200								
トルコ	204								
ポルトガル	711								
スペイン	241								
スイス	242								

(日本企業別B4)

国境外債権者提供額
(百万円未満は四捨五入)

ID No.	国名	金融機関 (5桁)	取引・提供 年(四桁)	提供 月	提供 金額 (1桁)
26	D1				0

(2) 国名 金融機関(クロスボーダー取引及び提供向け提供) 国名(一桁) 提供(一桁) 提供(一桁) 提供(一桁)

(単位：百万円未満)

国(地域) 別 コード	提供 金額 (5桁)	提供 期間 (5桁)		提供 回数 (1桁)	提供 金額 (1桁)
		提供 開始 年(四桁)	提供 終了 年(四桁)		
田	712				
その他の	710				
西	002				
ア	229				
ア	222				
チ	248				
ス	246				
日	716				
ハ	227				

ル	223				
ル	221				
エ	228				
ラ	226				
リ	227				
ア	151				
ア	150				
イ	228				
シ	157				
カ	153				
モ	154				
ロ	224				
ク	155				

(日本証券振替目録)

国際海外展開状況報告書
（日本企業向け）

ID	エリア区分	社名ID	金額換算額		期間		シフト 数(1桁)
			千円 (3桁)	千円・現年 率(4桁)	月	年(4桁)	
28	D1						0

(注) 合計 金額換算額(クロスボーダーと両取の現物向け別) 合算ベース、連結ベース、最終リスケベース

(単位: 百万円未満)

国(地域)別	コード	債権			うち 現地向け	タリフ 削減 効果 額	タリフ 削減 効果 率
		合計	対 外 債 権	対 内 債 権			
トランスニズ	158						
カタライチ	238						
カズキエクス	152						
田	717						
その他の	715						
東欧諸国	004						
カナ	302						
米	304						
パ	315						
パシフィック	314						

ケイマン	238								
キユーエ	321								
シキエ	316								
韓国	238								
パ	312								
リニター	230								
その他の	720								
カリブ海	014								
オーストラ	601								
ニール	606								
パシフィック	602								
その他の	612								
その他の	735								

(日本企業向けB4)

国別外債保有残高表
平成27年度末現在

ID 区分	国名	金融機関 コード (5桁)	取引・期間 コード (5桁)	期間 (5桁)		シマ コード (1桁)
				年(西暦)	月	
27	D1					0

② 合計 全対象国債(クロスボーダーと借取引現物向け国債) 合算ベース、通計ベース、最終リスケベース

(単位：百万円以下)

国(地域) 別 コード	債権 コード	債権残高		債権 残高 うち 現物向け	国債 残高 うち 現物向け	国債 残高 うち 現物向け	国債 残高 うち 現物向け	国債 残高 うち 現物向け	国債 残高 うち 現物向け
		計	うち 現物向け						
大 洋 州 計	007								
アジア開発銀行	777								
欧州投資銀行	778								
東州開発銀行	774								
中央経済統合銀行	771								
アジア開発銀行	778								
国債開発銀行	771								

欧州投資銀行	827								
北京投資銀行	756								
欧州復興開発銀行	828								
国債開発銀行	009								
日	100								
合 計	000								

(日本国債残高B4)

(備面)
(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 本報告書は、次に掲げる区分に従って作成すること。

(1) 債権証券

① 合計・連結ベース

下記イ、ロ、ハの各号を連結ベース（本支店と海外現地法人間及び海外現地法人相互間の債権・債務（出資金を含む）を母数）により合計した数値。但し国別分類は、身債注の国別によること。

イ 本邦店

・ 円建・外貨建対非居住者債権証券（本支店勘定を除く。）

・ 外国住者債権証券のうち最終リスクが非居住者に帰するもの

ロ 海外店

・ 全通貨債権証券（本支店勘定及び現地通貨債権現地向け数値を除く。）

ハ 海外現地法人分

・ 全通貨債権証券（現地通貨債権現地向け数値を除く。）

② 合計・全対象身債（クロスボーダー与信及び現地向け身債）合算ベース・連結ベース・最終リスクベース

上記①のイ、ロ、ハに加え、現地通貨建て現地向け身債も加えた全対象身債を、連結ベース（本支店と海外現地法人間及び海外現地法人相互間の債権・債務（出資金を含む）を母数）により合計した数値。但し国別分類は身債の最終リスクが所在する国によること。

(2) 支払承諾証券

① 当該国のみを承認するL/C及び債務保証等の数値

② ミニット将来実行数値

中長期貸付（債権付期間が1年を超えるもの）について、ミニット債であるが、未実行となっている数値。

(4) 現地通貨債権現地向け債権債務数値

母数の海外店及び海外現地法人の現地通貨債権現地向け取引については「現地通貨債権現地向け数値」の「債権」、 「債務」欄に外債記入（債権・債務の各数値に含めない。）とすること。

(5) デリバティブ交換身債

デリバティブを時価評価した際の評価益の数値。但し法的に有効なネットワーク契約に基づく取引についてはこれを勘案すること。

4 債権証券について、短期（債権付期間が1年以内のもの）及び中長期（同1年を超えるもの）に区分し、さらに中長期については残存期間別に分類すること。なお、「分割（区分）区分には、商品勘定で保有している有価証券並びに直接投資及び株式など期間の定めのないものを記入すること。

5 本報告書様式に記載されていない国に対する数値がある場合には、当該国の属する地域の「その地」の欄に一括してその合計額を記入すること。

6 報告単位は、全て百万米ドル単位（1数値一位まで記入、第一位未満四捨五入）とし、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

別紙様式第三十五 削除
別紙様式第三十六

別紙様式第三十六 (平仮名・英数・句読点・半角記号・全角記号の使用可)

外貨証券に対する投資状況に関する報告書
 報告年月日： 年 月 日
 報告者： 財務大臣殿
 (日本銀行経由)
 依頼先： 外債証券の取引等の
 振替法に報告する者等
 主務官庁： 財務省

勘定区分(該当分に○)
 銀行勘定分
 信託勘定分
 報告者： 名称及び
代表者の氏名
 報告者の区分 (該当分に○)
 1. 銀行 2. その他金融機関 5. その他
 所在地
 報告者の氏名
 担当者の氏名 (電話番号)

1. 自己分

外国債 又は国債	通 貨 単 位	発行国に 関する種別 及び種類	中央邦債等			報告者の 種別	短期証券	国債				その他	
			国債・公債	準国債	地方債			短期	中期	長期	その他		

- (記入要領) 1. 西暦により記入すること。本報告書は、毎年10月末現在における約定済み外債証券の保有残高を対象 (保護買取りに關して、約定済みペーシの担保が引離した場合は、変更し済みペーシで記入して差し支えない)。
 2. 「報告者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
 3. 「信託業務を兼営する銀行等」については、銀行勘定分と信託勘定分をそれぞれ別欄で作成し、「勘定区分」欄の該当分に○印を記入すること。
 4. 「所在地又は地域」欄には証券の発行体である非居住者の所在地又は地域を記入し、「種別」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
 5. 「対象記入欄の上段では、原則として時価を記入すること (時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない)」とし、下段には、額面金額を記入すること (券面通貨が円のものには万円、その他の通貨は百万通貨単位)。ただし、「国債」、「政府債に依る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は「下段」の記入を要しない。
 6. 「中期債」は発行年の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 7. 「記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次第として報告すること。
 (日本証券振替A4)

1 自己分

(2) 国債・地方債証券 (年未償返)

報告者の名称: _____

(単位:億円、百万円換算単位)

発行者の 種別	種別	発行 済	未 償	中央邦債		地方 債	国債 証券	短期 証券	国債証券		短期 証券	中期 証券	長期 証券	その他
				国債証券	地方債証券				国債証券	地方債証券				
銀行														
その他 金融機関														
一般財団														
その他														

(記入要領) 1 両欄により記入すること。本報告書は、毎年の年末現在における証券のみ(償還済みの証券を除く)を記載する。2 「通貨」欄には当該証券の発行通貨を記入すること。3 利率記入欄の上段には、原則として時価を記入すること(詳細が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。)とし、下段には、額面金額を記入すること(発行通貨が円の場合は円、その他の通貨は百万円換算単位)。

位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は「下段の記入を要しない。」
 4 「中期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 5 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し、添付として報告すること。
 (日本産業規格 A4)

報告者の名称: _____

2 国内債区分

〔銀行等 (該当外に○)業者
金融物品取引業者
その他〕

(1) 非居住者発行証券 (年本現在)

証券種別 又は通 貨	属性	中央銀行券		国債	短期証券	国債以外の債権		コーポレートバスター		その他	
		短期	長期			短期	中期	長期	短期	中期	

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末日現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象 (円換算) 分に開いて、約定済みベースの把握が困難な場合は、季換し済みベースで記入して差し支えない。
- 2 寄託先により、銀行等 (法第10条の2に定める「銀行等」をいう)、金融物品取引業者及びその他に区分し、それぞれ別業で作成すること。
- 3 「所在国又は地域」欄には証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入し、「通貨」欄には当該証券の

- 券面通貨を記入すること。
- 4 計帳記入欄の上段には、原則として時価を記入すること (時価が不明である場合は、簿価により記入して差し支えない) とし、下段には、簿価を記入すること (券面通貨が円のものには簿目、その他の通貨は百万通貨単位、ただし、「株式」、「投資信託」に係る株式及び受益証券) 及び「新株予約権等」欄は「円」の記入を要しない。
- 5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるものを、「短期」は1年以内のものとする。
- 6 記入欄が不足する場合には、通貨種を追加し、又は本欄式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。
- (日本企業報告 A 4)

2 国内債区分

報告者の名称: _____

〔銀行等 (該当外に○)業者 金融商品取引業者〕 その他

(単位:億円、百万通貨単位)

発行者の区分	通	貸	貸	年次別(注)		銀行等		金融商品取引業者		その他	
				前年度	当年度	前年度	当年度	前年度	当年度	前年度	当年度
銀行											
その他の金融機関											
一般政府											
その他											

(記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外債証券の保有残高が対象(累積割り分)に關して、約定済みベースの別冊が困難な場合は、変更し済みベースで記入して差し支えない。
 2 発行区分により、銀行等(金融10号の2に定める「銀行等」をいう)、金融商品取引業者及びその他に区分し、それぞれ別業で作成すること。

- 3 「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
- 4 計帳記入欄の上段には、原則として時価を記入すること(時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない)とし、下段には、額面金額を記入すること(券面通貨が円のものに限り、その他の通貨は百万通貨単位、ただし、「株式」、「投資信託」に係る株式及び受益証券)及び「新株予約権等」欄は「下段の記入を要しない」。
- 5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
- 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本欄式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

(日本企業報告A4)

3 保蔵振り分
報告者の名称: _____

(1) 非居住者発行証券 (_____)
銀行 その他金融機関 一般政府 中央銀行 その他 (単位: 億円, 百万通貨単位)

発行種類	発行主体	中央銀行証券	銀行発行の証券	国債証券			その他の証券		
				短期	中期	長期	短期	中期	長期
貨幣	中央銀行								
銀行	銀行								
国債	国債								
その他	その他								

(記入要項) 1 四欄により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象(保蔵振り分)に關して、約定済みベースの把握が困難な場合は、変更し済みベースで記入して差し支えない。
2 発行者により、銀行、その他金融機関、一般政府、中央銀行及びその他に区分し、それぞれ別業で作成すること。
3 「所在国又は地域」欄には証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入し、「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
4 計帳記入欄の上段には、原則として時価を記入すること(詳細不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない)。下段には、額面金額を記入すること(券面通貨が円の場合は、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない)。
5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの。「短期」は1年以内のものとする。
6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本欄次を用いて当該不足する欄のみを記入し次第として報告すること。
(日本証券規格A4)

3 保蔵振り分
報告者の名称: _____

(2) 居住者発行証券 (_____)
銀行 その他金融機関 一般政府 中央銀行 その他 (単位: 億円, 百万通貨単位)

発行種類	発行主体	中央銀行証券	銀行発行の証券	国債証券			その他の証券		
				短期	中期	長期	短期	中期	長期
貨幣	中央銀行								
銀行	銀行								
国債	国債								
その他	その他								

(記入要項) 1 四欄により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象(保蔵振り分)に關して、約定済みベースの把握が困難な場合は、変更し済みベースで記入して差し支えない。
2 発行者により、銀行、その他金融機関、一般政府、中央銀行及びその他に区分し、それぞれ別業で作成すること。

別紙様式第三十八

別紙様式第三十八 (平成14年6月30日現在、令和4年6月30日現在)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する法律
主務官庁：財務省

届出者発行円払証券に対する毀滅毀失に関する報告書

財務大臣
報告理由

報告年月日：_____

報告者：_____
名称及び
代表者の氏名
報告者の区分 (該当に○)

1. 銀行 2. その他金融機関 5. その他

所在地 _____
報告者の氏名 (電話番号) _____
報告者の氏名 (電話番号) _____

(1) 銀行が発行した証券 (年末現在)

発行者の 所在地又は地域	株式	毀滅毀失 に係る 株式 証券	毀滅毀失 に係る 債券 証券	毀滅毀失 に係る 短期 証券	コマーシャルペーパー	その他		
	株	式	債	券	短期	中期	短期	中期

- (記入要領) 1. 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末日現在における前年度末日現在の保有残高が対象 (毀滅預り分に限り、約定済みペーシスの超過が超過の場合は、受渡済みペーシスで記入して差し支えない)。
2. 「発行者の氏名」欄には、報告の提出について毀滅された者の氏名を記入すること。
3. 債権証券を兼管する銀行等においては、銀行勘定分と債権勘定分をそれぞれ別々に作成し「勘定区分」欄の該当分への印を記入すること。
4. 「証券種類」欄には、「国債・公債 (発行時の満期が1年を超えるもの)」、「国債 (同1年を超えるもの)」、「短期証券 (同1年以内のもの)」の別を記入し、それぞれ別々に作成すること。
5. 「所在地又は地域」欄には、証券発行体の所在地又は地域を記入すること。
6. 発行分は、自己で保有しているものうち、本邦の銀行等又は金融機関預託業者に保管委託しているものを記入すること。
7. 報告からの毀滅預り分については報告者の部門別に区分して記入すること。
8. 計数記入欄の上段には、原則として時価で記入すること (時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない) とい、下段には、額面金額を記入すること。
9. 記入欄が不足する場合は、追加欄を追加し、又は本欄式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本産業規格A4)

報告者の名称： (単位：億円)

(3) 一般政府が発行した証券 (年末現在)

証券の 所在国又は地域	株 式	投資信託に 係る株式及 債券証券	期中償還 債	短期証券	コモンウェルス・ペーパー			その他	
					短 期	中 長 期	短 期	中 長 期	
合 計									

(記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み円払証券の保有残高が対象 (約定済みペーシの把握が困難な場合は、受渡し済みペーシで記入して差し支えない)。
 2 非居住者のために償還期を定めている証券については、円払証券の発行体の部門別 (銀行、その他金融機関、一般政府、その他) に、それぞれ別項で記入すること。
 3 投資信託の項目には、当該投資信託が保有している証券の種類を記入すること。
 4 投資信託の項目には、当該投資信託が保有している証券の種類を記入すること (ただし、「株式」「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない)。
 5 「中長期」は発行年の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次第として報告すること。
 (日本証券規格A4)

報告者の名称： (単位：億円)

(4) その他の発行した証券 (年末現在)

証券の 所在国又は地域	株 式	投資信託に 係る株式及 債券証券	期中償還 債	短期証券	コモンウェルス・ペーパー			その他	
					短 期	中 長 期	短 期	中 長 期	
合 計									

(記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み円払証券の保有残高が対象 (約定済みペーシの把握が困難な場合は、受渡し済みペーシで記入して差し支えない)。
 2 非居住者のために償還期を定めている証券については、円払証券の発行体の部門別 (銀行、その他金融機関、一般政府、その他) に、それぞれ別項で記入すること。
 3 投資信託の項目には、当該投資信託が保有している証券の種類を記入すること。
 4 投資信託の項目には、当該投資信託が保有している証券の種類を記入すること (ただし、「株式」「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない)。
 5 「中長期」は発行年の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次第として報告すること。
 (日本証券規格A4)

別紙様式第三十九 (平30財令44・金融、平元財令9・平2財令26、一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁：財務省

割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告書
(年未満現在)財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者： _____

名称及び

代表者の氏名 _____

報告者の区分 (該当分に○)

1. 一般政府 2. 銀行 (銀行勘定) 3. 銀行 (信託勘定)
4. 信託銀行 (銀行勘定) 5. 信託銀行 (信託勘定) 6. 生命保険会社
7. 損害保険会社 8. 投資信託会社、資産運用会社及び投資法人
9. 金融商品取引業者 10. 中央銀行 11. その他

所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

〔該当分に○〕

自己分

保護預り分

- 1 居住者 { 一般政府、銀行 (銀行勘定)、信託銀行 (銀行勘定)、生命保険会社、損害保険会社、投資信託会社、資産運用会社及び投資法人、金融商品取引業者、中央銀行、その他 }
2 非居住者 < 所在国又は地域 = > _____

(単位：千通貨単位)

銘柄	銀行体 部門コード	所在国又は地域	通貨	保有残高	利回り (年率%)

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

3 本報告書は、自己分と保護預り分を区分し、さらに保護預り分のうち、居住者については投資家の部門別 (業種別)、非居住者については所在国又は地域別にそれぞれ別表で作成すること。

4 非居住者からの保護預り分については、銘柄ごとに発行体部門コード

(1 銀行 2 その他金融機関 3 一般政府 5 その他) を付すこと。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十 (平23財令66(平25財令02)・令改、令元財令9・令2財令08・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

利子、配当金又は手数料等の支払又は支払の受領に関する報告書
(年 月分)

財 務 大 臣 殿
(日本銀行様へ)

報告年月日： _____
報告者：(18～22) _____
名称及び _____
代表者の氏名 _____
報告者の区分(該当分に○) _____
1. 銀行 2. その他金融機関 3. その他 _____
所在地 _____
責任者の氏名 _____
担当者の氏名(電話番号) _____

	1. 支払	(該当分に○ 左記の区分により別表とすること。)
	2. 支払の受領	

(単位：百万円)

所在国又は 地域	貸付利息又は借入利息				預金利息	株式・持分配当金		債券利子				投資信託に 係る株式及 び有価証券 の収益分配 金	証券 貸借料	金融・証 券手数料 等	源泉徴収さ れた利子又 は配当金等 の合計金額	う ち 源泉徴収 として認め られた金額
	親子会社等及 び関連企業と の間以外		親子会社等又は 関連企業との間			親子会社等 の配当金	その他の 配当金	親子会社等及び 関連企業との間以外		親子会社等又は 関連企業との間						
	金融会社間	金融会社間以 外	金融会社間	金融会社間 以外				中長期	短期	金融会社 間	金融会社間 以外					
日本銀行 使用 欄	533	532	531	563	521	529	545	546	543	541	551	570	431	—	699	
23	2526	3738	4960	6162	7374	8586	9798	109110	121122	133134	145144	157156	169170	181183	193194	205
合 計																

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

- 「所在国又は地域」欄には、原取引(支払又は支払の受領の原因となった取引をいう)の相手方の所在国又は地域を記入すること。ただし、原取引の相手方の所在国又は地域記入することが困難な場合には、支払又は支払の受領の相手方の所在国又は地域を記入して差し支えない。
- 報告者(報告者が他の居住者の媒介等を行う場合は、媒介等の依頼人である当該他の居住者)及び取引相手の双方が金融機関(銀行業、金融商品取引業又は保険業及びその他の金融業)を行う先である場合には「金融会社間」欄に、それ以外の場合は「金融会社間以外」欄に記入すること。
- 報告者の区分が「1. 銀行」に該当する者は、貸付利息、借入利息及び債券利子については「親子会社等及び関連企業との間以外」及び「親子会社等又は関連企業との間」を合算し、「親子会社等及び関連企業との間以外」欄に記入すること。
- 「親子会社等」とは、報告者(報告者が他の居住者の媒介等を行う場合は、媒介等の依頼人である当該他の居住者)を別表第1の注第1号に掲げる居住者とした場合に、同号イからハまでに掲げるものに該当することとなるものをいい、「関連企業」とは、同号ニからカまでに掲げるものに該当することとなるものをいう。
- 「中長期」欄には、発行時の満期が1年を超える債券に係る利子の受払を記入し、「短期」欄には発行時の満期が1年以内の債券に係る利子の受払を記入すること。
- 源泉徴収前の金額を記入すること(円以外の通貨については円に換算の上、記入すること)。
- 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次表として報告すること。
- 所在国又は地域毎の合計額が百万円に満たない場合は、当該所在国又は地域についての記載を要しない。また、いずれの月中の合計額も百万円に満たない場合は、本報告書の提出を要しない。
- 「源泉徴収された利子又は配当金等の合計金額」欄には、源泉徴収された利子又は配当金等の源泉徴収前合計金額を記入すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十一

別紙様式第四十一（平成24年4月5日、金融庁令第9号3月30号第一号改正）

報告期間：外国為替の買入れ等の
報告に関する命令
主務官庁：財務省

担当企業に対する貸付残高の推移の状況に関する報告書

(年 月分)

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者： _____

代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

(単位：百万円)

所在国又は地域	中長期		短期	
	貸付	回収	貸付	回収
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()

	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()

(単位：百万円)

当期末貸付残高	中長期	短期
---------	-----	----

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について報告された者の氏名を記入すること。
 3 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
 4 「中長期」欄には償還期間が1年を超えるもの、「短期」欄には1年以内のものを記入すること。
 5 「回収」欄のみ「貸付」欄とは償還の放棄を外算すること。
 6 「当期末貸付残高」欄は12月分の報告の場合に限り記入すること。
 7 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し、必要として報告すること。
 (日本銀行様式A4)

別紙様式第四十三 (平28財令99・令改、令元財令9・令2財令06・一部改正)

根据法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

証券取引に係る預り金等に関する報告書

(年 月分)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者： _____

名称及び代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

(単位：百万円)

取引種別	月中受入額	月中払出額	当月末残高
証券売買に係る預り金			
非居住者の信用取引に係る貸付金	(返済)	(貸付け)	
非居住者の信用取引に係る貸証券受入れ金	(受入れ)	(払出し)	
非居住者の発行日取引の売付け	(売付け)	(反対)	
非居住者の発行日取引の買付け	(反対)	(買付け)	
信用取引等に係る委託保証金			

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
3 上記取引に係る非居住者との間の資金の月中の受払い及び月末残高を円換算の上、記入すること。
4 「証券売買に係る預り金」欄には、証券の条件付売買取引に係るマージンコール発生に伴う担保金、デリバティブ取引又は証券貸借取引に係る担保金又は証拠金及び信用取引又は発行日取引に係る預り金を含めないこと。
5 「信用取引等に係る委託保証金」欄には、非居住者の信用取引又は発行日取引に係る委託保証金についてのみ記入すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十五 (平28財令99(平28財令06)・令改、令元財令9・令2財令06・一部改正)

根据法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

国際航空輸送事業収支報告書(本邦航空業者分)

(年 月分)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者： _____

名称及び代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

(単位：百万円)

項目	対居住者取引	対非居住者取引
収	(1) 貨物運賃	
	① 輸出貨物運賃	
	② 輸入貨物運賃	
	③ 三國間貨物運賃	
	(2) 旅客運賃	
	④ 運賃補給金	
	(4) 航空機賃賃料	
	うちファイナンスリース契約によるもの(元金部分)	
	ファイナンスリース契約によるもの(利子部分)	
	(5) その他の収入	
うち手数料等収入		
支	(1) 運賃運賃	
	① 修繕費	
	② 燃料	
	③ 代理店手数料	
	④ 空港関連運賃	
	⑤ 航空保険料	
	⑥ その他	
うち外国人従業員給与		

出	公 的 手 数 料 等	
	② 運 送 輸 送 運 賃	
	③ 運 賃 運 算 金	
	(4) 航 空 輸 送 賃 料	
	うちファイナンスリース契約によるもの(元本部分)	
	ファイナンスリース契約によるもの(利子部分)	
(5) そ の 他 の 支 出		
うち乗務員訓練費及び一般管理費		

(記入要領) 1 西暦により記入すること。
 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
 3 「貨物運賃」欄は、対居住者取引と対非居住者取引別に区分することが困難な場合には、円貨建取引を対居住者取引、外貨建取引を対非居住者取引として記入して差し支えない。
 (日本企業規格 A 4)

別紙様式第四十六 (平28財令98・金融、平元財令9・平2財令98・一部改正)
 根拠法規：外国為替の取引等の
 報告に関する省令
 主務官庁：財 務 省
 国際航空輸送事業収支報告書(外国航空業者本部内支店・代理店分)
 (年 月分)
 財 務 大 臣 殿
 (日本銀行経由)

報告年月日： _____
 報 告 者： _____
 名 称 及 び _____
 代表者の氏名 _____
 所在国又は地域 _____
 所 在 地 _____
 責任者の氏名 _____
 担当者の氏名(電話番号) _____
 (単位：百万円)

種 目	対 居 住 者 取 引
(1) 貨 物 運 賃	
(イ) 輸 出 貨 物 運 賃	
(ロ) 輸 入 貨 物 運 賃	
(ハ) 三 面 関 貨 物 運 賃	
(2) 航 空 運 賃	
(3) 運 送 輸 送 運 賃	
(4) 航 空 輸 送 賃 料	
うちファイナンスリース契約によるもの(元本部分)	
ファイナンスリース契約によるもの(利子部分)	
(5) そ の 他 の 収 入	
うち手数料等収入	
(1) 運 送 経 費	
(イ) 経 理 費	
(ロ) 燃 料	
(ハ) 代 理 店 手 数 料	
(ニ) 空 港 側 運 賃 品	
(ホ) 航 空 保 険 料	
(ヘ) そ の 他	
うち邦人乗務員給与	

	公 的 手 数 料 等	
出	② 運 送 輸 送 運 賃	
	③ 運 賃 運 算 金	
	(4) 航 空 檢 査 借 料	
	うちファイナンス料リース契約によるもの(元本部分)	
	ファイナンス料リース契約によるもの(利子部分)	
⑤	そ の 他 の 支 出	
	うち乗務員訓練費及び一般管理費	

(記入要領) 1 西暦により記入すること。
 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について登載された者の氏名を記入すること。
 (日本企業規格 A 4)

別紙様式第四十七 (平28財令98・金融、平元財令9・平2財令98・一部改正)
 根拠法規：外国為替の取引等の
 報告に関する省令
 主務官庁：財 務 省
 運輸事業収支報告書(本邦運航業者分)
 (年 月分)

財 務 大 臣 殿
 (日本銀行経由)

報告年月日： _____
 報 告 者： _____
 名称及び _____
 代表者の氏名 _____
 所 在 地 _____
 責任者の氏名 _____
 担当者の氏名(電話番号) _____

	項 目	対 居 住 者 取 引 (単位：百万円)	対 非 居 住 者 取 引 (単位：千米ドル)
収	(1) 貨 物 運 賃		
	(イ) 輸 出 貨 物 運 賃		
	(ロ) 輸 入 貨 物 運 賃		
	(ハ) 三 國 間 貨 物 運 賃		
	(2) 旅 客 運 賃		
	(3) 用 船 料		
	(イ) 操 用 船 用 船 料		
	(ロ) 貨 物 船 用 船 料		
	(ハ) 操 用 船 用 船 料 (操 用 船 料 以 外)		
	(ニ) 旅 客 船 用 船 料 (操 用 船 料 以 外)		
(4) そ の 他 の 収 入	うち手数料等収入		
支	(1) 運 航 費		
	(イ) 燃 料 費		
	(ロ) そ の 他 輸 送 関 連		
	うち公的手数料等		
	(2) 船 具 費		
	(イ) 船 具 費		
	うち外国人船員給料		

	(a) 船舶保険料	
	(b) 船舶修繕費	
	(c) 船舶消耗品費	
	(d) その他	
	(3) 用船料	
出	(1) 採用船用船料	
	(2) 貨物船用船料 (採用船以外)	
	(3) 旅客船用船料 (採用船以外)	
	(4) その他支出	
	うち一般管理費	

(記入要領) 1 西暦により記入すること。
 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
 3 「貨物運賃」欄は、対居住者取引と対非居住者取引別に区分することが困難な場合には、円貨運賃引を対居住者取引、外貨運賃引を対非居住者取引として記入して差し支えない。
 (日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十八 (平12第48号・平14第48号・平23第48号・平元第48号・平2第48号・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
 主務官庁：財務省

運航事業収支報告書(外国運航業者本邦内支店・代理店分)

財務大臣殿
 (日本銀行経由)

報告年月日：_____

報告者：

名称及び

代表者の氏名 _____

所在国又は地域 _____

所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

(単位：百万円)

	項目	対居住者取引
収	(1) 貨物運賃	
	(1) 輸出貨物運賃	
	(2) 輸入貨物運賃	
	(3) 三層間貨物運賃	
	(2) 旅客運賃	
入	(3) 用船料	
	(1) 採用船用船料	
	(2) 貨物船用船料 (採用船以外)	
	(3) 旅客船用船料 (採用船以外)	
	(4) その他の収入 うち手数料等収入	
支	(1) 運航費	
	(1) 燃料費	
	(2) その他の輸送関連 うち公的手数料等	
	(2) 船費	
	(1) 船員費	
	うち船員給料	
	(1) 船舶保険料	
	(2) 船舶修繕費	
	(3) 船舶消耗品費	
	(4) その他	
出	(3) 用船料	
	(1) 採用船用船料	
	(2) 貨物船用船料 (採用船以外)	
	(3) 旅客船用船料 (採用船以外)	
	(4) その他の支出 うち一般管理費	

(記入要領) 1 西暦により記入すること。
 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
 (日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十九 (平12第49号・平23第58号・令2第49号・一部改正)
根據法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省
貨物の輸出入等に係る保険に関する報告書
(年月分)

財務大臣殿
(日本銀行経由)
報告年月日：
報告者：
名称及び
代表者の氏名
所在地
責任者の氏名
担当者の氏名 (電話番号)
(単位：百万円)

Table with 4 columns: 本邦貨物輸入に関する元受保険 (受取保険料), 本邦貨物輸出等に関する元受保険 (受取保険料, 支払保険金), 貨物保険にかかる事業費率 (%)

- (記入要領) 1 西暦より記入すること。
2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
3 本邦貨物輸出等及び輸入に関する元受保険の受取保険料及び支払保険金は、居住者及び非居住者との受払いを合算して記入すること。
4 「本邦貨物輸出等に関する元受保険」欄には、本邦からの輸出貨物のほか三国間貨物の輸送事故を担保する保険契約に基づく保険料の受取額及び保険金の支払額を含めて記入すること。円以外の通貨は円に換算の上、記入すること。
5 「貨物保険に係る事業費率」欄には、前事業年度における保険料収入に占める事業費の割合を、同事業費率を算出した月にのみ記入すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第五十一 (平12第51号・平23第59号・令2第51号・一部改正)
(印刷済)
表紙
目次
1 本邦貨物輸入に関する元受保険
2 本邦貨物輸出等に関する元受保険
3 貨物保険に係る事業費率
(以下略)

報告者の氏名又は名称： _____

付表1 海外支店等への対外直接投資等残高
(報告者の決算月： _____ 年 _____ 月決算)

(千通貨単位)

所在国又は地域	設置資金及び 拡張資金			支店等に対する 貸付金残高	支店等からの 借入金残高
	通貨名				

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。
 - 本表における「海外支店等」とは、法第23条第2項に規定する支店等をいい、「対外直接投資等」とは、法第20条第11号に規定する資本取引及び海外支店等に対する対外直接投資をいう。なお、当該海外支店等の有する資産の額が1億円相当額以下の場合には、報告を要しない。
 - 「設置資金及び拡張資金」、「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄には、所在国又は地域ごとに通貨別に集計し、各通貨千単位で記入すること。
 - 「設置資金及び拡張資金」欄には、支店等の純資産を記入すること。ただし、純資産の把握が困難な場合には、支店等の資産から支店名義で親会社以外から調達した資金の残高及び支店等に対する貸付金の残高を除くことにより算出しても差し支えない。
 - 「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄は、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は、記入を要しない。

付表2 外国の会社型投資信託の残高

(報告者の決算月： _____ 年 _____ 月決算)
(千通貨単位)

所在国又は地域	残 高	
	通貨名	

- (記入要領)
- 報告者が議決権の100分の10以上を所有している外国の会社型投資信託で、当該出資に係る残高が、1億円相当額（報告者の事業年度末における簿価）を超える場合、その残高を投資信託の所在国又は地域ごと、通貨ごとに記入すること。
 - 同一の所在国又は地域に対し複数の契約がある場合には通貨別に集計の上、記入すること。
 - 記入額が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する額のみを記入し次案として報告すること。

(日本産案規格 A 4)

付表 3 外国関連企業の主要資産負債勘定等
 (報告者の決算月: 年 月決算)
 報告者の氏名又は名称: _____

外国関連企業名	業種番号 又は地産	通称名 責任者名	外国関連企業から 買入たの残高	外国関連企業から 買入たの残高	外国関連企業による 買入たの残高	当社から 買入たの残高

(記入要領) 1 本表については、本省令細則各号に掲げるものについて記入すること。
 2 本表の欄には、本省令細則各号に掲げるもののうち、(1)の欄に「外国関連企業」として
 記載すること。なお、報告の対象となる業種が「債権」に属する場合は、(2)の欄に「債権」として
 記載すること。ただし、(2)の欄に「債権」と記載する場合は、(3)の欄に「債権」として
 記載すること。なお、本省令細則第3号に定める番号を記入すること。
 3 「外国関連企業」欄には、本省令細則第3号に定める番号を記入すること。
 4 「外国関連企業から当社への貸付金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等が記入
 5 要しない。
 6 「外国関連企業による当社からの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等が
 7 「外国関連企業による当社からの借入金残高」欄に記入すること。ただし、(7)の欄に「借入金」として
 8 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、又は本表表を用いて追加記入する欄を記入し、本表として報
 告すること。
 (日本企業規格 A 4)

別紙様式第五十二 (平50財令第4号、平元財令9号、平2財令第1号改正)
 根拠法規: 外国為替の取引等の
 報告に関する省令
 主務官庁: 財務省
 本部にある会社等の内部留保等に関する報告書
 (報告者の決算月: 年 月決算)
 (1年に満たない事業年度を採用している場合は上記以外の決算月: 月)
 財 務 大 臣 殿
 (日本銀行経由)

報告年月日: _____
 報告者:
 名称及び
 代表者の氏名 _____
 報告者の業種番号 _____
 住所又は所在地 _____
 責任者の氏名 _____
 担当者の氏名(電話番号) _____

1. 概況

外国投資家名	当社の設立年	年	
外国投資家の業種番号	外国投資家の当社への 議決権割合	当 期	前 期
外国投資家の所在国 又は地産		%	%
最終投資家の所在国 又は地産			

2. 当社の主要資産負債勘定等 (百万円)

科 目	当 期	科 目	当 期
当社から上記外国投資 家への貸付金残高		当社による上記外国投資 家からの借入金残高	
当社から上記外国投資 家への債券投資残高		上記外国投資家から当 社への債券投資残高	
当社から上記外国投資 家への出資残高		上記外国投資家から当 社への出資残高	
		当社の内部留保残高	
		当社の内部留保 (当期中)	

(記入要領) 1 四捨より記入すること。
 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を
 記入すること。

(記入要領) 1 本件表については、本省令第90号第1項各号及び第2項各号に掲げるものについて記入すること。
 2 各種について、報告書の事業年度末における状況に代えて、外国関連企業の直近の事業年度末の状況の記入して差し支えない。この場合、「外国関連企業名」欄には、外国関連企業の名称に加え当該外国関連企業の発行済月名を補記すること。なお、報告の対象となる株数が10億円に満たない場合は、各種の記入を要しない。
 3 「業種番号」欄には、本省令第90号第3に定める番号を記入すること。
 4 「当社から外国関連企業への貸付金額」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等及び非開田者に対する貸付等の実行の状況に関する報告書」を提出している同業会社は記入を要しない。
 5 「当社による外国関連企業からの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は記入を要しない。
 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次表として報告すること。
 (日本企業関係A4)

別紙様式第五十三 (平仮名・全角、中文字符5・中文字符11部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
 主務官庁：財務省

証券の償還等の状況報告書
 (年 末 現 在)

財務大臣殿
 (日本銀行経由)

報告年月日： _____
 報告者： _____
 名称及び代表者氏名 _____
 居住者 _____
 所在国又は地域 _____ 非居住者(該当分に○)
 報告者の区分(居住者のみ、該当分に○)
 (1. 一般政府 2. 銀行(銀行勘定) 3. 信託銀行(銀行勘定)
 4. 生命保険会社 5. 損害保険会社
 6. 投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人
 7. 金融商品取引業者 8. その他)
 所在地 _____
 責任者の氏名 _____
 担当者氏名(電話番号) _____
 (単位：百万円、千通貨単位)

1 発行又は募集した証券	(1) 種 類		
	(2) 額 面 総 額		
	(3) 発行又は募集の時期(払込日)及び場所		
	(4) 定時償還の方法		
2 償還等の状況	(1) 当年の償還・株式転換等の額	(2) 償還・株式転換等の累計額	(3) 残 高

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
 3 金額は、当該証券の券面表示通貨により記入すること。
 4 「2 償還等の状況」欄中「(1) 当年の償還・株式転換等の額」欄及び「(2) 償還・株式転換等の累計額」欄には、当該証券の元本の全額又は一部の償還、買入消却又は株式への転換について、当年中に行った額及び当年までの累計額をそれぞれ記入すること。また、「(3) 残高」欄には、当該証券の当年末の残高を記入すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第五十四 (平28財令98・金融、平元財令9・平2財令98・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

海外預金の残高に関する報告書

(年 月末)

財 務 大 臣 殿

(日本銀行経由)

報告年月日：_____

報 告 者：

氏名又は名称

及び代表者の氏名

報告者の区分(該当分に○)

1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 5. その他

住所又は所在地

責任者の氏名

担当者の氏名(電話番号)

1 報告通貨(該当分に○)

イ. 円(2. に換算方法を記入) ロ. 円以外()

(() 内に通貨名を記入すること。)

2 外国通貨の本邦通貨への換算方法(該当分に○。ハの場合には() 内に使用した換算レートを記入すること。)

イ. 月中平均レート ロ. 月末レート ハ. その他<社内レート等>

()

(単位：百万円・千通貨単位)

海外預金残高	
--------	--

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

3 「海外預金残高」欄には、月末残高が1億円相当額を超える海外預金口座の残高の合計額を報告すること。ただし、月末残高が1億円相当額以下のものを合せて集計しても差し支えない。

4 本省令別紙様式第15の1により報告した、証券の条件付売買取引に係るマージンコール発生に伴う担保金の残高、別紙様式第15の2

別紙様式第五十六

付表

1 円簿外債権、海外債権に關する各件案

…の差引利益及び損益計算書の貸借対照表

報告者の名称

(単位：百万円)

債権者別	貸付金		貸付金	
	円簿外債権	海外債権	円簿外債権	海外債権
外国銀行・公的機関等				
外国銀行・公的機関等の関係者				
租税控除				
その他				
計				

2 円簿外債権に關する各件案

…の差引利益及び損益計算書の貸借対照表

債権者別	貸付金		貸付金	
	円簿外債権	海外債権	円簿外債権	海外債権
外国銀行・公的機関等				
外国銀行・公的機関等の関係者				
租税控除				
その他				
計				

(2) 貸付金の内訳

貸付金	貸付金		貸付金	
	円簿外債権	海外債権	円簿外債権	海外債権
貸付金・保証金				
未整理金				
その他				
計				

(3) 貸付の内訳

貸付	貸付		貸付	
	円簿外債権	海外債権	円簿外債権	海外債権
先物・外債為替取引				
未受取利息				
海外債利差金				
出資復元配当金				
その他				
計				

別紙様式第五十六 (平成26年10月1日現在)

内外債の貸付金に關する報告書

(日本銀行様用)

報告者名： 株式会社

報告日： 平成26年 月 日

報告者の住所： 東京都千代田区千代田 1-1-1

報告者の代表者： 代表取締役社長 〇〇〇〇

報告者の名称 (電報略号)： 〇〇〇〇

債権者別	貸付金		貸付金	
	円簿外債権	海外債権	円簿外債権	海外債権
外国銀行・公的機関等				
外国銀行・公的機関等の関係者				
租税控除				
その他				
計				

1 円簿外債権、海外債権に關する各件案
 …の差引利益及び損益計算書の貸借対照表

2 円簿外債権に關する各件案
 …の差引利益及び損益計算書の貸借対照表

3 (1) 外債債権に關する各件案
 …の差引利益及び損益計算書の貸借対照表

4 報告者の名称、住所、代表者、報告日、報告者の名称(電報略号)は、報告書の表紙に記載すること。

5 報告者の名称(電報略号)は、報告書の表紙に記載すること。

別紙様式第五十七 (平10第令164・全改、平12第令99・一部改正)
 根拠法規：外国為替の取引等の
 報告に関する省令
 主務官庁：財務省
 デリバティブ取引に関する報告書
 (年 月分)

財務大臣 殿
 (日本銀行経由)

報告年月日： _____
 報告者： _____
 名称及び _____
 代表者の氏名 _____
 所在地 _____
 責任者記名押印 _____
 又は署名 _____
 担当者の氏名 _____
 (電話番号) _____

1 本邦店の受取・支払手数料
 (単位：千米ドル)

	前 月	当 月
受取手数料(A)		
支払手数料(B)		
受払計(A-B)		

- (記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授
 権された者が署名すること。
 2 「受取手数料」欄には、海外からの取次分について、本邦店
 が非居住者から受取った手数料を、「支払手数料」欄には、自
 己勘定分及び取次分について、銀行等が非居住者に支払った手
 数料を記入すること。
 3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入するこ
 と。
 なお、単位未満については、小数点以下第2位を四捨五入の
 上、小数点第1位までの数値とすること。
 (「2 本邦店の売買差損益及び受取・支払プレミアム」及
 び「3 証拠金預託残高」において同じ。)
 4 「受払計」欄がマイナスとなった場合は△を付すこと。
 (日本工業規格A4)

2 本邦店の売買差損益及び受取・支払プレミアム

(単位：千米ドル)

取 引 区 分	海 外			国 内 (取次分の み) [百万円]
	自 己 勘 定 分	取 次 分	合 計	
金融等先物取引の 売買差損益	前月			
	当月			
金 オ プ シ ョ ン 先 物 取 引	受取プレミアム	前月		
		当月		
	支払プレミアム	前月		
		当月		
金 オ プ シ ョ ン 現 物 取 引	受取プレミアム	前月		
		当月		
	支払プレミアム	前月		
		当月		

- (記入要領) 1 「金融等先物取引の売買差損益」欄には、先物及び先物オプション取引
 の反対売買による決済及び最終決済によって発生した売買差損益を記入す
 ること。
 なお、先物オプションのプレミアムに係る損益(反対売買による受取プ
 レミアムとその支払プレミアムの差損益を含む)並びに租税(取引所租
 等)及び証拠金その他の費用は考慮しなくてよい。
 2 オプション取引の「受取・支払プレミアム」欄は、実際にプレミアムの
 あった月に記入すること。
 3 「国内」欄には、海外からの取次分のみを記入すること。

3 証券金預託残高

(単位：千米ドル)

取引区分	前月末	当月末
海外金融等先物・先物オプション取引		
取次分		
現金残高分		
海外金融等現物オプション取引		
取次分		
現金残高分		
合計		
取次分		
現金残高分		
国内金融等先物・オプション取引 (取次分のみ)		
現金残高分 (百万円)		

(記入要領) 1 証券金の預託残高は、証券金の備洗いを行った月末における残高(自己勘定分と取次分との合計額)を記入すること。
代用有価証券を証券金として使っている場合、評価方法は原則として時価で行うこと。
2 「国内金融等先物・オプション取引」欄には、非居住者からの国内取引所への取次分を記入すること。
なお、同欄における円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
(日本工業規格 A 4)

別紙様式第五十八

別紙様式第五十八 (平成26年9月1日現在)

〒167-8502 東京都豊島区西池袋

証券取引士試験受験者の資格に附する者
証券取引士 別紙様式

別紙様式第五十八
(日本銀行様式)

証券会社名: _____
代表者の氏名: _____
住所: _____
〒: _____
別紙様式第五十八
証券取引士の氏名 (単位: 千円)

証券	証券名	証券の種別	証券の取得日	証券の取得額	証券の取得単価	証券の取得総額	証券の取得枚数	証券の取得日	証券の取得額	証券の取得単価	証券の取得総額	証券の取得枚数
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												
51												
52												
53												
54												
55												
56												
57												
58												
59												
60												
61												
62												
63												
64												
65												
66												
67												
68												
69												
70												
71												
72												
73												
74												
75												
76												
77												
78												
79												
80												
81												
82												
83												
84												
85												
86												
87												
88												
89												
90												
91												
92												
93												
94												
95												
96												
97												
98												
99												
100												

(記入要領) 1 「証券名」欄には証券名を、証券の種別については証券本行の証券名を記入すること。
2 「証券の取得日」欄には、証券の取得年月日を記入すること。
3 「証券の取得額」欄には、証券の取得額を記入すること。
4 「証券の取得単価」欄には、証券の取得単価を記入すること。
5 「証券の取得枚数」欄には、証券の取得枚数を記入すること。
(日本工業規格 A 4)

別紙様式第五十九 (平10第令164・全改、平11第令3・平12第令99・一部改正)
 根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
 主務官庁：財 務 省
 非居住者とのデリバティブ取引に関する報告書
 (年 月中)

財 務 大 臣 殿
 (日本銀行経由)

報告年月日：_____

報告者：_____

名称及び

代表者の氏名_____

所 在 地_____

責任者記名押印

又は署名_____

担当者の氏名 (電話番号) _____

(単位：百万円)

取引相手 の国籍	店頭オプション取引				先渡取引に係る	
	売 買 高	支 払 高	月 末 残 高	支 払 高	売 買 差 損 益	
	受取 プレ ミア ム	支払 プレ ミア ム	受取 プレ ミア ム	支払 プレ ミア ム	金利 先 渡 取 引	為替 先 渡 取 引
合 計						

- (記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
 2 本報告書は、本邦店における決済ベースの計数を記入すること。
 3 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次欄として報告すること。
 4 金利先渡取引以外の先渡取引に係る売買差損益については、合算の上、「為替先渡取引」欄に記入すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第六十 (平12第令第90号・一部改正)
 根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
 主務官庁：財務省
 デリバティブ取引に係る金利の受払に関する報告書
 (年 月中)

財務大臣 殿
 (日本銀行経由)
 報告年月日： _____
 報告者： _____
 名称及び代表者の氏名 _____
 所在地 _____
 責任者記名押印又は署名 _____
 担当者の氏名(電話番号) _____

(単位：千米ドル)

国	名		受		取		支		払	
	23	25	26	27	37	38	39	40		
			5	6	2			5	6	2
										49
合 計										

(記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
 2 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次案として報告すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第六十一 (平12第令第90号・一部改正)
 根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
 主務官庁：財務省
 貸付金実行状況報告書
 (年 月中)

財務大臣 殿
 (日本銀行経由)
 報告年月日： _____
 報告者： _____
 名称及び代表者の氏名 _____
 所在地 _____
 責任者記名押印又は署名 _____
 担当者の氏名(電話番号) _____

(単位：百万米ドル、億円)

		外 貨 円 貨					
		実行	回収	放棄	実行	回収	放棄
対非居住者	本邦店名義	()	()	/	()	()	/
	うち 中 長期	()	()	/	()	()	/
対居住者	海外店名義	/	/	/	/	/	/
	うち中長期	/	/	/	/	/	/

(記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
 2 () 内には特別国際金融取引勘定に経理されているものを記入(内書)すること。
 3 放棄欄には合意・取決めに基づくもの(直接償却分)を記入すること。
 4 米ドル以外の外国通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

(日本工業規格 A 4)

付表 1

日本証券の発行付分表 (繰上償還) の状況
(年 月 月 日)

種別	発行年	発行額	繰上償還		未償還額	償還率	
			金額	割合		金額	割合
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
計							

付表 2

日本証券の発行取引に係る報告書
(年 月末日迄)

報告者の名称 _____ (単位：億円)

種別	発行額	償還率	相手方	国籍	計
1 当月中途償還					
2 翌月中途償還					
3 3箇月中途償還					
4 6箇月中途償還					
5 12箇月中途償還					
6 18箇月中途償還					
7 24箇月中途償還					
8 30箇月中途償還					
9 36箇月中途償還					
10 42箇月中途償還					
11 48箇月中途償還					
12 54箇月中途償還					
13 60箇月中途償還					
14 66箇月中途償還					
15 72箇月中途償還					
16 78箇月中途償還					
17 84箇月中途償還					
18 90箇月中途償還					
19 96箇月中途償還					
20 102箇月中途償還					
21 108箇月中途償還					
22 114箇月中途償還					
23 120箇月中途償還					
24 126箇月中途償還					
25 132箇月中途償還					
26 138箇月中途償還					
27 144箇月中途償還					
28 150箇月中途償還					
29 156箇月中途償還					
30 162箇月中途償還					
31 168箇月中途償還					
32 174箇月中途償還					
33 180箇月中途償還					
34 186箇月中途償還					
35 192箇月中途償還					
36 198箇月中途償還					
37 204箇月中途償還					
38 210箇月中途償還					
39 216箇月中途償還					
40 222箇月中途償還					
41 228箇月中途償還					
42 234箇月中途償還					
43 240箇月中途償還					
44 246箇月中途償還					
45 252箇月中途償還					
46 258箇月中途償還					
47 264箇月中途償還					
48 270箇月中途償還					
49 276箇月中途償還					
50 282箇月中途償還					
51 288箇月中途償還					
52 294箇月中途償還					
53 300箇月中途償還					
54 306箇月中途償還					
55 312箇月中途償還					
56 318箇月中途償還					
57 324箇月中途償還					
58 330箇月中途償還					
59 336箇月中途償還					
60 342箇月中途償還					
61 348箇月中途償還					
62 354箇月中途償還					
63 360箇月中途償還					
64 366箇月中途償還					
65 372箇月中途償還					
66 378箇月中途償還					
67 384箇月中途償還					
68 390箇月中途償還					
69 396箇月中途償還					
70 402箇月中途償還					
71 408箇月中途償還					
72 414箇月中途償還					
73 420箇月中途償還					
74 426箇月中途償還					
75 432箇月中途償還					
76 438箇月中途償還					
77 444箇月中途償還					
78 450箇月中途償還					
79 456箇月中途償還					
80 462箇月中途償還					
81 468箇月中途償還					
82 474箇月中途償還					
83 480箇月中途償還					
84 486箇月中途償還					
85 492箇月中途償還					
86 498箇月中途償還					
87 504箇月中途償還					
88 510箇月中途償還					
89 516箇月中途償還					
90 522箇月中途償還					
91 528箇月中途償還					
92 534箇月中途償還					
93 540箇月中途償還					
94 546箇月中途償還					
95 552箇月中途償還					
96 558箇月中途償還					
97 564箇月中途償還					
98 570箇月中途償還					
99 576箇月中途償還					
100 582箇月中途償還					
101 588箇月中途償還					
102 594箇月中途償還					
103 600箇月中途償還					
104 606箇月中途償還					
105 612箇月中途償還					
106 618箇月中途償還					
107 624箇月中途償還					
108 630箇月中途償還					
109 636箇月中途償還					
110 642箇月中途償還					
111 648箇月中途償還					
112 654箇月中途償還					
113 660箇月中途償還					
114 666箇月中途償還					
115 672箇月中途償還					
116 678箇月中途償還					
117 684箇月中途償還					
118 690箇月中途償還					
119 696箇月中途償還					
120 702箇月中途償還					
121 708箇月中途償還					
122 714箇月中途償還					
123 720箇月中途償還					
124 726箇月中途償還					
125 732箇月中途償還					
126 738箇月中途償還					
127 744箇月中途償還					
128 750箇月中途償還					
129 756箇月中途償還					
130 762箇月中途償還					
131 768箇月中途償還					
132 774箇月中途償還					
133 780箇月中途償還					
134 786箇月中途償還					
135 792箇月中途償還					
136 798箇月中途償還					
137 804箇月中途償還					
138 810箇月中途償還					
139 816箇月中途償還					
140 822箇月中途償還					
141 828箇月中途償還					
142 834箇月中途償還					
143 840箇月中途償還					
144 846箇月中途償還					
145 852箇月中途償還					
146 858箇月中途償還					
147 864箇月中途償還					
148 870箇月中途償還					
149 876箇月中途償還					
150 882箇月中途償還					
151 888箇月中途償還					
152 894箇月中途償還					
153 900箇月中途償還					
154 906箇月中途償還					
155 912箇月中途償還					
156 918箇月中途償還					
157 924箇月中途償還					
158 930箇月中途償還					
159 936箇月中途償還					
160 942箇月中途償還					
161 948箇月中途償還					
162 954箇月中途償還					
163 960箇月中途償還					
164 966箇月中途償還					
165 972箇月中途償還					
166 978箇月中途償還					
167 984箇月中途償還					
168 990箇月中途償還					
169 996箇月中途償還					
170 1002箇月中途償還					
171 1008箇月中途償還					
172 1014箇月中途償還					
173 1020箇月中途償還					
174 1026箇月中途償還					
175 1032箇月中途償還					
176 1038箇月中途償還					
177 1044箇月中途償還					
178 1050箇月中途償還					
179 1056箇月中途償還					
180 1062箇月中途償還					
181 1068箇月中途償還					
182 1074箇月中途償還					
183 1080箇月中途償還					
184 1086箇月中途償還					
185 1092箇月中途償還					
186 1098箇月中途償還					
187 1104箇月中途償還					
188 1110箇月中途償還					
189 1116箇月中途償還					
190 1122箇月中途償還					
191 1128箇月中途償還					
192 1134箇月中途償還					
193 1140箇月中途償還					
194 1146箇月中途償還					
195 1152箇月中途償還					
196 1158箇月中途償還					
197 1164箇月中途償還					
198 1170箇月中途償還					
199 1176箇月中途償還					
200 1182箇月中途償還					
201 1188箇月中途償還					
202 1194箇月中途償還					
203 1200箇月中途償還					

(記入要領) 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し、次表として報告すること。
(日本工業規格 B 4)

別紙様式第六十四 (平成26年6月1日現在)

金融の購入計画書(注)に添付する「証券に係る証券・証券又は銀行手数料支払明細書」

氏名：〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
 住所：〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
 証券番号：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 証券の種類：〇〇〇〇

区分	債名	発行日	償還日	債面額	取得額	取得単価	取得日	取得場所
国債	30年	2012.10.1	2042.10.1	1000000	980000	980	2013.10.1	〇〇〇〇
地方債	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇
社債	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇

(注) 1. 債名には、発行主体(国、地方公共団体、金融機関、地方自治体等)及び発行目的(建設、償還、元金控除等)を記載する。2. 発行主体は、発行主体の名称及び住所を記載する。3. 発行日は、発行された日を記載する。4. 償還日は、償還されるべき日を記載する。5. 債面額は、発行された債の額を記載する。6. 取得額は、取得した債の額を記載する。7. 取得単価は、取得した債の額を債面額で除したものを記載する。8. 取得日は、取得した日を記載する。9. 取得場所は、取得した場所(証券会社、銀行等)を記載する。

金融の貸付計画書(注)に添付する「証券に係る証券・証券又は銀行手数料支払明細書」

報告者の名称：〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 (単位：千円)

区分	債名	発行日	償還日	債面額	貸付額	貸付単価	貸付日	貸付場所
国債	30年	2012.10.1	2042.10.1	1000000	980000	980	2013.10.1	〇〇〇〇
地方債	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇
社債	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇

(注) 1. 債名には、発行主体(国、地方公共団体、金融機関、地方自治体等)及び発行目的(建設、償還、元金控除等)を記載する。2. 発行主体は、発行主体の名称及び住所を記載する。3. 発行日は、発行された日を記載する。4. 償還日は、償還されるべき日を記載する。5. 債面額は、発行された債の額を記載する。6. 貸付額は、貸付した債の額を記載する。7. 貸付単価は、貸付した債の額を債面額で除したものを記載する。8. 貸付日は、貸付した日を記載する。9. 貸付場所は、貸付した場所(証券会社、銀行等)を記載する。

別紙様式第六十五 (平10第令164・全改、平12第令99・一部改正)
 根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
 主務官庁：財務省
 対外支払手段等の売買に関する報告書

(年 月 分)
 報告年月日：_____
 財務大臣 殿 報告者：_____
 (日本銀行経由) 名称及び代表者の氏名_____
 所在地_____
 責任者記名押印_____
 又は署名_____
 担当者の氏名(電話番号)_____

1 先物為替予約 (単位：千米ドル)

	先物買予約		先物売予約	
	期中取引	期末残高	期中取引	期末残高
対顧客取引				
対国内銀行取引				
対外国金融機関等取引				

2 通貨スワップ取引・スワップション取引 (単位：千米ドル)

	期中取引 (約定元本額)		期中残高 (約定元本額)	
	対顧客取引			
対国内銀行取引				
対外国金融機関等取引				

3 通貨オプション取引

① コール・オプション取引 (単位：千米ドル)

	オプションの買		オプションの売	
	期中取引	期末残高	期中取引	期末残高
対顧客取引				
対国内銀行取引				
対外国金融機関等取引				

② プット・オプション取引 (単位：千米ドル)

	オプションの買		オプションの売	
	期中取引	期末残高	期中取引	期末残高
対顧客取引				
対国内銀行取引				
対外国金融機関等取引				

(記入要領) 1 本報告書は、本邦店の四半期中に取引を締結した対外支払手段等の売買高の合計額を記入すること。
 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
 3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第六十六 (平10第令164・全改、平12第令99・一部改正)
 根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
 主務官庁：財務省
 デリバティブ取引に関する報告書

(年 月 分)
 報告年月日：_____
 財務大臣 殿 報告者：_____
 (日本銀行経由) 名称及び代表者の氏名_____
 所在地_____
 責任者記名押印_____
 又は署名_____
 担当者の氏名(電話番号)_____

1 受取・支払手数料 (単位：千米ドル)

	前	月	当	月
受取手数料 (A)				
支払手数料 (B)				
受払計 (A-B)				

(記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が署名すること。
 2 「受取手数料」欄には、海外からの取次分について、本邦店が赤居住者から受取った手数料を、「支払手数料」欄には、自己勘定及び取次分について、証券会社、保険会社、証券投資信託業者又は金融先物取引業者が赤居住者に支払った手数料を記入すること。
 3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
 なお、単位未満については、小数点以下第2位を四捨五入の上、小数点第1位までの数値とすること。
 (「2 売買差損益及び受取・支払プレミアム」及び「3 証拠金預託残高」において同じ。)
 4 「受払計」欄がマイナスとなった場合は△を付すこと。

(日本工業規格 A 4)

2 売買差損益及び受取・支払プレミアム (単位:千円)

Table with columns for '取引区分' (Transaction Category), '海内' (Domestic), and '海外' (Overseas). Rows include 'デリバティブ取引の売買差損益' (Derivative trading gains/losses) and '受取・支払プレミアム' (Received/Paid premiums).

(記入要領) 1 「デリバティブ取引の売買差損益」欄には、デリバティブ取引の反対売買による決済及び最終決済によって発生した売買差損益(別紙様式第五十九により報告した先渡取引に係る売買差損益を除く)を記入すること。
2 オプション取引の「受取・支払プレミアム」欄は、実際にプレミアムがあった月に記入すること。
3 「国内」欄には、海外からの取次分のみを記入すること。

3 証拠金預託残高 (単位:千円)

Table for recording margin deposit balances. Columns include '取引区分' (Transaction Category), '前月' (Previous Month), '当月' (Current Month), and '期末' (End of Month). Rows include '海外金融等先物・先物オプション取引' (Foreign derivatives) and '国内金融等先物・オプション取引' (Domestic derivatives).

(記入要領) 1 証拠金の預託残高は、証拠金の値洗いを行った月末における残高(自己勘定分と取次分との合計額)を記入すること。
2 「国内金融等先物・オプション取引」欄には、非居住者からの国内取引所への取次分を記入すること。
なお、同欄における円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。(日本工業規格 A 4)

別紙様式第六十七 (平10業令164・全改、平12業令99・一部改正)
根拠法規: 外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁: 財務省

外貨証券売買契約状況報告書
(年月日約定分)

Report header section including '報告年月日' (Report Date), '報告者' (Reporter), '名称及び代表者の氏名' (Name and Representative Name), '所在地' (Location), and '責任者記名押印又は署名' (Signature/Seal of Responsible Person).

一般売買 (単位:千円)

Table for general trading. Columns: '区分' (Category), '買入額' (Purchase Amount), '売却額' (Sales Amount), '純買入額' (Net Purchase Amount). Rows include '証券対称先物取引' (Symmetrical derivative) and '証券対称先物以外の先物取引' (Derivative other than symmetrical).

条件付売買 (現先売買) (単位:千円)

Table for conditional trading. Columns: '区分' (Category), '買入(売却)額' (Purchase/Sale Amount), '売戻し(買戻し)額' (Redemption Amount), '純買入(売却)額' (Net Purchase/Sale Amount). Rows include '買現先' (Buy current) and '売現先' (Sell current).

(記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
2 「一般売買」欄には、外貨証券の受渡決済を伴う売買契約(条件付売買を除く)の締結の日(外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引、外国有価証券市場における有価証券の売戻しに係る有価証券オプション取引と類似の取引、有価証券先渡取引又は有価証券の売買に係る有価証券店頭オプション取引については、外貨証券の受渡決済を行うことが確定した日)の当該取引の状況を記入すること。
3 自社の取引及び有価証券の買戻し又は代返しに係る取引について記入すること。
4 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
5 「短期証券」欄には、原契約期間が1年以内の証券の合計額を記入すること。
6 報告対象の日において、元本の償還金の受領があった場合は、当該償還金額を各区分に応じ、「売却額」欄に記入すること。(外業)
(日本工業規格 A 4)

付 表

外貨証券売買契約状況報告書（大口取引分）
（ 年 月 日約定分）

債券等 [該当分に○]
株 式 [債券等、株式ごとに別業とすること]
報告者の名称

結 算 期	市 場	額面金額 千通貨 千単位	売買金額 千米ドル	利 率 %	償還期限 年月日	受渡日 年月日
居住者の買入						
居住者の売却						
償 還						

- (記入要領)
- 報告書の対象となる取引のうち、同一銘柄の額面金額が1千万米ドル以上のもの（米国財務省証券にあっては、同一銘柄の額面金額が3千万米ドル以上のものを、また、株式にあっては、同一銘柄の売買金額が1千万米ドル以上のものについて記入して差し支えない。）並びにユーロ円債（外国において発行又は募集した本邦通貨表示の証券をいう。）及び円リンク債（外貨証券のうち、当該外貨証券の引渡契約締結時において、当該外貨証券の表示通貨又は償還金を本邦通貨に固定されているものをいう。）について、記入すること。
 - 債券等にあっては、当該債券等の受渡決済を伴う売買契約（条件付売買を除く。）の締結の日（外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引、外国有価証券市場における有価証券の売買に係る有価証券オプション取引と類似の取引、有価証券先渡取引又は有価証券の売買に係る有価証券店頭オプション取引については、当該債券等の受渡決済を行うことが確定した日）の当該契約の状況を記入すること。
 - 株式にあっては、「額面金額」、「利率」、「償還期限」の各欄の記入を要しない。
 - 「額面金額」欄には、原通貨単位で記入し、通貨名を明記すること。
 - 「売買金額」欄には、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
 - 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。
- (日本工業規格 A 4)

別紙様式第六十八

別紙様式第六十八 (平成16年10月1日改定、平成26年10月1日改正)

外貨証券売買契約状況報告書
(年 月 日約定分)

報告者の名称

報告年月日: _____
報告者: _____
代表者の氏名: _____
所 住 址: _____
業 務 所 在 地: _____
報告者の住所 (電話番号): _____ (単位: 百万円)

銘柄	居住者の買入					居住者の売却					買入額	備 考
	5月	4月	3月	2月	1月	5月	4月	3月	2月	1月		
米 国 債												
外 債												
株 式												
債 券												
其 他												
計												

- (記入要領)
- 「居住者の買入」欄には、報告書の提出日について買入額を計上する銘柄又は債券を記入すること。また、報告書の提出日より前の買入額を計上する銘柄又は債券については、括弧書きで前月の買入額を計上すること。
 - 「居住者の売却」欄には、報告書の提出日について売却額を計上する銘柄又は債券を記入すること。また、報告書の提出日より前の売却額を計上する銘柄又は債券については、括弧書きで前月の売却額を計上すること。
 - 「債 券」欄には、報告書の提出日について、元本の償還金額を計上する銘柄又は債券を記入すること。また、報告書の提出日より前の償還金額を計上する銘柄又は債券については、括弧書きで前月の償還金額を計上すること。
- (日本工業規格 A 4)

付 表

円私証券売買契約状況報告書（大口取引分）

（ 年 月 日約定分）

債券等〔該当分○〕
株 式〔債券等、株式ごとに別業とすること〕

報告者の名称

投資家名（国籍）	金 額	銘	柄	受 渡 日
赤 居 住 者 の 買 入	百万円			年 月 日
赤 居 住 者 の 売 却				
償 還				

- （記入要領）
- 1 報告書の対象となる取引のうち、同一銘柄の売買金額が、債券等にあつては10億円以上のもの及び株式にあつては2億円以上のものについて、記入すること。
 - 2 債券等にあつては、当該債券等の受渡決済を伴う売買契約（条件付売買を除く。）の締結の日（有価証券先物取引、有価証券の売買に係る有価証券オプション取引、有価証券先渡取引又は有価証券の売買に係る有価証券店頭オプション取引については、当該債券等の受渡決済を行うことが確定した日）の当該契約の状況を記入すること。
 - 3 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本工業規格 A 4）

別紙様式第六十九（平10第令164・全改、平12第令99・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

外貨証券売買契約状況報告書

（ 年 月 日約定分）

財務大臣 殿

（日本銀行経由）

報告者： _____
名 称 及 び _____
代表者の氏名 _____
所 在 地 _____
責任者記名押印 _____
又 は 署 名 _____
担当者の氏名（電話番号） _____

一般売買

証券の種類	居住者の買入額	居住者の売却額	純買入額
株 式			
債券（除く短期証券）			
短 期 証 券			
繰 渡 性 預 金 証 書			
コマーシャル・ペーパー			
そ の 他			
合 計			

条件付売買（現先売買）

（単位：千米ドル）

取引区分	買入（売却）額	売戻し（買戻し）額	純買入（売却）額
居住者の買戻先	短 期		
	中 長 期		
居住者の売戻先	短 期		
	中 長 期		

- （記入要領）
- 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
 - 2 「一般売買」欄には、外貨証券の受渡決済を伴う売買契約（条件付売買を除く。）の締結の日（外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引、外国有価証券市場における有価証券の売買に係る有価証券オプション取引と類似の取引、有価証券先渡取引又は有価証券の売買に係る有価証券店頭オプション取引については、外貨証券の受渡決済を行うことが確定した日）の当該契約の状況を記入すること。
 - 3 「居住者」には自社を含む。
 - 4 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
 - 5 「短期証券」欄には、原契約期間が1年以内の証券の合計額を記入すること。
 - 6 報告対象の日において、元本の償還金の受領があった場合は、当該償還金額を各区分に応じ、「居住者の売却額」欄にかこ書（外書）すること。

（日本工業規格 A 4）

付 表

外貨証券売買状況報告書（大口取引分）
（ 年 月 日約定分）

債券等 [該当分に〇]
株 式 [債券等、株式ごとに別業とすること]

報告者の名称

	結 構	市 場	額面金額		利 率	償還期限	受 渡 日
			買入	売却	％		
居住者の買入			原通貨 千単位	千米ドル	％	年月日	年月日
居住者の売却							
償 還							

- (記入要領)
- 報告書の対象となる取引のうち、同一銘柄の額面金額が1千万米ドル以上のもの(米国財務省証券にあっては、同一銘柄の額面金額が3千万米ドル以上のものを、また、株式にあっては、同一銘柄の売買金額が1千万米ドル以上のものについて記入して差し支えない。)並びにユーロ債(外国において発行又は募集した本邦通貨表示の証券をいう。)及び円リンク債(外貨証券のうち、当該外貨証券の引渡契約締結時において、当該外貨証券の表示通貨又は償還金を本邦通貨に固定させているものをいう。)について、記入すること。
 - 債券等にあっては、当該債券等の受渡決済を伴う売買契約(条件付売買を除く。)の締結の日(外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引、外国有価証券市場における有価証券の売買に係る有価証券オプション取引と類似の取引、有価証券先物取引又は有価証券の売買に係る有価証券店頭オプション取引については、当該債券等の受渡決済を行うことが確定した日)の当該契約の状況を記入すること。
 - 株式にあっては、「額面金額」、「利率」、「償還期限」の各欄の記入を要しない。
 - 「額面金額」欄には、原通貨単位で記入し、通貨名を明記すること。
 - 「売買金額」欄には、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
 - 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第七十

別紙様式第七十 (単位:億円) (注:平成15年度分～平成16年度分)

株 式 大 原 業
(日本銀行株)

外貨証券の売買状況報告書
(年 月 分)

報告日: 年 月 日
報告者: 株式会社 大原業
報告書の作成: 大原業(株) 大原 隆夫
報告書の承認: 大原業(株) 大原 隆夫
(代表取締役)

	結 構	市 場	額面金額		利 率	償還期限	受 渡 日
			買入	売却	％		
居住者の買入			原通貨 千単位	千米ドル	％	年月日	年月日
居住者の売却							
償 還							

2010年12月31日 资产负债表

资产	负债及所有者权益
流动资产	流动负债
货币资金	短期借款
应收账款	应付账款
预付款项	预收款项
其他应收款	应付职工薪酬
存货	应交税费
流动资产合计	其他应付款
非流动资产	长期借款
固定资产	应付债券
无形资产	长期应付款
非流动资产合计	所有者权益
资产总计	实收资本
	资本公积
	盈余公积
	未分配利润
	所有者权益合计
	负债及所有者权益总计

2010年12月31日 利润表

项目	金额
营业收入	
营业成本	
营业利润	
营业外收入	
营业外支出	
利润总额	
所得税费用	
净利润	
其他综合收益	
综合收益总额	
归属于母公司所有者的综合收益总额	
归属于少数股东的综合收益总额	

付 表 1

外貨証券の条件付売買（現先売買）の状況
（年 月末日現在）

報告者の名称

1 当月中売買高 (単位：千米ドル)

取引の相手方	居住者の買現先				居住者の売現先			
	買入額	売戻額	買入残	残高	売戻額	買戻額	売戻残	残高
目								
非居住者								
銀行(含む信託銀行)								
他の証券会社								
生命・損害保険会社								
投資信託委託業者								
己								
公的機関								
その他								
計								
委								
託								
非居住者								
銀行(含む信託銀行)								
他の証券会社								
生命・損害保険会社								
投資信託委託業者								
公的機関								
その他								
計								
合								
計								

2 対非居住者取引の期限別残高内訳

(単位：千米ドル)

	短期	中長期	合計	自己	委託
月限					
月限					
月限					
月限					
月限					
月限					
月限 (9か月限)					

(日本工業規格 B 4)

報告者の名称

3 対非居住者取引の国籍別内訳 (単位：千米ドル)

取引の相手方の国籍別	取引区分				居住者の買現先				居住者の売現先				
	買入額	売戻額	買入残	残高	売戻額	買戻額	売戻残	残高					
目													
非居住者													
銀行(含む信託銀行)													
他の証券会社													
生命・損害保険会社													
投資信託委託業者													
己													
公的機関													
その他													
計													
委													
託													
非居住者													
銀行(含む信託銀行)													
他の証券会社													
生命・損害保険会社													
投資信託委託業者													
公的機関													
その他													
計													

(記入要領) 1 譲渡後預金証書及びコマースナル・ペーパーの条件付売買については両者を合計の上、かっこ書(外書)すること。
2 「短期」欄には、取引の対象となる外貨証券の原契約期間等が1年以内のものを記入し、「中長期」欄には、取引の対象となる外貨証券の原契約期間等が1年を超えるものを記入すること。

(日本工業規格 B 4)

【注】

1. 本表は、本邦の証券市場に上場している外国証券の取引状況を示すものである。なお、本表に記載の金額は、日本円換算の金額であり、米ドル換算の金額とは異なる。
2. 本表は、本邦の証券市場に上場している外国証券の取引状況を、本邦の証券市場に上場している外国証券の取引先別に示す。なお、本表に記載の金額は、日本円換算の金額であり、米ドル換算の金額とは異なる。
3. 本表は、本邦の証券市場に上場している外国証券の取引状況を、本邦の証券市場に上場している外国証券の取引先別に示す。なお、本表に記載の金額は、日本円換算の金額であり、米ドル換算の金額とは異なる。
4. 本表は、本邦の証券市場に上場している外国証券の取引状況を、本邦の証券市場に上場している外国証券の取引先別に示す。なお、本表に記載の金額は、日本円換算の金額であり、米ドル換算の金額とは異なる。
5. 本表は、本邦の証券市場に上場している外国証券の取引状況を、本邦の証券市場に上場している外国証券の取引先別に示す。なお、本表に記載の金額は、日本円換算の金額であり、米ドル換算の金額とは異なる。

証券種別	取引先	買入				売却				純買入				純売却			
		金額	枚数	平均単価	残高	金額	枚数	平均単価	残高	金額	枚数	平均単価	残高	金額	枚数	平均単価	残高
外国債券	証券会社																
外国株式	証券会社																
外国債券	個人																
外国株式	個人																
外国債券	その他																
外国株式	その他																
合計																	

付表 1

外貨証券の条件付売買（現先取引）の状況

（ 年 月末日現在）

報告者の名称

1 当月中の売買高 (単位:百万米ドル)

取引区分 取引の相手方	居住者の買現先				居住者の売現先			
	買入額	売戻額	純買入額	残高	売却額	買戻額	純売却額	残高
非居住者								
居住者(証券会社等)								
合計								

2 当月中の対非居住者取引の国別別内訳 (単位:百万米ドル)

取引相手の国籍	取引区分	居住者の買現先				居住者の売現先			
		買入額	売戻額	純買入額	残高	売却額	買戻額	純売却額	残高

(記入要領) 1 譲渡性預金証券及びコマーシャル・ペーパーについては、両者の合計の上、かつ書(外書)すること。
2 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

(日本工業規格 A 4)

(裏面)

【共通項目】欄のコード表等
1. 「取引種別」

項目	コード
非居住者の買入	20
非居住者の売却	21
債 券	22
付 表 1 関 係	30
非居住者の売却先	30
非居住者の買戻先	32

2. 「証券種別」

区 分	コー ド
株 式	中長期 短期
株 引 受 権 証 書	100 110
新 株 引 受 権 証 書	120
国 債	200 201
特 種 債	300 301
金 融 債	400 401
譲 渡 預 金 証 書	450 451
地 債	500 501
社 債	600 601
コ ー シ ュ ル ・ ベ ン ム ー (非 居 住 者 発 行 分)	650 651
” (非 居 住 者 発 行 分)	690 691
円 建 外 債	700 701
変 換 証 券	800
そ の 他 の 証 券	900 901

(注)中長期、短期の区分は、証券の満期期間が1年を越えるものを中長期、1年以内のものを短期とする。

(注)本報告書の提出に際しては、この欄面を転写することはない。

3. 「特記」

項目	コー ド
特 記 な し	0
公 票 増 資	5

付 表 1

外国証券の発行付添資料(現任発行者)の作成

(年 月)

発行元	発行元住所	発行元電話番号	発行元FAX番号	発行元Eメール
発行元住所	発行元住所	発行元住所	発行元住所	発行元住所

発行元の国名 (国名を記入)

発行元の住所 (住所を記入)

証券種別	証券コード	証券名	発行元住所		発行元電話番号		発行元FAX番号		発行元Eメール	
			国名	住所	国名	住所	国名	住所	国名	住所
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49										
50										

(注)本報告書の提出に際しては、この欄面を転写することはない。

付表 2

日本証券の買値取引に係る報告書
(年 月末日迄)

報告者の名称

(単位：億円)

買値取引の相手方の国名	計
米国	
日本	
中国	
台湾	
香港	
韓国	
インド	
その他	
計	

(記入要領) 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次案として報告すること。

(日本工業規格 B 4)

別紙様式第七十三 (単位：億円)
財務大臣 閣 下
日本証券の買値取引に係る報告書
(年 月末日迄)

報告年月日： _____
住所： _____
代表者の氏名： _____
報告者の氏名(電話番号)： _____
担当者の氏名(電話番号)： _____

買値取引の相手方の国名	計
米国	
日本	
中国	
台湾	
香港	
韓国	
インド	
その他	
計	

(記入要領) 1. 買値取引の相手方の国名は、報告の出発点について報告された者が住所を有する国名を記入すること。
2. 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次案として報告すること。

(日本工業規格 B 4)

別紙様式第七十四 (平12第令第9号一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

証券の対外売買契約等に係る利子又は配当金の支払報告書

(年 月分)

財務大臣殿 報告年月日： _____
(日本銀行経由) 報告者： (18~22) _____
名称及び代表者の氏名 _____
所在地 _____
責任者記名押印 _____
又は署名 _____
担当者の氏名(電話番号) _____

(単位：千米ドル)

国名	配当金			債券利子			収益分配金
	子会社配当金	その他の配当金	長期	短期	長期	短期	
米 国	541	544	546	543	561	599	
カナダ							
オーストラリア							
スイス							
ベルギー							
フランス							
ドイツ							
イタリア							
ルクセンブルク							
オランダ							
イギリス							
露 露							
シンガポール							
合 計							

- (記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
2 国別区分は、原取引(支払の原因となった取引をいう。)の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の相手方の所在国又は地域により区分して差し支えない。
3 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。
4 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
5 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次案として報告すること。

(日本工業規格 A 4)

付 表

証券の対外売買契約等に係る利子又は配当金の支払の受領報告書

(年 月分)

報告者の名称 _____

(単位：千米ドル)

国名	配当金			債券利子			収益分配金
	子会社配当金	その他の配当金	長期	短期	長期	短期	
米 国	541	544	546	543	561	599	
カナダ							
オーストラリア							
スイス							
ベルギー							
フランス							
ドイツ							
イタリア							
ルクセンブルク							
オランダ							
イギリス							
露 露							
シンガポール							
合 計							

- (記入要領) 1 国別区分は、原取引(支払の受領の原因となった取引をいう。)の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の受領の相手方の所在国又は地域により区分して差し支えない。
2 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。
3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
4 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次案として報告すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第七十五 (平12第49号一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

金融の貸付利息及び外貨証券取得等に係る
利子又は配当金の支払の受領報告書

(年 月分)

財 務 大 臣 殿 報告年月日： (18~22)
(日本銀行経由) 報 告 者： 名称及び
代表者の氏名

所 在 地

責任者記名押印

又は署名

担当者の氏名(電話番号)

(単位：千米ドル)

国 名	金融の貸付利息		配 当 金		債 券 利 子		収 入 基 金
	子会社以外の 子会社との 取引	子会社 の配当 金	子会社 以外の 配当 金	長期 債	子会社以外の 子会社との 取引	短期 債	
	555	552	551	554	556	553	559
米 国	25	226	378	480	620	734	886
オーストラリア	601						
オーストリア	15						
ベルギー	208						
フランス	210						
ドイツ	233						
イタリア	220						
ルクセンブルク	22						
オランダ	209						
イギリス	228						
露 国	108						
シンガポール	112						
合 計							

- (記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
2 国別区分は、原取引(支払の受領の原因となった取引をいう。)の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の受領の相手先の所在国又は地域により区分して差し支えない。
3 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。
4 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
5 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次乗として報告すること。
(日本工業規格 A 4)